

令和7年4月 校 園 長 会 資 料

1	令和7年度 教育費予算について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	令和7年度 教育委員会事務局 業務担当者一覧・・・・・・・・	6
3	学校規模適正化事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	教育情報化推進事業等について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
5	学校施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6	「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン」について・・・・・・・・	16
7	令和7年度 学力×ICTに係る取組について・・・・・・・・	17
8	特別支援学級及び通級による指導について・・・・・・・・	19
9	学校危機管理マニュアル及び学校安全計画について・・・・・・・・	23
10	令和7年度学力向上支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	34
11	令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について・・・・・・・・	37
12	令和7年度担当者会一覧について・・・・・・・・・・・・・・・・	39
13	休日の学校部活動の地域移行に係る「令和7年度モデル事業」について・・・	40
14	令和7年度教育支援課の主な事業内容一覧・・・・・・・・	42
15	令和7年度の不登校対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	44
16	いじめ問題への適切な対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	50
17	令和7年度 人権教育について・・・・・・・・・・・・・・・・	62
18	日本語教育の充実に向けた取組について・・・・・・・・	76
19	令和7年度 子ども議会について・・・・・・・・・・・・・・・・	78
20	コミュニティ・スクールの推進について・・・・・・・・	83
21	通学路の安全確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	87
22	過剰な苦情や不当な要求等の対応について・・・・・・・・	89
23	教育支援課の出前講座について・・・・・・・・・・・・・・・・	90
24	令和6年度末人事異動状況について・・・・・・・・	92
25	令和7年度管理職研修について・・・・・・・・・・・・・・・・	94
26	学校評価について・・・・・・・・・・・・・・・・	95
27	学校における働き方改革について・・・・・・・・	97
28	ストレスチェックの活用について・・・・・・・・	99
29	教職員の服務規律の徹底について・・・・・・・・	100

令和7年度鈴鹿市教育費予算

歳 入

(単位：千円)

費 目	令和7年度	令和6年度	増 減	対前年比
国 県 支 出 金	617,401	836,362	▲218,961	▲26.2%
地 方 債	383,100	899,600	▲516,500	▲57.4%
そ の 他	1,034,490	1,380,528	▲346,038	▲25.1%
一 般 財 源	5,202,155	5,346,173	▲144,018	▲2.7%
計	7,237,146	8,462,663	▲1,225,517	▲14.5%

歳 出

(単位：千円)

費 目	令和7年度	構成比%	令和6年度	構成比%	増 減	対前年比
教 育 費 総 額	7,237,146	100.0%	8,462,663	100.0%	▲1,225,517	▲14.5%
教 育 総 務 費	2,028,356	28.0%	2,178,297	25.7%	▲149,941	▲6.9%
教育委員会費	17,703		16,992		711	4.2%
事務局費	640,269		584,352		55,917	9.6%
教育振興費	1,370,384		1,576,953		▲206,569	▲13.1%
小 学 校 費	2,084,470	28.8%	2,045,262	24.2%	39,208	1.9%
学校管理費	1,141,491		966,904		174,587	18.1%
教育振興費	399,505		482,471		▲82,966	▲17.2%
学校建設費	543,474		595,887		▲52,413	▲8.8%
中 学 校 費	983,290	13.6%	1,577,224	18.6%	▲593,934	▲37.7%
学校管理費	235,680		284,107		▲48,427	▲17.0%
教育振興費	260,153		231,241		28,912	12.5%
学校建設費	487,457		1,061,876		▲574,419	▲54.1%
幼 稚 園 費	308,648	4.3%	314,501	3.7%	▲5,853	▲1.9%
幼稚園費	308,648		314,501		▲5,853	▲1.9%
社 会 教 育 費	164,503	2.3%	716,757	8.5%	▲552,254	▲77.0%
社会教育（総務）費	164,503		260,261		▲95,758	▲36.8%
文化財保護費	0		74,727		▲74,727	▲100.0%
博物館費	0		45,857		▲45,857	▲100.0%
公民館費	0		169,539		▲169,539	▲100.0%
図書館費	0		166,373		▲166,373	▲100.0%
保 健 体 育 費	1,667,879	23.0%	1,630,622	19.3%	37,257	2.3%
保健体育総務費	76,651		79,335		▲2,684	▲3.4%
学校給食センター費	681,633		726,686		▲45,053	▲6.2%
学校給食費	909,595		824,601		84,994	10.3%

令和7年度教育費予算 主な事業について

1 教育委員会事務局所管事業

区 分	令和7年度 予 算 額	令和6年度 予 算 額	対前年度	
			増 減 額	増減率
教育委員会事務局	6,369,531	7,060,143	▲690,612	▲9.8%

◆学校給食費管理費／食材調達費 896,380 千円【教育総務課】

(前年度予算額 811,405 千円 84,975 千円増)

- ・学校給食食材の調達費。

◆教育情報化推進費 437,881 千円【教育政策課】

(前年度予算額 676,326 千円 238,445 千円減)

- ・鈴鹿市教育 I C T 環境整備事業における教育情報ネットワーク等の構築及び運用管理。児童生徒用端末の更新、鈴鹿市教育 I C T 基盤構築運用業務等。

◆教育推進費／事務費 880 千円【教育政策課】

(前年度予算額 462 千円 418 千円増)

- ・「新たな小学校」開校に向けた学校再編準備委員会の運営、校章、校歌の作成、地域向けニュースの発行等。

◆教育推進費／スクールバス運行事業費 1,675 千円【教育政策課】

- ・スクールバス試乗会・体験会の実施、乗降場所標識の作成等。

◆河曲小学校施設整備費／屋内運動場 118,937 千円【教育政策課】

(前年度予算額 395,400 千円 276,463 千円減)

- ・旧屋内運動場解体工事、渡り廊下建築工事等。

◆郡山小学校施設整備費／校舎 115,432 千円【教育政策課】

- ・「新たな小学校」開校に係る郡山小学校の改修工事等。

◆教育施設環境整備費／屋内運動場空調設備整備費 123,872 千円【教育政策課】

(前年度予算額 86,089 千円 37,783 千円増)

- ・小学校の屋内運動場に設置する空調設備等の機器材の借上料等。

- ◆学校施設長寿命化・大規模改造事業費 53,272 千円【教育政策課】
(前年度予算額 0 円 53,272 千円増)
 - ・長太小学校外壁・トイレほか改修工事等。

- ◆教育施設環境整備費／屋内運動場空調設備整備費 32,416 千円【教育政策課】
(前年度予算額 4,827 千円 27,589 千円増)
 - ・中学校の屋内運動場に設置する空調設備等の機器材の借上料等。

- ◆学校施設長寿命化・大規模改造事業費 415,508 千円【教育政策課】
(前年度予算額 787,709 千円 372,201 千円減)
 - ・白子中学校東館ほか改修工事等。

- ◆就学援助費（小学校・中学校） 190,206 千円【学校教育課】
(前年度予算額 177,503 千円 12,703 千円増)
 - ・要保護及び準要保護世帯の児童生徒に対し、学用品費等を援助。

- ◆学びサポート環境づくり事業費（小学校・中学校） 283,849 千円【学校教育課】
(前年度予算額 310,829 千円 26,980 千円減)
 - ・特別支援補助員（介助員・支援員）並びに特別支援教育、少人数指導、複式学級及び教科担任制に対応するための非常勤講師を配置。
 - ・医療的行為を必要とする学校に看護師を配置。

- ◆学力向上支援事業費 17,534 千円【教育指導課】
(前年度予算額 15,050 千円 2,484 千円増)
 - ・読解力向上ワークシートライセンス利用料及びリーディングD Xスクール事業報償費等。

- ◆読書活動推進事業費 3,856 千円【教育指導課】
(前年度予算額 4,614 千円 758 千円減)
 - ・中学校への電子図書システム運用費用及び電子図書コンテンツ購入費等。

- ◆義務教育教材費（中学校） 28,949 千円【教育指導課】
(前年度予算額 258 千円 28,691 千円増)
 - ・中学校の教科書改訂に伴う中学校全教科の教師用教科書及び指導書購入費等。

- ◆外国人児童生徒サポート事業費 60,524 千円【教育支援課】
(前年度予算額 54,926 千円 5,598 千円増)

- ・外国人児童生徒等の学力保障のための教育環境整備。
- ・外国人児童生徒等が、一定水準の日本語指導を受けられる支援体制づくり。
- ・不就学の外国人児童生徒への就学支援及び来日して間もない等日本語指導が必要な外国人児童生徒への適応指導、日本語初期指導等の支援体制の整備。

◆不登校対策推進事業費 25,330 千円【教育支援課】

(前年度予算額 24,524 千円 806 千円増)

- ・不登校に至ることが懸念される児童の登校支援等を行うため、小学校にスクールライフサポーターを派遣。
- ・中学校の不登校初期支援、校内サポート教室での対応、関係機関との連携に係る支援を行うため、不登校対策教育支援員を中学校に派遣。
- ・学校、スクールライフサポーター、不登校対策教育支援員への助言や、不登校児童生徒の状況を把握する等、不登校支援に関する様々な業務を行う不登校対策アドバイザーの配置。
- ・教育支援センター（けやき教室、さつき教室）の運営等。
- ・長期欠席・不登校児童への初期対応支援を行うため、小学校校内サポート教室「ほっとルーム」の設置及び指導員の配置。

◆コミュニティ・スクール推進事業費 3,361 千円【教育支援課】

(前年度予算額 3,279 千円 82 千円増)

- ・児童生徒の教育環境の推進を支援するため、小中学校に地域コーディネーターや学校支援ボランティアを配置。
- ・学校運営協議会を要とした教育活動の浸透と充実を図るため、コミュニティ・スクール推進研修会を開催。

2 子ども政策部所管事業

区 分	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	対前年度	
			増減額	増減率
子ども政策部	831,525	814,515	17,010	2.1%

◆施設管理費／維持修繕費 4,190 千円【子ども政策課】

(前年度予算額 18,568 千円 14,378 千円減)

- ・公立幼稚園の施設設備を維持するための小破修繕及び施設の修繕工事を行い、教育環境の整備を図る。

◆学びサポート環境づくり事業費（幼稚園） 34,834 千円【子ども育成課】

(前年度予算額 30,909 千円 3,925 千円増)

- ・障がいを持つ園児だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)など、支援を必要とする園児の介助を行うため、特別支援補助員を配置。

◆特別支援教育推進事業費 3,182 千円【子ども家庭支援課】

(前年度予算額 2,180 千円 1,002 千円増)

- ・発達が気になる児童やその保護者の就学前から就学後への支援や相談を充実させるとともに、児童の支援に携わる学校・幼稚園等の職員のスキルアップを図るため、研修会を実施していく。
- ・本市と学官連携を行っている皇學館大学の教授を助言者として、保育所（園）や幼稚園、小中学校等を訪問し、児童観察からアセスメントを行い、支援方法等の助言を行う。
- ・「すずっこスクエア」において、S S T（ソーシャルスキルトレーニング）を児童に実施し、相談窓口の一つとして、保護者の不安感の軽減のため、子育て相談や、就学相談等を行い、就学前から就学後への途切れのない支援及び相談体制を充実させる。また、会場の設備修繕を行い活動環境の整備を図る。
- ・「すずっこファイル」を新生児全員に配付し、保護者と保育所（園）や幼稚園、学校、関係機関との支援内容の共有と支援の継続への活用を図る。

令和7年度 教育委員会事務局 業務担当者一覧

教育総務課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
横木	教育長スケジュール	教育総務課	総務G	総務G	
	教育委員会(定例会・臨時会)	教育総務課	総務G	木葉・久住	
	教育委員会の点検・評価	教育総務課	総務G	木葉・久住	
	総合教育会議	教育総務課	総務G	木葉・久住	
	教育行政相談	教育総務課	総務G	総務G	
	私学振興補助	教育総務課	総務G	福井	補助金額はいくらか
	教育要覧	教育総務課	総務G	福井	教育総務課は主に原稿の取りまとめを担当
	地方教育費調査	教育総務課	総務G	久住	
	予算・決算(教育総務課総務G・教委とりまとめ)	教育総務課	総務G	木葉	
	条例・規則等の制定及び改廃	教育総務課	総務G	久住	
	勤務条件・任免	教育総務課	総務G	佐々木・福井	休暇の種類、取得の仕方(手続き方法)など
	労働安全衛生	教育総務課	総務G	佐々木・久住	
	給与	教育総務課	総務G	佐々木・福井	住所や扶養人数が変わった場合の手続きなど
	源泉徴収税、年末調整等	教育総務課	総務G	佐々木・福井	源泉徴収票をいつもらえるのか
	雇用保険手続関係	教育総務課	総務G	佐々木・福井	離職票はいつもらえるのか
	教職員の福利厚生	教育総務課	総務G	佐々木・福井	各種手続き、申し込み方法等
	公務災害関係	教育総務課	総務G	佐々木・福井	被災後の手続きについて
	学校用務員研修関係	教育総務課	総務G	佐々木・福井	内容、日時について
	長期休業者対応	教育総務課	総務G	佐々木・福井	必要書類、手続きについて
	公立学校共済組合関係	教育総務課	総務G	佐々木・福井	出産に伴う手続き、被扶養者の変更など
	教育委員会の後援(主にスポーツ関係)	教育総務課	総務G	久住	教育総務課は主にスポーツ関係
	公立幼稚園・小中学校の給食全般	教育総務課	給食G	給食G	
	公立幼稚園・小学校(自校調理校)の給食	教育総務課	給食G	漆原	
	公立幼稚園・小学校(センター配送校)の給食	教育総務課	学校給食センター	鈴木	
	公立中学校の給食	教育総務課	第二学校給食センター	松ヶ谷	
	公立幼稚園・小学校(自校調理校)の食材(物資)	教育総務課	給食G	多田	物資の見積・選定
	公立幼稚園・小学校(センター配送校)の食材(物資)	教育総務課	給食G	多田	物資の見積・選定
	公立中学校の食材(物資)	教育総務課	給食G	大森	物資の見積・選定
	食物アレルギー	教育総務課	給食G	多田	
	給食調理室の修繕・設備故障	教育総務課	給食G	山浦	ガス回転釜・冷凍冷蔵庫・食器消毒保管庫など
	給食調理室の消耗品	教育総務課	給食G	山浦	見積の同等品確認あり
	給食費会計(学校から)	教育総務課	給食経理G	堀田	
	食材費の支払	教育総務課	給食経理G	西尾・相田	
	給食費について(市民から)	教育総務課	給食経理G	伊藤・堀田	
	児童手当からの充当	教育総務課	給食経理G	堀田	
	給食費未納	教育総務課	給食経理G	伊藤・堀田	
	異物混入	教育総務課	給食G	給食G	
	臨時職員の雇用・出勤簿	教育総務課	給食G	山浦	
	臨時職員の賃金	教育総務課	給食経理G	西尾	
	研修(給食従事者)	教育総務課	給食G	大森・山浦	
	調理員・配膳員の旅費	教育総務課	給食経理G	西尾	
	検便(給食従事者)	教育総務課	給食G	大森	食材納入業者の受検も含む
	給食白衣・エプロン・帽子・靴等	教育総務課	給食G	山浦	
	配膳員・用務員のマスク	教育総務課	給食G	山浦	給食に使うマスクがほしい
	献立表・おたより・食育通信	教育総務課	給食G	多田	内容について
	献立表(小) 契約・支払い	教育総務課	給食G	山浦	契約、支払いの問合せ、配布
	献立表(中) 契約・支払い	教育総務課	第二学校給食センター	松ヶ谷	契約、支払いの問合せ、配布
	自校調理校ガス代支払い(請求書)	教育総務課	給食G	山浦	学校、ガス業者からの請求書の問合せ
	鈴鹿市ウェブサイト 給食献立表(PDF) 小学校・幼稚園	教育総務課	給食G	大森	ウェブサイトの更新
	鈴鹿市ウェブサイト 給食献立表(PDF) 中学校	教育総務課	第二学校給食センター	松ヶ谷	ウェブサイトの更新
	教育委員会ウェブサイト ・鈴鹿市産生鮮野菜の使用予定量(小学校給食) ・鈴鹿市産生鮮野菜の使用状況 ・学校給食野菜平均単価(抜粋)	教育総務課	給食G	大森	ウェブサイトの更新

教育政策課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
白木	学校規模適正化 学校再編	教育政策課	政策推進G	益川・小川	「基本方針」平成30年3月策定
	児童生徒数 20年推計	教育政策課	政策推進G	小川・江川	
	教育情報化 教育ICT環境整備	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	GIGAスクール構想 文科省	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	Chromebook 教職員用パソコン 児童生徒用パソコン	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	ICT機器 (プロジェクタ 実物投影機 など)	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	ICT支援員	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	施設の目的外使用 電柱 電話柱	教育政策課	学校施設G	杉野・浦川	電柱、防犯カメラ等を設置したい
	予算・決算	教育政策課	政策推進G	杉野・江川	
	情報公開手続き	教育政策課	政策推進G	益川・浦川	申請者との具体的な対応は担当G
	公用車管理 備品 文書管理 調査・報告・回答	教育政策課	政策推進G	杉野・江川	
	工事・業務等の入札 見積もり合わせ 契約	教育政策課	学校施設G	内山・中野	
	学校用地の管理 境界立ち合い 登記 用地売買等	教育政策課	学校施設G	中川・杉野	
	学校施設の整備	教育政策課	学校施設G	内山・中野	
	学校施設の維持管理 修繕 改修 工事	教育政策課	学校施設G	内山・中野	
	学校設備の維持管理 修繕 改修 工事	教育政策課	学校施設G	内山・中野	
	学校施設の建替 改築 改修 計画	教育政策課	学校施設G	浦川・中野	
	白子中学校 校舎 長寿命化改修 工事	教育政策課	学校施設G	内山・浦川	
	千代崎中学校 土地整理	教育政策課	学校施設G	中川・浦川	
	河曲小学校 屋内運動場 付帯工事	教育政策課	学校施設G	中野・中川	
	樹木伐採 枝の剪定	教育政策課	学校施設G	中野・中川	道路等に枝が伸びている
	雑草 草刈り	教育政策課	学校施設G	中野・中川	雑草を刈ってほしい
	空調 エアコン	教育政策課	学校施設G	中野・中川	環境省の補助事業について
	トイレ 洋式化	教育政策課	学校施設G	内山・中野	トイレが汚い、臭い 洋式化について
	仮設プレハブ教室	教育政策課	学校施設G	中野・中川	
	学校施設関係の補助金 交付金 負担金	教育政策課	学校施設G	杉野・浦川	
	学校施設 その他	教育政策課	学校施設G	杉野・中川	学校施設関係の各種調査・照会・情報公開など
	施設の使用許可 体育館	各学校	—	—	「体育館を使用したい」等、市民からの場合は学校
	災害 防災 避難所	防災危機管理課	防災G	—	災害用備品等は防災危機管理課が所管

学校教育課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
藤見	教職員の人事	学校教育課	教職員G	教職員G	
	管理職教職員に関する指導相談	学校教育課	教職員G	教職員G	
	介助員の雇用	学校教育課	教職員G	青木	
	看護師の雇用	学校教育課	教職員G	青木	
	支援員の雇用	学校教育課	教職員G	青木	
	教職員の健康診断	学校教育課	教職員G	吉岡	
	教職員のストレスチェック	学校教育課	教職員G	吉岡	
	講師登録	学校教育課	教職員G	吉岡	
	校長会	学校教育課	教職員G	瀬古	
	教頭会	学校教育課	教職員G	瀬古	
	インフルエンザの報告 学級閉鎖	学校教育課	学事保健G	中川・田邊	
	児童生徒の健康診断	学校教育課	学事保健G	中川・田邊	結核検査
	衛生検査	学校教育課	学事保健G	中川・田邊	飲料水質・プール水質検査
	よい歯のコンクール	学校教育課	学事保健G	中川・田邊	
	スポーツ振興センターの手続き	学校教育課	学事保健G	中川・田邊	学校でのケガに対する保険
	学校医	学校教育課	学事保健G	中川・田邊	
	学校配当予算編成・決算報告	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	配当予算を組み替えてほしい
	理科教育教材備品の購入	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	ピアノ調律	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	施設(体育館等)の使用料(使用許可は除く)	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	階段昇降機を学校へ貸し出し	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	ワイヤレス補聴援助システムを学校へ貸し出し	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	全国市長会の保険(スポーツ振興センター除く)	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	学校の管理過失による損害賠償
	卒業証書の共同印刷	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	学校のAED	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	学校配当の支払いチェック	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	学校区の問い合わせ	学校教育課	学事保健G	瓜生・山口・岡村	住所又は地番から指定校を教えてほしい
	学区外通学の許可	学校教育課	学事保健G	瓜生・山口・岡村	指定校以外に通う場合の申請
	奨学金	学校教育課	学事保健G	瓜生	
	交通通児	学校教育課	学事保健G	瓜生	
	小規模特認校	学校教育課	学事保健G	瓜生・岡村	
	通学区の弾力化	学校教育課	学事保健G	瓜生・岡村	
	就学時健診	学校教育課	学事保健G	瓜生・中川・田邊	
	就学援助費	学校教育課	学事保健G	山口	
	特別支援教育就学奨励費	学校教育課	学事保健G	山口	
	通級児童自家用自動車通学助成	学校教育課	学事保健G	岡村	
	就学判定	学校教育課	教職員G・学事保健G	青木・岡村	

教育指導課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
上田	国語の学習に関すること	教育指導課	指導G	落合	
	社会の学習に関すること	教育指導課	研究G	田中	
	算数・数学の学習に関すること	教育指導課	指導G	平野	
	理科の学習に関すること	教育指導課	指導G	鈴木	
	英語の学習に関すること	教育指導課	指導G	青山	
	体育の学習に関すること	教育指導課	指導G・部活動地域移行準備室	鈴木・河原	
	総合的な学習の時間の学習に関すること	教育指導課	指導G	井村	
	道徳の学習に関すること	教育指導課	指導G	落合	
	公立幼稚園の指導に関すること	教育指導課	指導G	前山	
	鈴鹿市の学力全般に関すること	教育指導課	指導G	平野・鈴木	
	鈴鹿市の体力全般に関すること	教育指導課	指導G	鈴木・前山	
	食育に関すること	教育指導課	指導G	南部	
	キャリア教育に関すること	教育指導課	指導G	青山・落合	キャリアパスポート、チャレンジ14等について
	未来応援入事業に関すること	教育指導課	指導G	前山	
	健康教育に関すること	教育指導課	指導G	青山	中学校における「救命入門コース」等について
	防災教育に関すること	教育指導課	指導G	南部・落合	
	(女川中との短歌交流含む)	教育指導課	指導G	南部・落合	
	安全教育に関すること(子どもの事故関係)	教育指導課	指導G	落合	生活事故について
	特別支援教育に関すること	教育指導課	指導G	井村・落合	特別支援学級における教育課程、調査について 日本語指導の教育課程について 小中学校における医療的ケアについて
	通級指導に関すること	教育指導課	指導G	井村・落合	
	郷土教育に関すること	教育指導課	研究G	田中	
	(前川定五郎作文、佐佐木信綱顕彰会含む)	教育指導課	研究G	田中	
	福祉教育に関すること	教育指導課	指導G	井村	
	環境教育に関すること	教育指導課	指導G	青山	
	学校行事予定	教育指導課	研究G	鈴木	
	児童生徒が使用する教科書に関すること	教育指導課	指導G	鈴木・落合	教科書無償給与事務について
	先生が使用する教科書や指導書に関すること	教育指導課	指導G	井村・青山	教科書貸与について
	学校図書(図書館)に関すること	教育指導課	指導G	南部・落合	
	部活動の運営・指導に関すること	教育指導課	部活動地域移行準備室	河原	
	部活動に係る補助金に関すること	教育指導課	部活動地域移行準備室	井上	
	部活動の地域移行に関すること	教育指導課	部活動地域移行準備室	河原・井上	部活動指導員について
	進路指導に関すること	教育指導課	指導G	平野	
	土曜授業に関すること	教育指導課	指導G	鈴木	
	大学生の教育アシスタントに関すること	教育指導課	指導G	落合	
	教育実習に関すること	教育指導課	指導G	井村	
	音楽会(小・中学校)に関すること	教育指導課	指導G	南部(小)落合(中)	
	教職員研修(初任者研修)に関すること	教育指導課	指導G	落合	
	教職員研修(経験者研修)に関すること	教育指導課	指導G	鈴木・青山	
	経験5年以下教員への訪問指導に関すること	教育指導課	指導G	小川・櫻井・藤本・堀之内	
	児童生徒の出席に関すること	教育指導課	指導G	指導G	
	児童生徒の学習評価に関すること	教育指導課	指導G	指導G	
	作品展(科学作品展)に関すること	教育指導課	指導G	鈴木	
	作品展(書写作品展)に関すること	教育指導課	指導G	井村	
	作品展(美術)に関すること	教育指導課	指導G	前山(幼小)青山(中)	
	運動会に関すること	教育指導課	指導G	鈴木	
	水泳指導に関すること	教育指導課	指導G	鈴木・落合	
	学校行事(遠足・修学旅行等)に関すること	教育指導課	指導G	青山	
	教科担任制に関すること	教育指導課	指導G	南部	
	学校(園)への要請訪問に関すること	教育指導課	指導G	足立	
	中学校校内研修活性化に関すること	教育指導課	指導G・研究G	青山・鈴木	
	情報教育(学習指導等)に関すること	教育指導課	研究G	田中・鈴木	
	「のびゆく鈴鹿市」に関すること	教育指導課	研究G	河合	
	教職員研修(鈴鹿市が主催)に関すること	教育指導課	研究G	河合	市
	教職員研修(大学等への内地留学関係)に関すること	教育指導課	研究G	植村	
	教科書展示に関すること	教育指導課	研究G	河合	
	研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関すること	教育指導課	研究G	河合	
	教育諸課題研究等に関すること	教育指導課	研究G	植村	

教育支援課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
鈴木	学校問題解決の支援	教育支援課	学校支援G	学校支援G	児童生徒への対応が困難な学校の支援 学校の対応について保護者等からの苦情対応
	学校問題解決支援委員会	教育支援課	学校支援G	米倉・梅本・(姫野)	
	いじめ防止	教育支援課	学校支援G	佐野川・吉岡	いじめアンケート、広報啓発資料作成
	いじめ問題解決支援委員会	教育支援課	学校支援G	姫野・佐野川 梅本・米倉・吉岡	いじめ重大事態への対応 いじめ防止に取り組む関係機関との連携
	いじめ問題対策連絡協議会	教育支援課	学校支援G	吉岡・佐野川 梅本・姫野	生徒指導事案への学校の対応に関する指導・助言 招致指導
	生徒指導関係	教育支援課	学校支援G	佐野川・吉岡	生徒指導特別指導員の派遣
	生徒指導特別指導員	教育支援課	学校支援G	吉岡・佐野川	補助金、会議の出席
	鈴鹿市PTA連合会	教育支援課	学校支援G	学校支援G	教育相談・健全育成活動報償費
	健全育成関係	教育支援課	学校支援G	吉岡・佐野川	生徒会担当者会
	生徒会研修会	教育支援課	学校支援G	加藤・佐野川・吉岡	中学校区別の地区補導
	補導活動	教育支援課	学校支援G	佐野川・加藤	青バト関係事務、おかえりバトロール配車 青バト車の管理
	青色回転灯/パトロール	教育支援課	学校支援G	吉岡・佐野川	安全グッズ寄贈、不審者情報配信
	安全安心	教育支援課	学校支援G	吉岡・加藤・梅本	委員報酬・地域コーディネーター活動報償費管理 研修会の開催
	コミュニティ・スクール関係	教育支援課	学校支援G	加藤・(梅本)	各校の学校運営協議会に参加 意識調査、報告書取りまとめ
	コミュニティ・スクール推進コーディネーター	教育支援課	学校支援G	佐野川・吉岡	
	小中学校の生徒指導担当者会議	教育支援課	学校支援G	吉岡・佐野川	
	児童生徒事故報告書	教育支援課	学校支援G	佐野川・吉岡	
	いじめ事業報告書	教育支援課	学校支援G	梅本	
	交通事故報告書	教育支援課	学校支援G	姫野・吉岡	交通防犯課と日程調整、交通安全担当者会
	交通安全教室	教育支援課	学校支援G	佐野川・吉岡・加藤	
	出前講座(SNS・薬物乱用防止・万引き)	教育支援課	学校支援G	姫野・佐野川	各校の危険箇所点検取りまとめ
	危険箇所点検	教育支援課	学校支援G	吉岡・佐野川・米倉	鈴鹿警察署と連携
	幼・小・中防犯教室	教育支援課	学校支援G	姫野・佐野川・吉岡	通学路危険箇所合同点検、通学路の把握 交通安全施設要望書
	通学路	教育支援課	学校支援G	吉岡・佐野川	文科省調査
	生徒指導上の諸問題等に関する調査	教育支援課	学校支援G	姫野・吉岡	
	開発審査事業	教育支援課	学校支援G	佐野川・吉岡	ボランティア保険加入、人数把握
	ボランティア	教育支援課	学校支援G	佐野川・吉岡	鈴鹿警察署、三センター会議、高生連
	関係機関との連携	教育支援課	学校支援G	佐野川・吉岡	
	Facebook	教育支援課	学校支援G	吉岡・佐野川	鈴鹿警察と連携、Facebookと鈴鹿市公式ライン、 掲示板で配信
	不審者情報	教育支援課	学校支援G	萩・服部・原 久保・岸	中学校区人権教育研究推進事業、中学校区人権教育 担当者会、中学校区子ども人権フォーラムすずか、小中 学校人権教育研修会助言者
	人権教育	教育支援課	人権教育センター 子ども支援G	萩・服部 服部・萩	人権教育研修会の実施
	人権教育研修講座	教育支援課	人権教育センター	萩・久保	いじめや差別をなくす生徒のサークル活動
	子どもの人権ネットワーク	教育支援課	人権教育センター	萩・服部・原	キラキラ子ども村、共生交流広場
	子どもの居場所づくり事業	教育支援課	人権教育センター	萩・久保	
	差別事象報告書	教育支援課	人権教育センター 子ども支援G	服部・萩・原	ポスター、カレンダー作品の募集・選定
	人権ポスター・人権問題啓発カレンダー	教育支援課	人権教育センター	服部・萩・原	人権作文の募集・選定
	人権作文	教育支援課	子ども支援G	谷口・中尾	各校の外国人児童生徒在籍調査、不就学調査
	外国人児童生徒在籍調査	教育支援課	子ども支援G	中尾・久保	外国人児童生徒支援員、外国人教育指導助手の配置・ 派遣、母語協力員の派遣、報償費放費
	外国人児童生徒サポート事業/適応支援事業	教育支援課	子ども支援G	中尾・久保	受入促進事業費補助金業務、日本語指導教師の派遣、 就学促進員の派遣、多文化共生教育ネットワーク会議、 就学・進路ガイダンスの開催
	外国人児童生徒サポート事業/受入促進事業	教育支援課	子ども支援G	中尾・谷口	就学支援事業費補助金業務、就学支援教室指導員報 償費
	外国人児童生徒サポート事業/就学支援事業	教育支援課	子ども支援G	久保・中尾	日本語指導講師の連絡調整会議
	日本語指導講師ミーティング	教育支援課	子ども支援G	谷口	会議の実施運営(年間3回)
	日本語教育支援プロジェクト会議	教育支援課	子ども支援G	岸・橋本	就学支援教室「コトノハ」の運営
	就学支援教室コトノハの運営	教育支援課	子ども支援G	岸・久保・橋本	各校の不登校児童生徒実態調査
	不登校児童生徒実態調査	教育支援課	子ども支援G	岸・久保・橋本	スクールライフサポーターの任用・配置
	スクールライフサポーター	教育支援課	子ども支援G	橋本	不登校対策教育支援員の任用・配置
	不登校対策教育支援員関係	教育支援課	子ども支援G	岸・久保	学校の不登校支援への助言
	不登校支援アドバイザー	教育支援課	子ども支援G	岸・久保	中学校不登校対策担当者の研修会
	不登校支援ミーティング	教育支援課	子ども支援G	岸	夏季研修会の実施
	不登校支援研修会	教育支援課	子ども支援G	久保・岸	会議の実施運営(年間3回)
	不登校対策プロジェクト会議	教育支援課	子ども支援G	岸・橋本・久保	中学校区単位の研修会
	中学校区不登校児童生徒アセスメント研修	教育支援課	子ども支援G	岸・橋本・久保	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配 置
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	教育支援課	子ども支援G	城口・清水	教育支援センター「けやき教室」の運営
	教育支援センター「けやき教室」	教育支援課	子ども支援G	坂井	教育支援センター「さつき教室」の運営
	教育支援センター「さつき教室」	教育支援課	子ども支援G	久保・坂井 城口・清水	「ほっとルーム」設置校への指導・助言
	校内サポート教室「ほっとルーム」	教育支援課	子ども支援G		

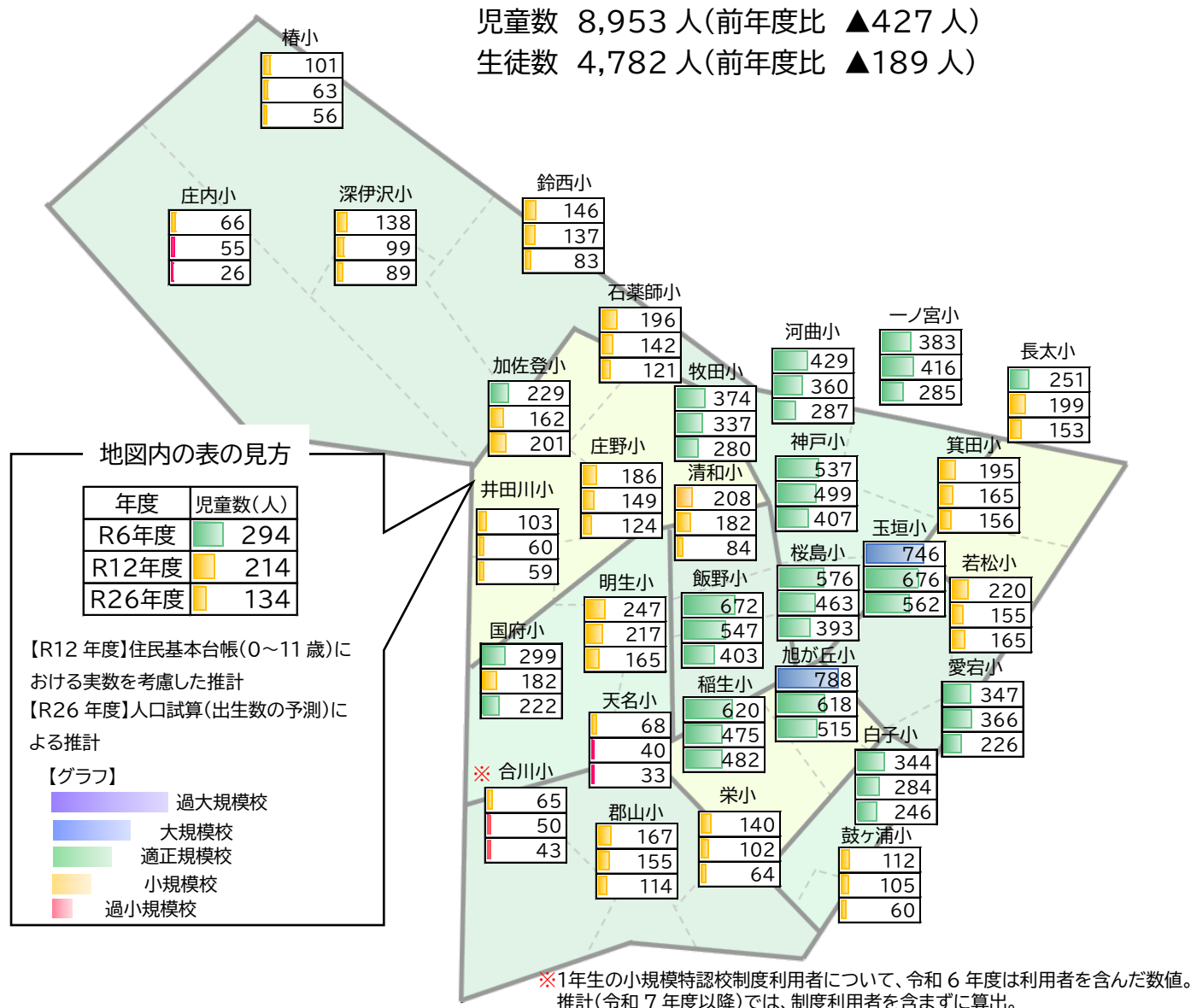
1 学校規模適正化事業について

1 令和6年度「20年推計」について

学校規模適正化に向けた検討開始時期の基準となる将来の学級数を把握するため、各小中学校における20年後までの将来推計により、毎年度、「児童生徒数・学級数(以下「20年推計」)」を作成し、教育委員会ウェブサイトに掲載しています。

児童数 8,953 人(前年度比 ▲427 人)

生徒数 4,782 人(前年度比 ▲189 人)



2 児童生徒数の状況 (令和6年度「20年推計」を基に整理)

【過小規模校となる見込み時期】

合川小学校(天栄中学校区) : 令和6年度
 天名小学校(天栄中学校区) : 令和8年度
 庄内小学校(鈴峰中学校区) : 令和11年度
 井田川小学校(白鳥中学校区) : 令和15年度

あらゆる地域(中学校区)の小学校において、今後複式学級が発生し、過小規模校になる見込み

3 令和6年度の取組

○「天栄中学校区における学校再編計画」令和5年12月策定

【「新たな小学校」開校に向けて】

- ・合川小学校、天名小学校、郡山小学校で学校再編を行い、令和8年4月に「新たな小学校」を開校する。
- ・「新たな小学校」は、現在の郡山小学校の校舎を活用する。
- ・「新たな小学校」は、これまで3校で培われてきた取組を継承し、先進的な教育を実践する学校をめざす。
- ・「新たな小学校」で構築された教育環境や得られた知見を生かして、円滑な「義務教育学校」への移行につなげていく。

【「義務教育学校」開校に向けた再編の考え方】

- ・令和14年4月を目途に、「義務教育学校」の開校をめざす。
- ・市内のどこからでも通学を可能とする「特認校」を想定して検討する。

○令和8年の学校再編に向けて学校再編準備委員会を設置・運営

- ・新校名の検討 → 「天栄小学校」（総務部会）
- ・新PTA組織体制の検討（PTA部会）
- ・スクールバス運行ルート、乗降場所の検討（通学・安全部会）
- ・学校経営方針や教育内容等について検討（学校運営部会）
- ・跡地、跡施設についての検討（跡施設利用検討部会）
- ・「準備委員会だより」の発行及び教育委員会ウェブサイトに掲載

○庄内小学校のまちづくり協議会及び学校運営協議会での現状と課題の説明

4 令和7年度の取組(予定)

○新たな小学校「天栄小学校」開校に向けた準備

- ・校歌、校章、閉校記念行事等の検討
- ・スクールバス事業者選定、見守り体制等の検討
- ・教育内容、交流事業等の検討
- ・跡施設についてサウンディング型市場調査の実施

○令和7年度「20年推計」の公表

○鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針の見直し

○庄内小学校における学校再編についての取組

○義務教育学校設置に向けた再編計画骨子(案)の作成

〔鈴鹿市教育委員会ウェブサイト掲載箇所〕

トップページ > 鈴鹿市教育委員会 > 学校 > 学校再編関係

<https://www.city.suzuka.lg.jp/kyoiku/1003079/1003111/index.html>



2 教育情報化推進事業等について

1 令和7年度の予定

(1) 例年と異なる事業

ア 指導者用デジタル教科書（中学校用）の更新

4月下旬から改訂後の指導者用デジタル教科書を利用開始

【対象教科】

国語（1～3年生、改訂後）、社会（地理・歴史・地図、改訂前）

※ その他の教科については指導書の付属ライセンスを利用

※ 小学校国語（1～6年生）、小学校英語（5、6年生）についても
同様に4月下旬に利用可能

イ 教職員用端末・仮想環境・校務支援システム・プリンタの更新

（ア）移行期間 8月（移行開始）→9月（並行稼働期間）→10月（完全移行）

（イ）校務系・校務外部接続系の統合

（ウ）教職員用端末（Chromebook）の数量を1300台→1500台に増加

（エ）共有FAT端末（Windows）の数量を120台→60台に減少※

※学校規模に応じて1～2台を配置

（オ）顔認証システムから別な認証システムに変更

（カ）カラーインクジェット、モノクロレーザを新規導入※

※既存のプリンタは9月以降、故障するまで継続利用

ウ 中学校用デジタル採点システムの更新

（ア）2学期までに導入予定

（10月までは現行のシステムをFAT端末で継続利用可）

（イ）更新後は教職員用Chromebookで利用可能

(2) 例年行っている事業

ア 情報セキュリティ研修（e-ラーニング）

（ア）非常勤講師

4月に実施

（イ）非常勤講師や行政ネットワークを利用する者を除いた全教職員
夏季休業期間中の実施を予定

イ 情報セキュリティ監査

夏季休業期間中に現地監査

【対象学校】

長太小 箕田小 合川小 鈴西小 椿小 庄内小 井田川小 郡山小
大木中 鈴峰中 鼓ヶ浦中

2 各学校が年度当初に実施する作業

(1) メールアカウントのパスワード変更

校務外部接続系で利用するアカウントについて、
異動や転出により当該校に在籍しなくなった教職員のログインを防ぐため、パスワードを変更してください。

「教育 ICT 環境の年度移行チェックリスト」では4月7日（月）までの変更をお願いします。

※4月中にパスワード変更が実施されない場合は情報漏えいの防止のためにアカウント停止します。

(2) Chromebook 利用誓約書の提出

端末を使用する教職員は、毎年度当初に利用誓約書の提出が必要です。各学校で提出が完了され次第、コピーを取り、原本を教育政策課に提出するとともに、副本を各学校で保管してください。

(3) 学習用端末等利用同意書の提出

児童生徒への端末の貸出について、新入生及び転入生は学習用端末等利用同意書の提出が必要です。ただし、在校期間中は1枚の同意書を継続して有効であるため、在校生は提出不要です。

なお、提出された同意書は各学校において保管してください。

(4) 学習用通信機器貸出申請書兼同意書の提出

生活困窮世帯等を対象としたLTE ドングル等の通信機器の貸出について、新規・継続に係わらず学習用通信機器貸出申請書兼同意書の提出が毎年度必要です。
なお、提出された申請書兼同意書は各学校において保管してください。

(5) 学習用端末管理台帳・学習用通信機器管理台帳の作成

端末や通信機器の貸与等の状況を把握するため、児童生徒用端末管理表や学習用通信機器管理台帳を作成し、5月上旬までに教育政策課に提出してください。

3 各種問合せ先

R 7年度版 教育 ICT に関するトラブル時の問い合わせ先

事象	問合せ先	電話番号	問合せフォーム
Google アカウントや校務系・校務外部接続系へのログインについて ※4月～9月まで			
職員室 Wi-Fi(Standard)の不具合 ※4月～9月まで			
Wi-Fi 環境の切り替えによる不具合 ※4月～9月まで			
校務支援システム「C4th」の不具合・ 操作手順の照会			
保護者連絡システム tetoru の不具合・ 操作手順の照会			
学校図書館システム			
ミライシードの不具合 ※ 利用方法・操作方法是 ICT 支援員に 問い合わせることもできます。			
Chromebook・ドングルの故障等 ※ 児童生徒用Chromebookが故障・破損した場合は、都度の連絡は不要です。予備機で対応してください。 ※ 児童生徒用 Chromebook を学校外で亡失・破損させた場合は亡失・破損届を提出してください。			
マグネットスクリーンの故障等			
校内 Wi-Fi(GIGA school 2020)の不具合			
職員室モノクロレーザープリンター、カラープリンターの機械的な故障・破損等の修理依頼 ※4月～9月まで			
教室常設プロジェクタ・可搬式プロジェクタ・書画カメラの故障・不具合			
市外からの転入生のアカウント発行			
市内からの転入生のアカウントの所属校変更			
年度途中に任用された教職員のアカウントの発行、アカウントの所属校の変更又は退職によるアカウントの停止			
学校ホームページ			
webフィルタリング			

3 学校施設について

1 令和6年度 主な取組

- 白子中学校
本館校舎棟の長寿命化改修工事完成
- 河曲小学校
屋内運動場増改築工事完成
- 大木中学校
グラウンド・外構工事完成
- 小学校17校の屋内運動場
空調設備等賃貸借(低コスト送風型エアコン)

2 令和7年度 主な実施事業

- ① 維持修繕事業
 - 屋根防水改修 飯野小学校・清和小学校・若松小学校・鈴西小学校
鈴峰中学校
 - 遊具設置 箕田小学校・玉垣小学校・鈴西小学校・井田川小学校
- ② 空調設置事業
 - 空調機更新 河曲小学校・鈴西小学校
- ③ 学校施設長寿命化・大規模改造事業
 - 長太小学校外壁・トイレほか改修事業
 - 白子中学校校舎長寿命化改修事業(東館校舎)
- ④ 河曲小学校施設整備事業
 - 旧屋内運動場解体・渡り廊下改築・浄化槽切替・外構及び駐車場整備事業
- ⑤ 教育施設環境整備・屋内運動場空調設備整備事業
 - 空調設備等賃貸借 小・中学校19校（低コスト送風型エアコン）
- ⑥ 郡山小学校施設整備事業
 - 校舎外改修・外構工事事業

従来の幼小中連携 互いに情報交換や交流を行い、円滑な接続をめざす

より良い教育を実現するために

【幼小中一貫教育をめざす背景】

- 子どもの発達の早期化や子どもの多様化を踏まえ、**幼小中一貫教育により、小学校入学時と小学校高学年からの学習と生活の「なめらかな接続」をめざす。**
- 幼・小・中学校段階の差異(指導体制、指導・支援方法、家庭学習、評価方法、生徒指導の手法 等)を、教職員が互いに理解しあい、就学前、小学校6年、中学校3年ではなく、**就学前+義務教育9年間で子どもたちを育てるという意識改革を図り、学習及び生活の両面で教育効果を上げる。**
- 鈴鹿市も少子化は進んでいるが、その状況は地域によって異なるため、**学校単位によらない、より大きな組織での取組が必要である。**
- 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、**地域全体で子どもたちの成長を支える必要がある。**

2031 鈴鹿市がめざす幼小中一貫教育 ～自律した学習者の育成をめざして～

中学校区ごとに、9(12)年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育により自ら学び続ける子どもを育てます

1 確かな学力の育成



ポイント

自ら学び続ける子ども(自律した学習者)を育成する取組

指導方法の転換

- ・子どもが自分で課題を見つけ、**学び方を選択し、他者との協働により、学びを深める学習の推進**
- ・1人1台端末の活用による学びの加速化
- ・非認知能力の育成 ～4つの力～
(やりぬく力、自制心、自己肯定感、社会性)

2 連続した児童生徒理解、生徒指導等

多様な子どもを支援し、教育機会を保障する取組

- ・不登校児童生徒への支援
- ・いじめを見逃さない安全・安心な学校環境の実現
- ・個々の可能性を引き出す特別支援教育
- ・共生社会をめざす多文化共生教育、外国人児童生徒(日本語)教育
- ・就学前教育・保育施設との連携

3 特色あるカリキュラム

地域の特色を生かし、地域人材と連携した取組

- ・シビックプライドを涵養する地域学習の充実
- ・企業等と連携したキャリア教育の充実

4 支える取組

・校種や職種を超えた、**教職員の連携**

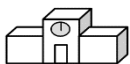
・保護者・地域・高等教育機関・企業等との連携

中学校区の特徴に応じた小中一貫教育をより効果的に進めるために

小中一貫教育制度の活用

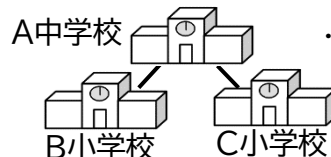
義務教育学校	併設型小・中学校(同一設置者)
1人の校長、1つの教職員組織	各学校に校長及び教職員組織
原則、小・中の両免許状を保有	所属する学校の免許状を保有
※ いずれも施設一体型・施設隣接型・施設分離型 施設形態にかかわらず設置は可能	

例:義務教育学校(施設一体型)



- ・ **独自教科等の設置**
- ・ **柔軟な学年段階の区切り**
- ・ 9年間の児童生徒の共同生活
⇒ 異学年交流
- ・ (新規校舎の場合)
フレキシブルな校舎・教室環境

例:併設型小学校・中学校(施設分離型)



- ・ それぞれの学校に校長及び教職員組織
- ・ 運営体制の整備
例)関係校をマネジメントする組織の設置
学校運営協議会の合同設置
管理職・全教職員の併任 等
- ・ 柔軟な学年段階の区切り

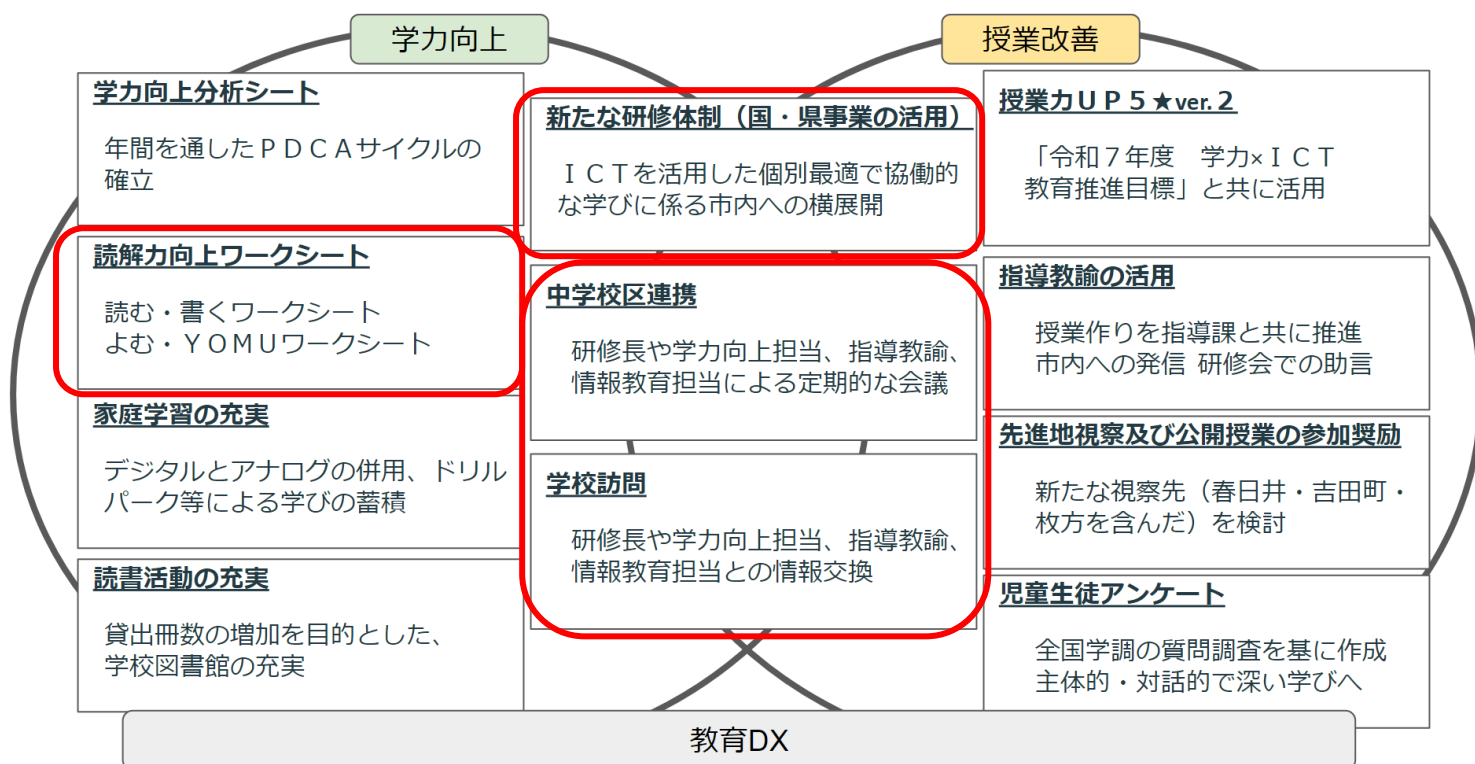
天栄中学校区における

義務教育学校設置に向けた再編計画へ

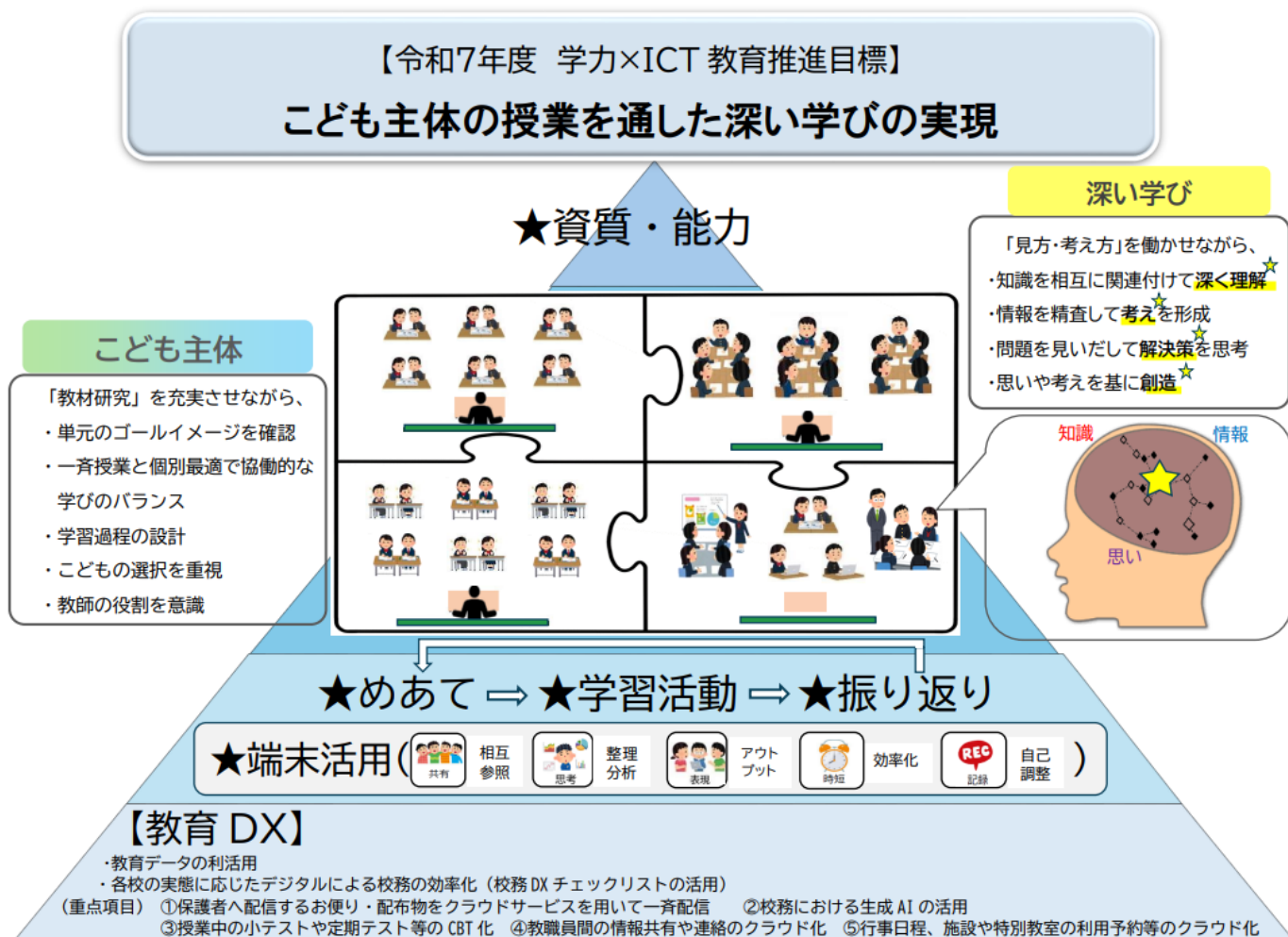
課題

ひとつの小学校からは同じ中学校に進学できるよう**就学指定校の再整理**

(1) 学力×ICT教育に係る全体像



(2) 令和7年度 学力×ICT教育推進目標



(3) 令和7年度 全国学力・学習状況調査について

実施日 令和7年4月17日(木)

調査対象 小学校第6学年、中学校第3学年

調査内容 ①教科に関する調査(国語・算数/数学・理科)

②学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査

※ 送付前に必ず解答用紙を複写の上、1学級以上の自校採点を行う。

自校採点の結果を、授業改善サイクル支援ネットに「令和7年度全国学力・学習状況調査集計支援ツール」へ5月30日(金)までに入力する。(中学校理科を除く。)

児童質問調査 実施日

学校名	実施日	学校名	実施日
国府小	4月18日(金)午前	神戸小	4月22日(火)午前
庄野小	4月23日(水)午前	合川小	4月18日(金)午前
加佐登小	4月21日(月)午前	天名小	4月21日(月)午前
牧田小	4月18日(金)午後	栄小	4月22日(火)午後
石薬師小	4月24日(木)午前	鈴西小	4月21日(月)午前
白子小	4月18日(金)午後	椿小	4月24日(木)午後
愛宕小	4月21日(月)午後	旭が丘小	4月22日(火)午後
稲生小	4月22日(火)午後	深伊沢小	4月24日(木)午前
飯野小	4月22日(火)午後	庄内小	4月22日(火)午後
河曲小	4月22日(火)午前	井田川小	4月22日(火)午後
一ノ宮小	4月18日(金)午後	鼓ヶ浦小	4月22日(火)午後
長太小	4月22日(火)午前	桜島小	4月21日(月)午前
箕田小	4月24日(木)午前	明生小	4月25日(金)午前
若松小	4月22日(火)午後	清和小	4月23日(水)午前
玉垣小	4月21日(月)午後	郡山小	4月24日(木)午前

生徒質問調査及び理科 実施日

学校名	実施日
平田野中	4月17日(木)午後
白鳥中	4月16日(水)午前
神戸中	4月14日(月)午前
大木中	4月17日(木)午後
千代崎中	4月15日(火)午前
白子中	4月15日(火)午後
天栄中	4月17日(木)午前
鈴峰中	4月16日(水)午後
鼓ヶ浦中	4月16日(水)午後
創徳中	4月14日(月)午後

＜令和6年度～令和9年度 鈴鹿市教育振興基本計画＞

基本事業1-1 学力向上

＜指標＞全国学力・学習状況調査の国語・算数/数学における、全国の平均正答率に対する本市の平均正答率の割合【全国学力・学習状況調査】

現状値(2024年度) 小学校99.9% 中学校96.8%

⇒ 目標値(2027年度) 小中ともに100%以上

基本事業1-2 教育DXの推進

＜指標＞「授業でPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用したか」という問いに「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

現状値(2024年度) 29.2% ⇒ 目標値(2027年度) 100%

基本事業1-3 英語教育

＜指標＞中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当(英検3級など)以上を達成した中学生の割合【英語教育実施状況調査】

現状値(2024年度) 39.4% ⇒ 目標値(2027年度) 50%

※令和7年度より、英語力向上に向けた方策として、外部試験(英検IBA)を実施

特別支援学級及び通級指導教室における指導について

1 鈴鹿市における特別支援教育について

(1) 教員の資質向上

全ての教職員（事務職員・非常勤職員を除く。）が年間1回以上、特別支援教育に関わる研修会に参加する。

※特別支援学級公開授業等の校内研修や通級指導教室やすずっこスクエアの参観を含む。

(2) 特別支援学級における指導の充実

ア 個別のニーズに応じ、適切な指導を行うため、文部科学省が令和4年4月27日付け発出文書「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」を参照し、特別支援学級における授業を実施する。

イ 杉の子特別支援学校の地域支援コーディネーターによる、児童生徒の教育相談や研修会等での指導・助言等を活用する。

ウ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

・昨年度実施した「特別支援教育に関する調査」において自立活動を実施していないと回答した学校が散見されたことから、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れ、時間割に位置付けること。

・児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(3) 通級による指導の充実

ア 通級による指導は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定めて行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

イ 次のとおり通級指導教室を設置する。

(ア) 言語 … 石薬師小、玉垣小、千代崎中

(イ) 発達障がい等 … 神戸小、飯野小、稲生小、旭が丘小、白子小、**加佐登小**、創徳中、神戸中、白鳥中（※着色校は、新設校を表す。）

ウ 通級指導教室担当者会及び通級指導教室公開授業を実施する。

※通級する児童生徒の担任はもとより、特別支援教育の研修として積極的に公開授業に参加するよう努める。

エ アウトリーチ及び巡回指導を活用し、通級指導教室との連携を深める。

(4) 通常の学級における特別支援教育の推進

ア 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒について、別室での

指導により支援するだけでなく、当該児童生徒を含めた学級全体に対する指導により、共に生きる仲間づくりを重視にする。

- イ 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒にとって、理解しやすいよう配慮された授業改善を行う。

(5) 保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の連携

ア 各中学校区で私立保育園・幼稚園等を含めた特別支援教育コーディネーター会議の開催を推進する。進学元と進学先が交流を行い、こどもに途切れのない支援を講じることができる体制の構築を図る。

イ 進学先の担当者と進学元の担当者が、次年度に進学する支援の必要な幼児・児童の特性や支援方法等について引継ぎを行う。

ウ 進学先担当者は、次年度に進学する支援の必要な幼児・児童の様子を進学元で観察する。

(6) 小・中学校における医療的ケアの推進

鈴鹿市立学校における医療的ケア実施に関するガイドラインに則り、学校における安全・安心な医療的ケア実施体制の充実に努める。

2 「すずっこファイル」の作成と活用について

特別支援学級に在籍する児童生徒と通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成する。

(1) 個別の指導計画

ア 支援が必要な幼児児童生徒について、学校園における指導計画や指導内容・支援方法を検討して記載し、それに基づいた指導を行う。

イ 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校園内ケース会議及び引継ぎ会を関係者と連携して実施し、その内容等を参考にして記録する。

ウ 通級による指導を受けている児童生徒について、通級による指導に関して記載すべき事項が個別の指導計画に記載されている場合は、その写しを指導要録の様式に添付することをもって、指導要録への記入に替えることも可能とする。

※記載すべき事項

通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等

(2) 個別の教育支援計画

ア 支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するため、保護者や関係機関と連携して、長期的な計画を作成する。保護者の了承の下、作成・更新を進める。

イ 「関係機関の具体的な支援内容」欄に、合理的配慮・通級指導教室での指導の有無について記載する。

<学校における「合理的配慮」の具体例>

- ・ 個別課題の提供 ・ 拡大教科書の使用 ・ 掲示物など刺激の減少
- ・ 教室配置の配慮 ・ 座席の配慮 ・ クールダウンのためのスペース確保 等

通級による指導の充実に向けた取組について

1 目的

- ・児童生徒が通級による指導で学んだことについて、在籍学級、学校での学習や生活の向上につながっていることを実感できるよう、通級指導教室が設置されている学校（以下「設置校」という。）と通級による指導を受ける児童生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の間の連携を深める。
- ・送迎手段がないことを事由に、希望があるにもかかわらず通級による指導を受けない児童生徒に対して適切な環境を整える。
- ・通級指導教室担当教員の勤務時間の平準化を図る。

2 課題

- ・通級による指導を受ける児童生徒の担任等が通級指導教室公開授業を参観していない場合がある、通級指導教室担当者が在籍校を訪問する機会が十分に確保できないなど、設置校と在籍校の間の連携に課題がある。
- ・他校通級は保護者による送迎が必要となるなど、保護者や児童生徒の負担が大きいため、通級による指導の対象児童生徒が希望しているにもかかわらず、送迎の手段がないことを事由に通級による指導を受けることができない場合がある。
- ・少人数指導の実施や適切な時間数の授業を行うことなど、効率的かつ効果的な運用を推進するため、通級指導教室担当者の時間割編成を考慮する必要がある。

3 方法

（１）アウトリーチについて

- ・通級指導教室担当者が通級による指導を受ける児童生徒の在籍校を訪問し、情報収集を行ったり、担任との連携を深めたりする。
- ・円滑に実施できるよう、設置校は通級指導教室担当者にできる限り、在籍校を訪問する時間を確保する。

※実施手順

- ①通級指導教室担当者は、通級による指導を受ける児童生徒及び保護者にアウトリーチの意義を説明し、在籍校を訪問することを伝える。
- ②設置校の校長は、在籍校の校長へ通級指導教室担当者がアウトリーチを行うことを伝えるとともに、日程調整を行う。
- ③通級指導教室担当者は、在籍校において通級による指導を受ける児童生徒を観察する。また、担任との連携方法について、訪問時に電話連絡やオンライン等、適切な方法を協議の上、決定する。
- ④教育委員会事務局が効果検証できるよう、通級指導教室担当者は実施内容や成果と課題等を所定の様式に記入する。

※通級指導教室担当者の在籍校訪問は、兼務発令ではなく出張扱いとする。

(2) 巡回指導について

- ・緊急を要する児童生徒に対して、通級指導教室担当者が対象の児童生徒が在籍する学校へ巡回して指導を行う。
- ・発達障がい等で通級による指導を希望する児童生徒数の増加及び担当者配置人数等を鑑み、令和7年度当初の巡回指導実施校（設置校）は、以下のとおりとする。

設置校	在籍校
神戸小学校	若松小学校②、河曲小学校①
加佐登小学校	牧田小学校②
白子小学校、旭が丘小学校	緊急を要する児童在籍校
白鳥中学校	平田野中学校、鈴峰中学校（緊急を要する際）
創徳中学校	その他の中学校（緊急を要する際）

※丸数字は、週当たりの指導日数を表す。ただし、設置校での指導人数の状況により変更することもある。

- ・設置校は、円滑に巡回指導に向けて、担当者の時間割を可能な範囲で調整する。
- ①巡回指導の対象とする学校については、各校の要望を基に、設置校と教育委員会事務局で協議の上、決定する。

※通級による指導の対象となる児童生徒数や通級による指導教室の有無、設置校からの距離等を勘案し、対象校を決定する。

- ②教室準備、実施体制等については、設置校と対象校が協議を行う。
- ③巡回通級体制の整備後、速やかに児童生徒の受入れを行い、指導を行う。

※巡回指導を行う場合は、通級指導教室担当者に兼務発令を行う。

4 その他

(1) 巡回指導時に使用する教材について

- ・原則、設置校の現有教材で行うが、対応が難しい場合は、在籍校と協議する。

(2) 書類の形式について

- ・現在使用している通級指導教室に係る書類に巡回指導であることを追記する。
（【記載例】通級指導関係届出書巡回指導）を参照すること。）

(3) 通級による指導を希望する児童生徒が少ない設置校の在り方について

- ・通級による指導を実施しない時間に、他校の通級指導教室の異なる種別の授業参観を行うなど、どの種別においても指導できるよう、研修や自己研鑽に努めるものとする。

(4) 通級による指導を希望する児童生徒の受入れについて

- ・必要に応じて少人数指導を取り入れるなど、通級による指導を希望する児童生徒が指導を受けられない状況をできる限り減じよう努めるものとする。

【関係法令】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条（前略）障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒（中略）の数にそれぞれ十三分の一を乗じて得た数の合計数

年 度	令和7年度	令和8年度
基礎定数化	14.4人	13.0人

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校危機管理マニュアル及び学校安全計画の作成について（依頼）

このことについて、下記のとおり提出をお願いします。

記

- 1 提出物 学校危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）
 学校安全計画（別添参考送付資料参照）
- 2 提出部数 紙媒体各 1 部
- 3 提出期限 令和 7 年 5 月 23 日（金）
- 4 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課（文書便等）
- 5 送付文書
 - （1） 学校危機管理マニュアルの見直しについて【参考資料 1】
 - （2） 地震（震度 5 強以上）発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時等に伴う対応について【参考資料 2】
- 6 留意事項
 - （1） 令和 3 年 7 月 30 日付け鈴教指第 1006 号「学校危機管理マニュアルの見直しについて【参考資料 1】」にあるように、以下の点について必ず記載するよう、お願いします。
 - ① それぞれの危機への事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定した具体的な対応について
 - ② 地震（南海トラフ地震含む。）対応について
 - ③ 津波発生時の複数の避難場所及び避難経路について
(津波が想定される学校のみ)
 - ④ 一人一台端末に対応した情報セキュリティ対策について
 - ⑤ 熱中症対応についてなお、②については、令和 6 年 4 月 19 日付け鈴教学第 147 号「地震（震度 5 強以上）発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時等に伴う対応について【参考資料 2】」に示す対応についても記載してください。

- (2) 学校安全計画の見直しの際は、図工・家庭・技術・体育等の比較的に事故発生率が高い教科については、事態を想定した計画となっているか確認していただくよう、お願いします。
- (3) 見直しに際しては、次の資料等も活用してください。
- ア 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月 文部科学省）【文部科学省 HP からダウンロード可能】
 - イ 学校における熱中症のガイドライン作成の手引き（令和6年4月 文部科学省）【文部科学省 HP からダウンロード可能】
 - ウ 自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（令和元年12月5日 文部科学省）【各校に冊子を配付済み】
 - エ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月 文部科学省）【各校に冊子を配付済み】
 - オ 学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月 文部科学省）【各校に冊子を配付済み】
 - カ 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月 文部科学省）【文部科学省 HP からダウンロード可能】
 - キ 災害から命を守る学校・幼稚園における防災教育（平成31年3月改訂 鈴鹿市教育委員会）【各校に冊子を配付済み】
 - ク 学校管理下における危機管理マニュアル（令和6年3月改訂 三重県教育委員会）【三重県教育委員会 HP からダウンロード可能】
 - ケ 学校における防災の手引（令和7年3月改訂 三重県教育委員会）【三重県教育委員会 HP からダウンロード可能】
- (4) 作成した危機管理マニュアルについては、必ず学校運営協議会やPTA等の団体と確認していただきますよう、お願いします。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 南部 美帆

TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校危機管理マニュアルの見直しについて (依頼)

このことについて、鈴教指第104-1号で依頼しました内容を記載していただき、ありがとうございました。令和4年度に向けて、学校危機管理マニュアルの見直しをするにあたっては、下記の事項に御留意していただきますよう、お願いいたします。

記

1 見直しの趣旨

様々な危機に対して事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定し、児童生徒の生命や身体を守ることにについては、「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」(令和元年12月5日)及び「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月)等で述べられておりました。さらに、令和3年6月に刊行された「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の中でも、この三段階の危機管理を危機管理マニュアルに明確に位置付けておく必要性が述べられております。

また、南海トラフ地震への対応や津波発生時の避難のあり方については、東日本大震災の大川小学校の事例や地域の特徴等により対応が大きく異なることから、危機管理マニュアルに記載して全職員に周知するとともに内容を見直していく必要性が高いと考えられます。

令和3年度から各校に一人一台端末が導入され、学習環境や事務処理などに大きな変化がありました。それに伴い、一人一台端末に対応した情報セキュリティ対策に改訂するなどの見直しを行う必要があります。

熱中症については、令和3年5月18日付け鈴教指第474号及び令和3年6月15日付鈴教指第474-1号で通知させていただいたように、令和3年度は、熱中症の事故防止への対応について重ねてお願いをしております。

これらのことから、以下の5点について今年度内に校内で検討を重ねていただきながら、学校危機管理マニュアルへの記載をお願いいたします。なお、記載していただいた危機管理マニュアルについては、令和4年5月に提出をしていただく予定です。

2 令和4年度 学校危機管理マニュアル追加必須記載事項

- (1) それぞれの危機への事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定した具体的な対応について
- (2) 地震(南海トラフ地震含む)の対応について
- (3) 津波発生時の複数の避難場所及び避難経路について(津波が想定される学校のみ)
- (4) 一人一台端末に対応した情報セキュリティ対策について
- (5) 熱中症の対応について

3 参考資料

- (1) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
(令和3年6月 文部科学省)【文部科学省 HP からダウンロード】
- (2) 学校における熱中症のガイドライン作成の手引き (令和3年5月 文部科学省)
【文部科学省 HP からダウンロード】
- (3) 自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について
(令和元年12月5日 文部科学省)【各校に冊子を配付済み】
- (4) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成31年3月 文部科学省)
【各校に冊子を配付済み】
- (5) 学校の危機管理マニュアル作成の手引き (平成30年2月 文部科学省)
【各校に冊子を配付済み】
- (6) 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (平成24年3月 文部科学省)
【文部科学省 HP からダウンロード】
- (7) 学校管理下における危機管理マニュアル (令和3年4月改訂 三重県教育委員会)
【各校に冊子を配付済み】
- (8) 災害から命を守る学校・幼稚園における防災教育
(平成31年3月改訂 鈴鹿市教育委員会)【各校に冊子を配付済み】

4 その他

- ・ 参考資料「学校の『危機管理マニュアル等』の評価・見直しガイドライン」に危機管理マニュアル作成に係るチェックリストがありますので、見直しの参考にしてください。
- ・ 令和3年度までに依頼させていただいた記載事項につきましては、引き続き記載をお願いいたします。
- ・ 「令和4年度 学校危機管理マニュアルの追加必須記載事項」以外の内容についても、各学校の実情に合わせて事象別危機管理の記載をお願いいたします。
- ・ 8月2日(月)～8月6日(金)の期間は、親展ボックス内に参考資料を入れておきますので、必要に応じて保存をお願いいたします。パスワードは、「shido」です。
- ・ 危機管理マニュアルの見直しについて、7月校長会の防災研修講師 加藤 清さんに指導・助言を受けることができます。内容は主に防災に係る内容となります。希望される場合は、下記事務担当まで御連絡をお願いいたします。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G
TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

鈴教学 第 147 号
令和 6 年 4 月 19 日

(宛先) 各幼小中学校(園) 長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育総務課長
学校教育課長
教育指導課長

地震(震度 5 強以上)発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時等に伴う
対応について(依頼)

令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方を震源とする地震が発生し、家屋の倒壊や土砂災害など、大きな被害が報告されています。また、今後、南海トラフ地震等の大規模地震の発生も懸念されているところです。このような状況を踏まえ、子どもたちの安全確保に万全を期すため、地震発生時の対応及び南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)発表時の対応について下記のとおり見直しましたのでお知らせします。

ついては、下記の内容について、貴校園の所属教職員に周知いただくとともに、保護者及び学校(園)関係者に対し、通知文書やウェブサイトなどにより周知いただきますよう、お願いします。

記

1 市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合の対応

(1) 登校(登園)前に地震が発生した場合の対応について

- ア 下校(降園)後から登校(登園)前までの間に、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合、市内全公立幼稚園・小中学校を臨時休業とする。
- イ 休業日及び休業日前日に、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合、休業日明けの平日は市内全公立幼稚園・小中学校を臨時休業とする。また、休業日明けが課業日ではない場合(振替休業日、長期休業日など)、部活動を含めた幼児児童生徒の活動を全て中止する。但し、休業期間中、学校(園)施設や通学路等の安全が確認された場合はこの限りではない。
- ウ 地震発生以降の学校(園)の再開については教育委員会事務局と学校(園)が協議し、学校(園)を再開する場合にはウェブサイトや電子メールなどで周知する。
- エ 震度 5 弱以下であっても、学校(園)及び近隣地域の被害状況などにより、臨時休業とする場合がある。

(2) 在校(園)中及び登下校(登降園)中に地震が発生した場合の対応について

- ア 在校(園)中及び登下校(登降園)中に地震が発生した場合、授業(保育)を中止し、学校(園)の危機管理マニュアルに従い行動する。

イ 「わたしと家族の防災カルテ」に記載のある避難所等の情報について、児童生徒・家庭及び学校（園）が共有する。

(3) 学校給食の対応について

ア 給食の取扱いについて

(ア) (1) により臨時休業となった場合、給食は中止する。

イ 地震により市内一律に給食を中止する場合の納入業者への対応・給食費等について

(ア) 全ての学校（園）について

パン・ごはん、牛乳納入事業者、その他全ての食材納入事業者への連絡は、教育総務課給食Gから行う。各学校給食センターへの連絡も不要とする。

(イ) 自校調理校について

(ア)に関わらず、乾物・調味料等の納入事業者への対応は状況に応じて判断する。

(ウ) 給食費の取扱い

臨時休業当日（初日）等、既に食材の発注（納品）が完了している場合は、その日の給食費を徴収する。翌日以降の臨時休業中の給食費については、徴収しない。

(エ) 給食再開時期

調理場のガス・水道等の復旧状況、食材納入事業者の状況により異なるため、自校調理校においては、各学校で器具機械、ライフラインの状態を把握し、使用再開可否の判断を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

(1) 登校（登園）前に情報が発表された場合の対応について

ア 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合、1週間の臨時休業とする。

イ 原則、1週間後に学校（園）を再開する。但し、災害及び避難状況に応じて臨時休業の延長などを検討する場合もある。学校（園）を再開する場合には、ウェブサイトや電子メールなどで周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合、教育委員会が臨時休業などの検討を行い、学校（園）へ連絡する。

エ 南海トラフ地震臨時情報【調査終了】が発表された場合、日頃からの地震への備えを再確認し、平常通り過ごす。

(2) 在校（園）中及び登下校（登降園）中に情報が発表された場合の対応について

ア 在校（園）中及び登下校（登降園）中に南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合、授業（保育）を中止し、学校（園）の危機管理マニュアルに従い行動する。

イ 「わたしと家族の防災カルテ」に記載のある避難所等の情報について、児童生徒・家庭及び学校（園）が共有する。

- ウ 実際に揺れが生じた場合は、ただちに身の安全確保に努める等、学校（園）の危機管理マニュアルに従い行動する。
- エ 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合は、状況に応じて対応を検討する。

(3) 学校給食の対応について

ア 給食の取扱いについて

(ア) 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合、一週間臨時休業となるので、その間の給食は中止する。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合、臨時休業などの検討を行い、臨時休業となった場合は、その間の給食は中止する。

イ 南海トラフ地震臨時情報により市内一律に給食を中止する場合の納入業者への対応・給食費等について

(ア) 1 (3) イの (ア) ～ (エ) の対応と同様とする。

3 その他

(1) 登下校（登降園）中の安全確保について

登下校（登降園）中は、被害状況等により様々な事態が想定されることから、自身の安全確保を最優先するよう、日頃から地震発生時の対応について指導を徹底する。また、校区の地理的状況を踏まえ、地震発生に係る事前指導や事後対応等、家庭及び地域等との連携協力を図る。

【参考①】「学校における防災の手引 令和4年3月 三重県教育委員会」

(4) 南海トラフを震源とする地震の発生に備えた取組より抜粋

①児童生徒の登下校（登降園）中の発生に備えた取組

- ・登下校（登降園）中の発災に備え、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したり、避難場所・避難経路の確認をするなど指導する。
- ・ブロック塀や看板など、危険な場所から離れて身を守るよう指導する。

②津波に備えた取組

- ・海岸付近や河川付近にいるときに発災した場合は、津波のおそれがあるため、できるだけ早く、高台など津波が来ない場所へ避難するよう指導する。

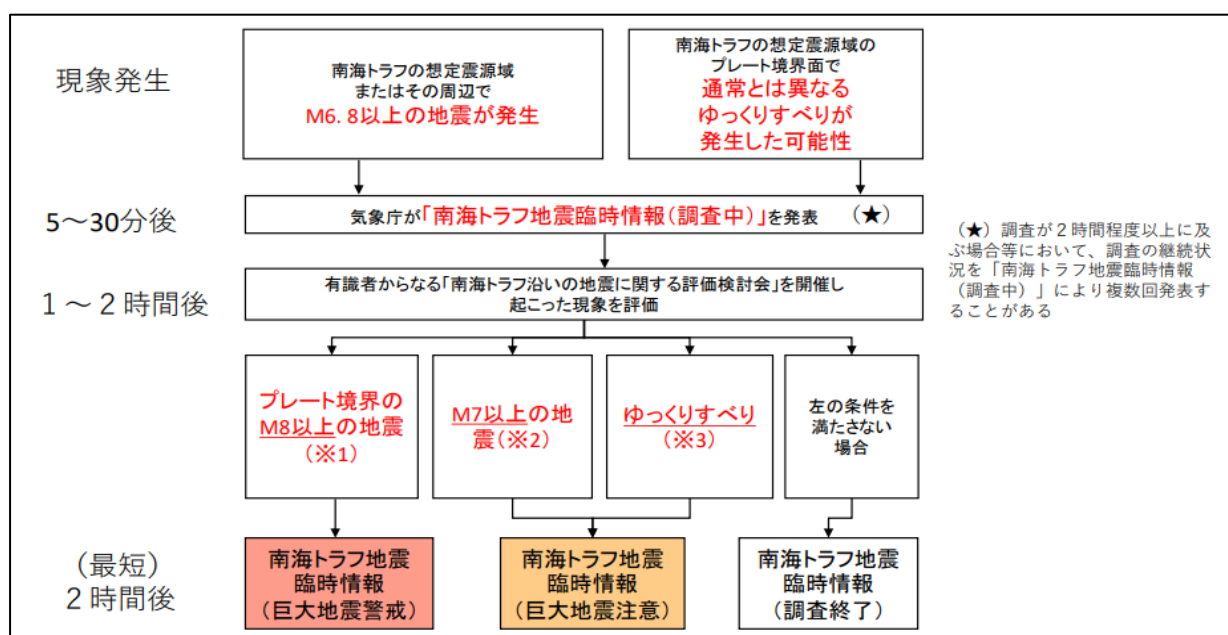
③保護者と連携した取組

- ・家族と避難場所や安否確認方法について話し合っておくことや、災害伝言ダイヤル（171）の利用方法等を指導する。
- ・発災後の学校（園）から児童生徒への連絡方法について周知しておく。

【参考②】南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発

表される情報です。情報名の上にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。



出典：気象庁令和元年5月31日「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（2）学校独自で給食を中止にする場合の対応について

給食に関して、1（3）又は2（3）の市内一律に給食を中止する場合以外の場合で、学校（園）独自で給食を中止する場合（他の各調理場で給食提供が可能な場合）については、次のとおり対応する。（例：震度4で調理室が断水又は機器破損等により調理ができず当該学校において給食を中止する場合や、遠方の地震による鈴鹿市沿岸の津波被害予想により臨時休業し、給食を中止する場合等。）

ア 自校調理校は、教育総務課給食G、センター校は学校給食センターと、教育総務課給食Gへ連絡をする。（学校給食センターへは、FAXと電話の両方で連絡する。）

イ 全納入事業者（パン・ごはん、牛乳含む）へ各学校（園）から連絡（FAXと電話）し、対応する。

ウ 給食費については状況に応じて検討する。

鈴鹿市教育委員会事務局		
教育総務課給食 G	鈴鹿市学校給食センター	鈴鹿市第二学校給食センター
電話 059-382-1214	電話 059-382-3273	電話 059-388-0330
FAX 059-383-7878	FAX 059-379-2501	FAX 059-388-0332

【事務担当】

給食に関すること	教育総務課	給食 G	TEL : 059-382-1214
臨時休業に関すること	学校教育課	教職員 G	TEL : 059-382-7618
在校(園)中・登下校(登降園)中に関すること	教育指導課	指導 G	TEL : 059-382-9028

(宛先) 関係幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

水防法に基づく避難確保計画の作成について(依頼)

水防法及び土砂災害防止法の改正により、河川及び高潮の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に所在する学校等の要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成が義務付けられました。

については、下記のとおり避難確保計画の作成をお願いします。

記

- 1 提出物 避難確保計画作成(変更)報告書
避難確保計画
- 2 提出部数 各1部
- 3 提出期限 令和7年7月31日(木)
- 4 提出先 鈴鹿市 教育委員会事務局 教育指導課(部署メール)
鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課(部署メール)

5 送付文書

- (1) 避難確保計画作成(変更)報告書
- (2) 【様式】学校避難確保計画
- (3) 【記載例】学校避難確保計画
- (4) 社会福祉等施設及びハザード一覧(一部抜粋)
- (5) 避難確保計画の作成・活用の手引き

6 その他

- (1) 避難確保計画の作成に当たっては、別添「避難確保計画の作成・活用の手引き」又は、国土交通省のウェブサイト「自衛水防(企業防災)について(要配慮者利用施設の浸水対策)」に掲載されている記載例や事例集等を御活用ください。
- (2) 避難確保計画の記載内容に関する問合せは、防災危機管理課(059-382-9968)まで御連絡ください。
- (3) 避難確保計画に基づく防災訓練の実施及び報告も義務付けられています。このことについては別途、依頼します。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 南部 美帆

TEL: 059-382-9028 E-Mail: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

社会福祉等施設及びハザード一覧

事業の種類	施設名	所在地	TEL	FAX	メールアドレス	鈴鹿川	中ノ川	堀切川	金沢川	安楽川	芥川	八島川	棕川	浪瀬川	田中川	寺川	兎田川・亀淵川	蒲川・椎山川	鍋川・御幣川	源明川	高潮	津波	土砂	
幼稚園	国府幼稚園	国府町3519番地の1	378-4523	378-4523	ko-k@city.suzuka.lg.jp																			
	飯野幼稚園	三日市南二丁目1番7号	382-3698	382-3698	iino-k@city.suzuka.lg.jp																			
	玉垣幼稚園	北玉垣町734番地	382-3663	382-3663	tamagaki-k@city.suzuka.lg.jp																			
	神戸幼稚園	神戸七丁目4番12号	382-3275	382-3275	kambe-k@city.suzuka.lg.jp	×																		
	旭が丘幼稚園	東旭が丘五丁目3番33号	387-5326	387-5326	asahigaoka-k@city.suzuka.lg.jp																			
小学校	国府小学校	国府町2373番地の1	378-0538	378-0537	ko-e@city.suzuka.lg.jp																			
	庄野小学校	庄野東二丁目5番35号	378-0048	378-4775	shono-e@city.suzuka.lg.jp	×																		
	加佐登小学校	高塚町1069番地	378-0063	378-0006	kasado-e@city.suzuka.lg.jp																		×	
	牧田小学校	岡田一丁目29番1号	378-0516	378-9530	makita-e@city.suzuka.lg.jp																			
	石薬師小学校	石薬師町1713番地	374-1028	374-1057	ishiyakushi-e@city.suzuka.lg.jp																			
	白子小学校	白子一丁目12番12号	386-0039	387-3777	shiroko-e@city.suzuka.lg.jp		×															×	×	
	愛宕小学校	東江島町23番15号	386-0334	386-0671	atago-e@city.suzuka.lg.jp																	×	×	
	稲生小学校	稲生三丁目10番1号	386-0307	386-0044	ino-e@city.suzuka.lg.jp																			
	飯野小学校	三日市南二丁目1番7号	382-1020	382-1754	iino-e@city.suzuka.lg.jp																			
	河曲小学校	十宮町719番地の2	382-0268	382-7851	kawano-e@city.suzuka.lg.jp	×																		
	一ノ宮小学校	一ノ宮町557番地	382-0311	382-3107	ichinomiya-e@city.suzuka.lg.jp	×																		
	長太小学校	長太旭町五丁目4番5号	385-0315	385-0382	nago-e@city.suzuka.lg.jp	×																×	×	
	箕田小学校	南堀江一丁目1番1号	385-0506	385-0815	mida-e@city.suzuka.lg.jp																	×		
	若松小学校	若松中一丁目4番1号	385-0072	385-4346	wakamatsu-e@city.suzuka.lg.jp				×													×		
	玉垣小学校	北玉垣町947番地	382-0269	383-2191	tamagaki-e@city.suzuka.lg.jp																			
	神戸小学校	神戸二丁目12番10号	382-0242	382-1078	kambe-e@city.suzuka.lg.jp	×																		
	合川小学校	三宅町3694番地の2	372-0014	372-2889	aikawa-e@city.suzuka.lg.jp																		×	
	天名小学校	御蘭町2500番地	372-0013	372-2898	amana-e@city.suzuka.lg.jp																			
	栄小学校	五祝町1845番地の2	386-0462	386-0810	sakae-e@city.suzuka.lg.jp		×																×	×
	鈴西小学校	深溝町3172番地の1	374-0014	374-0315	reisei-e@city.suzuka.lg.jp																			
	椿小学校	山本町750番地	371-1014	371-2941	tsubaki-e@city.suzuka.lg.jp																			
	旭が丘小学校	東旭が丘五丁目3番18号	386-0012	387-0895	asahigaoka-e@city.suzuka.lg.jp																			
	深伊沢小学校	伊船町1693番地	371-0015	371-2994	fukaizawa-e@city.suzuka.lg.jp																			
	庄内小学校	東庄内町2458番地の1	371-0044	371-3060	shonai-e@city.suzuka.lg.jp																			
	井田川小学校	和泉町814番地	378-8972	378-8886	idagawa-e@city.suzuka.lg.jp	×				×														
	鼓ヶ浦小学校	寺家一丁目41番1号	386-3355	386-3504	tsuzumigaura-e@city.suzuka.lg.jp		×	×															×	×
	桜島小学校	桜島町四丁目12番地	382-5666	382-5528	sakurajima-e@city.suzuka.lg.jp																			
	明生小学校	大池二丁目13番1号	378-4320	378-1758	meisei-e@city.suzuka.lg.jp																			
	清和小学校	算所五丁目21番12号	378-7731	378-7719	seiwa-e@city.suzuka.lg.jp																			
	郡山小学校	郡山町710番地の6	372-2251	372-2253	koriyama-e@city.suzuka.lg.jp																			
	中学校	平田野中学校	国府町9105番地の1	378-0126	378-4895	hiratano-j@city.suzuka.lg.jp																		
		白鳥中学校	加佐登三丁目1番1号	378-0046	378-0498	shiratori-j@city.suzuka.lg.jp																		×
		神戸中学校	十宮町1335番地	382-0305	382-3757	kambe-j@city.suzuka.lg.jp	×																	
大木中学校		北堀江二丁目15番1号	385-0316	385-0786	oki-j@city.suzuka.lg.jp	×																×	×	
千代崎中学校		東玉垣町2863番地	382-0125	382-1915	chiyozaki-j@city.suzuka.lg.jp																			
白子中学校		中旭が丘四丁目5番62号	386-0336	388-0340	shiroko-j@city.suzuka.lg.jp																			
天栄中学校		秋永町1839番地	386-0444	386-0445	tenei-j@city.suzuka.lg.jp																	×		
鈴峰中学校		長澤町1867番地の1	371-0023	371-0047	reiho-j@city.suzuka.lg.jp														×					
鼓ヶ浦中学校		寺家四丁目11番1号	386-5852	386-4663	tsuzumigaura-j@city.suzuka.lg.jp		×	×														×	×	
創徳中学校		三日市町1803番地の8	382-5205	382-5720	sotoku-j@city.suzuka.lg.jp																			

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和7年度 学力向上支援事業

「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援」について(依頼)

児童生徒の学力向上を図るため、経験年数5年以下教員等の指導力向上をめざし、別紙要項に基づき実施いたします。

つきましては、1学期の学校訪問を下記のとおり実施いたしますので、よろしく願います。

記

- 1 訪問期間 令和7年4月18日(金)～令和7年7月4日(金)
- 2 訪問内容 経験年数5年以下教員等の指導力向上と学校支援
 - ・授業参観と授業者との話し合い
 - ・学校支援
- 3 訪問日 対象者の人数をもとに、訪問日数を計画します。
- 4 その他 (1) 新規採用教諭および若手講師・教諭等の支援を、同じ学力向上支援員が学校別に行います。
(2) 1日につき、1名から2名程度の支援を行います。
(3) 話し合いの時間を、1人当たり40分程度とってください。
(4) 指導案は2日前までに、教育指導課のiFAXで担当者に送付ください。(メールで送付する場合は、担当者の個人メールへ送付ください。指導日が月曜日の指導案は、金曜日の朝までに送付ください。)
(5) 担当者が、4月8日(火)～14日(月)のいずれかの日に説明に伺います。(事前に電話にて日程を調整します)
(6) 各書類の提出については、別紙「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 要項」の(7 事務手続き等の流れ)をご覧ください。

〔事務担当： 教育指導課 櫻井 ・小川 ・藤本 ・堀之内
電話：382-9028〕

令和7年度 学力向上支援事業

「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援」 要項

教育指導課

1 目的

- ・ 経験年数5年以下の教諭、および臨時的任用講師、及び希望する教員を対象に、授業を基に指導・助言を行い、授業力や学級指導力を向上させることで、児童生徒の学力向上を図る。

2 対象者

- ① 経験年数 1～5年目教員 ② 希望する教員 (校長からの依頼)

※下記の担当する学校の中で、【 】の学校は県事業対象校のため、経験年数1年目（教諭と常勤講師）及び経験年数2年目～5年目（常勤講師）を対象者とする。

3 支援員

学力向上支援員 : 櫻井 幹大 ・ 小川 正芳 ・ 藤本 尚 ・ 堀之内 宏行

4 支援内容

- 教員の指導力を向上させることで、児童生徒の学力の向上を図る。
- 経験年数5年以下教員を対象とした「授業づくりの手引き」を作成し、授業改善に向けた支援につなげる。
- 授業を参観し、「授業づくりの手引き」を基に指導内容・指導方法、学習習慣づくり、学級指導等について支援する。
- 公開授業研修会・学習会において、学級指導や授業力向上に向けて助言する。
- 学校経営における課題（学力向上・研修等）の解決に向け、相談に応じる。

5 支援方法

- (1) 4人で対象者をそれぞれ分担し、授業を参観し、指導力向上に向け支援する。

- | | | |
|--------------------|------------|--------|
| ・ 経験年数1年目教員 | ・・・・・・・・・・ | 年間 5 回 |
| ・ 経験年数2年目教員 | ・・・・・・・・・・ | 年間 4 回 |
| ・ 経験年数3年目教員 | ・・・・・・・・・・ | 年間 3 回 |
| ・ 経験年数4年目教員 | ・・・・・・・・・・ | 年間 1 回 |
| ・ 経験年数5年目教員・希望する教員 | ・・・・・・・・ | 希望に応じて |

＊ 教諭の経験年数には、講師時年数は含まない。

＊ 対象者のない学校についても、年間、複数回訪問することがある。

＊ 校長の要望により、指導回数は増減することもある。

- (2) 担当する学校

＜櫻井 幹大＞

国府小 、 牧田小 、 【旭が丘小】 、 桜島小 、 河曲小 、 【玉垣小】
庄内小 、 清和小 、 平田野中 、 白鳥中

＜小川 正芳＞

加佐登小 、 白子小 、 愛宕小 、 稲生小 、 栄小 、 深伊沢小
郡山小 、 【創徳中】 、 鼓ヶ浦中 、 天栄中

＜藤本 尚＞

石薬師小 、 【飯野小】 、 一ノ宮小 、 長太小 、 【神戸小】 、 天名小
合川小 、 椿小 、 神戸中 、 大木中

＜堀之内 宏行＞

庄野小 、 鼓ヶ浦小 、 箕田小 、 若松小 、 鈴西小 、 井田川小
明生小 、 千代崎中 、 白子中 、 鈴峰中

6 訪問日

訪問予定日（経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 調整表）を当該校に送付し、各校で検討された結果を教育指導課に送付する。

それを基に調整した後、「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 決定表」を送付し、決定する。

決定後も、学校からの希望に応じて、調整した後、随時訪問することは可能である。

7 事務手続き等の流れ

4月 1日（火） 教育指導課から ⇨ 学校へ 文書をメールにて送付

- ① 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援について(依頼)」
- ② 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 要項」
- ③ 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 対象者表」
- ④ 「訪問を避ける日（表）」

4月 3日（木）までに 学校 ⇨ 教育指導課へ 文書を提出（iFAX・メール可）

- ① 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 対象者表」
- ② 「訪問を避ける日（表）」

4月 8日（火） 教育指導課から ⇨ 学校へ

- ・「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 調整表」

4月 9日（水）
～
4月 14日（月） } ・担当支援員が各学校を訪問し、事業内容を説明
（ 事前に日程調整 ）

4月 10日（木）までに 学校 ⇨ 教育指導課へ文書を提出（iFAX・メール可）

「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 調整表」

4月 16日（水） 教育指導課 ⇨ 学校へメールにて文書を送付

- ① 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援 決定表」
- ② 「指導案例」
- ③ 「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援（1学期）申込書」

4月 18日（金）から 教員への支援開始

4月 22日（火）までに 学校 ⇨ 教育指導課へ文書を提出（iFAX・メール可）

- ・「経験年数5年以下教員等の指導力向上支援（1学期）申込書」

鈴 教 指 第 号
令和 7 年 4 月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について (依頼)

このことについて、三重県教育委員会事務局保健体育課長をとおして、スポーツ庁次長から別添 (写) のとおり、通知がありました。

ついては、下記のとおり送付しますので、貴校教職員への周知をお願いします。

なお、本調査資材は、スポーツ庁から各小中学校には 4 月下旬から 5 月中旬に順次発送 される予定です。

記

1 調査実施に当たって

(1) 市全体の共通取組

原則、全学年全種目で実施する。

(2) こどもの力を十分発揮させるための事前指導の実施

ア 「新体力テストワンポイントアドバイス^{*1}」を活用する。

イ 児童生徒の取組意欲が向上するよう、個々の目標値を設定^{*2}する。

(3) 実技調査の正しい測定と記録記入

ア 「新体力テスト実施要項^{*3}」等を確認する。

イ 調査当日欠席した児童生徒については、期間内に後日実施する。

※1～3の資料等は、平成 29 年 2 月開催の元気アップブロック別協議会で、各学校へ配付しました「クリアファイル」又は「学校体育指導資料集 (CD) (平成 27 年配付済)」に収められています。また、「子どもの体力向上ホームページ (日本レクリエーション協会)」等も効果的に活用してください。

(4) 記録の入力とオンラインでの回答

実技種目の結果及び児童生徒質問紙調査を MEXCBT にて回答する。各学校のオンライン入力日 (週) については、改めて連絡がある。調査を実施し、学校質問紙調査については、Eduservey にて回答する。回答期日については、オンライン入力日 (週) についての連絡時に確認する。

(5) 学校質問紙調査の回答内容についての校内での共有、確認

ア 各校で作成した「令和6年度みえこどもの元気アップシート」を参考に、体力向上のための目標設定・取組等の実施、過年度に関すること等、校内で共有、確認の上、回答する。

イ 学校質問紙については、オンラインでの回答となるため、忘れずに所定日までに入力する。

(6) 調査を通じて、体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる

ア 調査資材に同梱（予定）される「記録シート」を児童生徒へ配付し、活用する。

イ 新体力テスト結果集計表（EXCEL ファイル、県教育委員会ホームページ掲載）等を活用し、こどもの実態把握と分析を行う。

ウ こどもの体力の状況に関する「体力認定証」「わたしの成長記録」等を家庭と共有する。

エ 結果を活用して、元気アップシートにおける「体力向上の目標」「体力向上の取組」等を早期に見直す。

2 調査実施完了報告について

令和7年 月 日（ ）までに、（様式2）学校提出用「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査実施完了報告」を、鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課部署メールに送信してください。

※ 遺漏なく実施できるようお願いします。

3 送付文書

(1) 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（通知）（写）

(2) 新体力テスト実施要項（6歳～11歳対象）小学校用

(3) 新体力テスト実施要項（12歳～19歳対象）中学校用

(4) 新体力テストワンポイントアドバイス集（教員向け）小学校用

(5) 新体力テストワンポイントアドバイス集（教員向け）中学校用

(6) （様式2）全国体力・運動能力、運動習慣等調査実施完了報告 小学校用

(7) （様式2）全国体力・運動能力、運動習慣等調査実施完了報告 中学校用

4 その他

全国体力・運動能力調査において実施される8種目について、測定方法及び測定時のワンポイントアドバイスをまとめた動画資料を、以下の場所に掲載してあります。

10分程度の動画ですので、実施前に視聴いただき、事前指導等に御活用ください。

掲載場所

教委特設サイト内 →

教育指導課
→ た 体育・保健体育
→ 「新体力テスト実施に向けて～ワンポイントアドバイス～」

（動画）

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 鈴村 一将

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和 7 年度担当者会等一覧（予定）

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課

担当者会名	開催日	場所
学力向上兼情報教育推進 担当者会 (指導教諭を含む)	4月24日（木） 15:30～17:00 2月20日（金） 15:30～17:00	市役所1203 オンライン（校区）
学力向上担当者会	8月26日（火） 9:30～12:00	市役所1203
情報教育推進担当者会	10月24日（金） 15:30～17:00	オンライン（校区）
小学校英語教育担当者会	5月 9日（金） 16:00～17:00 9月12日（金） 16:00～17:00	オンライン オンライン
中学校英語教育担当者会	4月25日（金） 16:00～17:00 10月 3日（金） 16:00～17:00	オンライン オンライン
学校図書館担当者会	4月17日（木） 15:30～17:00 7月23日（水） 9:30～11:00	市役所1203 市役所1203
道徳教育担当者会	4月18日（金） 16:00～17:00 2月27日（金） 16:00～17:00	オンライン オンライン
食育担当者会	5月 1日（木） 15:45～17:00	市役所1203
特別支援教育 コーディネーター会議	4月17日（木） 15:30～17:00 9月11日（木） 16:00～17:00 10月16日（木） 15:30～17:00	オンライン（校区） オンライン（校区） オンライン（校区）
通級指導教室担当者会議	4月 8日（火） 15:30～17:00 7月18日（金） 15:30～17:00 1月 8日（木） 15:30～17:00	市役所1102 市役所1102 市役所1102
職場体験学習（チャレンジ14） 担当者会	4月21日（月） 15:30～17:00 2月16日（月） 15:30～17:00	市役所1003 市役所1102

※会場、オンライン実施等、変更する可能性あり。【令和 7 年 3 月 10 日時点】

(宛先) 各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

休日の学校部活動の地域移行に係る「令和7年度モデル事業」について

本市においては、令和8年10月以降、中学校における休日の学校部活動を実施しないこととしており、円滑に地域に移行できるよう、令和5年度からモデル事業を実施しているところです。

なお、令和7年度も特定の種目においてモデル事業を実施することとしておりますが、改めて、モデル事業の詳細等について生徒及び保護者等の理解促進を図るため、周知文書を作成しました。

ついては、各校において、別添文書を印刷の上、貴校児童生徒及び保護者に配付していただきますよう、お願いします。

記

1 送付文書

部活動地域移行におけるモデル事業のお知らせ

2 その他

- ・保護者配信ツールがある場合は、併用してください。
- ・4月当初時点での予定であり、今後、種目等を変更することがあります。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部活動地域移行準備室 河原 晶子
TEL059-382-9028 FAX059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和7年4月 日

鈴鹿市立中学1、2年生の皆様
保護者様

鈴鹿市教育委員会事務局
教育指導課長

休日の学校部活動の地域移行に係る「令和7年度モデル事業」について

保護者の皆様には、平素から本市の教育行政に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては、令和8年10月以降、中学校における休日の学校部活動を実施しないことについてお知らせしており、円滑に地域に移行できるよう、令和5年度からモデル事業を実施しているところです。令和7年度も特定の種目において、下記のとおりモデル事業を実施することとしております。

なお、モデル事業は、地域移行に向けた課題を整理するために実施するものであり、モデル事業の形態が地域移行後の休日の活動形態となるものではありませんので、お知りおきください。

記

- | | | | | | |
|---|-----|-----|---------|----------|------------|
| 1 | 日 時 | 第1回 | 令和7年11月 | 1日(土) | 9:00~12:00 |
| | | 第2回 | 令和7年12月 | 6日(土) | 9:00~12:00 |
| | | 第3回 | 令和8年 | 1月10日(土) | 9:00~12:00 |
| | | 第4回 | 令和8年 | 2月7日(土) | 9:00~12:00 |
-
- | | | |
|---|-----|---|
| 2 | 種 目 | 陸上、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、柔道
バレーボール、ソフトテニス、卓球、剣道、バドミントン、ソフトボール
吹奏楽、合唱の14種目を予定していますが、状況により実施しない種目
が出る場合もあります。
5月中に実施種目を決定し、6月中旬に会場も含めて詳細をお知らせしま
す。 |
|---|-----|---|
-
- | | | |
|---|-----|---------------------------------------|
| 3 | 申込み | 6月中旬に参加申込書を配付します。
申込みは、1人1種目となります。 |
|---|-----|---------------------------------------|
-
- | | | |
|---|-----|----------------------------------|
| 4 | 対 象 | 鈴鹿市立中学1、2年生（該当部活動への加入の有無は問いません。） |
|---|-----|----------------------------------|
-
- | | | |
|---|-----|------------------------------|
| 5 | 費 用 | 800円（保険料）＋振込手数料（種目ごとに異なります。） |
|---|-----|------------------------------|
-
- | | | |
|---|-----|--|
| 6 | その他 | ・申込者数が3人以下の場合は、実施しません。
・種目ごとに会場が異なりますが、現地集合となります。 |
|---|-----|--|

【問合せ先】

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部活動地域移行準備室 TEL：382-9028

令和 7 年度 教育支援課の主な事業内容一覧

1 不登校支援

○学校支援体制づくり

- ・〔小学校〕スクールライフサポーターを活用した未然防止・初期対応の取組
校内教育支援センター「ほっとルーム」(10校)の指導・支援
- ・〔中学校〕学識経験者や不登校対策教育支援員を活用した不登校支援の推進
不登校生徒・保護者のための進路ガイダンスの開催
- ・新たな不登校を生まないための不登校支援プロジェクト会議の開催

○鈴鹿市教育支援センター(けやき教室、さつき教室)の運営

2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー派遣及び活用事業

- 三重県教育委員会から中学校区に派遣される SC・SSW の活用状況の把握、及び緊急派遣の手続き

3 いじめ防止対策

○「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止対策の推進

- ・いじめ問題の未然防止と早期発見、いじめ事案発生時の組織的対応等の取組
- ・学校や児童生徒が主体となったいじめ防止の取組の充実
- ・いじめ防止啓発活動の実施
- ・いじめ予防授業の実施

4 人権教育

○学校・幼稚園における人権教育の推進

- ・中学校区及び各校人権教育カリキュラムに基づいた人権教育の推進
- ・実践交流と教職員研修
- ・児童生徒が主体となった取組の充実(人権フォーラム等)
- ・保護者、地域への情報発信と啓発(じんけんフェスタ等)

5 外国人児童生徒などへの日本語教育や就学支援

○鈴鹿市日本語教育支援システムに基づく取組

- ・特別の教育課程による日本語指導の充実(日本語指導講師の派遣、配置等)
- ・日本語教育支援プロジェクト会議の開催

○就学及び進路ガイダンスの実施

○就学支援教室(コトノハ教室)の運営

6 多文化共生教育

○多文化共生に関わる授業づくりの推進

- ・多文化共生実践 E X P O [令和 8 年 1 月 3 0 日(金):1203 大会議室]

7 鈴鹿市こども議会

○令和7年8月21日(木)開催予定

本年度参加校

【小学校】国府、庄野、石薬師、白子、桜島、愛宕、稻生、飯野、河曲、一ノ宮、長太、天名、
栄、鈴西、庄内

【中学校】創徳、白鳥、大木、千代崎、鼓ヶ浦

8 地域とともにある学校づくり

○コミュニティ・スクールの推進

- ・地域人材等の活用、地域と連携した魅力ある学校づくり等の協議
- ・中学校区における小中学校の連携の推進

9 危機管理

○「鈴鹿市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全対策の推進

- ・道路管理者、鈴鹿警察署と連携した安全対策の推進

10 学校問題解決支援

○学校問題解決専門職員による対応や学校への助言

○警察、児童相談所など関係機関との連携

○顧問弁護士への相談（令和7年度も継続予定、後日連絡）

11 生徒指導・健全育成

○生徒指導提要に基づく生徒指導体制の充実

- ・問題行動の未然防止、早期対応を推進する生徒指導体制づくり

○薬物乱用防止教室、万引き防止教室の実施

○地区補導の実施

12 情報モラル教育

○携帯電話やスマホ等を利用したインターネットの正しい使い方教室の開催等

13 安全教育

○交通安全教室の実施

○防犯教室（連れ去り防止教室）、不審者侵入対応訓練の実施

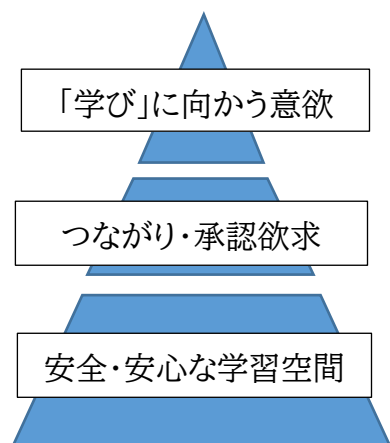
14 生徒指導特別指導員派遣及び活用事業

○三重県教育委員会の生徒指導特別指導員派遣の手続き

令和7年度不登校支援について

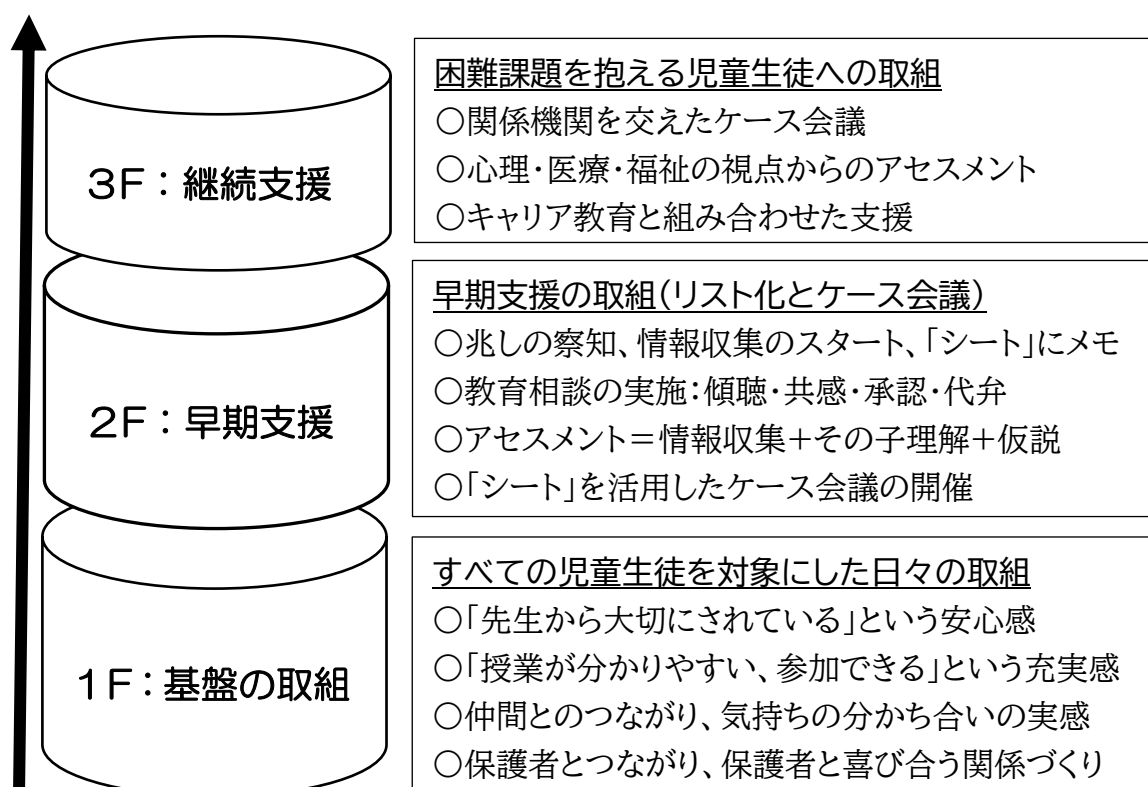
1、基本的な考え方

(1)不登校支援は、“その子らしい学び”を保障する取組



- 不安感や恐怖心、孤立感、緊張感等のネガティブ感情に早期に適切に対応することが必要。
- 「教室にいることがつらい」という不安な気持ちでは、学習意欲、生活意欲が出てこない。特別支援教育の視点を重視した“基盤の取組”を必要。
- 不登校支援は、支援が必要な児童生徒の自信や自己肯定感の回復を図り“その子らしい学び”を保障していく取組だといえる。

(2)不登校支援は、3層構造。基盤の取組を充実させることがポイント



魅力ある学校づくり・学級づくり ＊『生徒指導提要』P229

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級が安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要です。「自分という存在が大切にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級づくりを目指すことが求められます。

2、本年度、不登校支援において当課が注力する内容

(1)相談業務の充実を図ります

- 不登校児童生徒や支援が必要な児童生徒に対する対応等についての先生方からの相談業務を充実させます。
- 管理職、教職員はもとより**保護者の相談**も受け付けます。保護者については、当課に来ていただくことを基本としつつも電話での相談にも応じます。

(2)ケース会議・関係者会議に出向きます

- ケース会議の開催にあたっては、教育支援課職員も参加させていただきます。
- **アセスメント**にもとづいた支援となるよう、ケース会議の充実に向け、助言等を行います。
- 事前に「**こども支援シート**」を送付していただくことで当課教育支援センターに派遣されている**SC**や**SSW**の知見を活用します。
- 医療や福祉等の関係機関につなげる必要性の高いケースについては、**関係機関と連携**して対応します。

(3)研修会に出向きます

- 不登校支援等に関する研修会に教育支援課職員が参加します。
- ＊研修内容(例)
 - ・「新たな不登校を生まない学校づくりについて～関係づくりを中心に～」
 - ・「こども支援シートの記入の仕方について～実習形式で～」
 - ・「困っている子どもの支援について～事例検討を中心に～」
- ＊研修時間は、30分～80分程度

(4)「中学校区不登校支援担当者会」に参加します

- 令和7年度中に2～3回開催をするものとする。第1回目は、5月中に開催する。
- 代表者は、校区の校長から1名選出する。
- 校区に派遣されているSCも原則参加する。SCから助言を受けることで、アセスメント力の向上につなげる。 **＊原則教育支援課職員も参加する。**
- 開催の予定日(別紙1)を当課に報告する。

(5)フリースクールとの連携をすすめます

- フリースクールと市内小中学校がより連携を深めることができるよう、フリースクールとより密接な情報共有を図る。
- 市内フリースクールと情報交換会・連絡会を開催する。

3、教育支援課による派遣・配置スタッフ

① スクールライフサポーター(SLS)の派遣 *小学校のみ

【趣旨】 小学校の不登校傾向にある児童の心の悩みや不安、ストレスを和らげる等の支援や関わりを通して、不登校の初期対応のため児童支援を行う。

【職務】 派遣校の SLS 担当者の指示の下、以下の内容に従事する。

- ・不登校児童の登校支援・学校生活支援
- ・不登校児童(保護者)の相談等
- ・不登校傾向にある児童の支援

【派遣校】・令和7年度は、小学校22校へ派遣(令和6年度:21校)

※ スクールライフサポーター(SLS)は、不登校傾向にある児童に対して不登校支援を行うことを任務とします。目的外使用については、ご注意願います。

② 不登校対策教育支援員の派遣 *中学校のみ

【趣旨】 教員経験者等を「不登校対策教育支援員」として該当中学校へ派遣し、中学校における不登校の未然防止・早期対応、及び、不登校生徒の社会的自立に向けた教育環境整備を行う。

【職務】 派遣校の不登校対策担当者の指示の下、不登校生徒の初期支援、校内適応指導教室での対応、校内の不登校対策会議への参加等を行う。

【派遣校】 令和7年度は、中学校8校へ派遣(令和6年度:8校)

【備考】 資格の有無は問わない。学校での勤務または相談業務の経験を有し、配置の実情等を理解していることを派遣の要件とする。

*不登校対策教育支援員に職務内容、注意事項等を説明する。

③ ほっとルーム指導員の派遣

【趣旨】 教職経験のある人材をほっとルーム指導員として小学校に配置することで、小学校における不登校の未然防止及び個別の支援が必要と考えられる児童への支援を充実させるとともにほっとルームでの対応を充実させる。

【職務】 ①ほっとルームでの対応

②不登校児童の初期支援

③不登校支援等の会議・研修等への参加

④学校長が不登校支援のために必要と

【派遣校】 令和7年度は、小学校10校へ派遣(令和6年度:10校)

【備考】 教員免許を有する者を派遣の要件とする。

④ 教育相談員の配置 ＊中学校のみ・県費

【趣旨】

- ・気になる生徒等に声を掛けるなど、悩みや不安等を抱えている生徒に対し能動的な相談業務を行い、生徒が抱える友人、学習、進路等に関することやいじめなどの悩みを早期に発見し、専門的な支援が必要な場合は、SCやSSWへ相談を引き継ぐ等の役割を担うことで相談体制の充実を図る。

【職務】

- ・校長の指導及び監督のもと、次のような相談業務に従事する。
- ・校内教育支援センター(サポート教室等)において来室する生徒の相談対応。
- ・校内を巡回し、気になる生徒への声かけ、相談。
- ・相談内容の共有・報告。
- ・SC・SSW への相談引継ぎ(必要に応じて)
- ・相談内容、件数の記録

【派遣校】

- ・全中学校

【備考】

- ・資格については、その有無は問わないが、学校での勤務または相談業務の経験を有し、配置校の実情等を理解している者

⑤ SC、SSW の活用・派遣

○鈴鹿市教育支援センター(けやき教室・さつき教室)へ派遣される SC、SSW

- ・SC＝山口裕三子 ・SSW＝魚谷 彩

○SC についてはすべての中学校区に派遣されています。SSW については、中学校区に派遣されていますが、様々な事情で上記 SC、SSW の活用・派遣を希望する学校は、当課担当(岸、橋本)に連絡ください。

○活用・派遣を希望する学校は、電話連絡のうえ「こども支援シート」を提出してください。

⑥ 不登校支援アドバイザーの配置

【趣旨】

- ・教育支援課不登校支援担当職員とともに、鈴鹿市の不登校支援を推進する。

【職務】

- ・不登校支援に関して学校への助言を行う。(部会への参加等)
- ・不登校に関する資料作成等を行う。
- ・不登校の保護者の相談にあたる。

※ 令和7年度不登校支援アドバイザー(教育支援課:橋本伸清)

4、不登校支援プロジェクト会議の実施

○プロジェクト会議設置の趣旨

長期欠席・不登校の児童生徒数を的確に支援していくためには、“新たな不登校”を生まない組織的な対応や、校内教育支援センター(校内サポート教室)等の活用を含め、進路保障を目的とした社会的自立に向けた取組を充実させていくことが必要である。

実効性のある取組にしていくために、学校現場を代表する校長会と教育委員会事務局が緊密に連携を取り合い、十分な協議・情報共有を定期的実施する。

○プロジェクト会議の構成員(予定)

- ・小学校校長会代表2名、中学校校長会代表2名 計 4 名
- ・教育長、次長、参事、市教委各課長、こども家庭支援課長等
- ・鈴鹿市教育支援センター代表者

○活動内容

- ・市内小中学校が一体となって不登校支援を組織的に行うため、具体的な方策
- ・取組を協議し発信する。
- ・代表者の学校(不登校支援協力校)は、「プロジェクト会議」で確認された学校現場の課題等を踏まえ、校内体制の充実を図り、組織的な取組を推進する。
- ・自主校長会等で「プロジェクト会議」の内容を周知するとともに、学校や自主校長会等で出された実践事例等をプロジェクト会議で還流する。

※昨年度の不登校支援プロジェクト会議で確認された内容

1 「こども支援シート」を作成し、ケース会議等で活用する

多面的に情報収集をしていくことは、適切なアセスメントをしていくうえで極めて重要であり、支援の手がかりとなる。各職員が把握した児童生徒の情報は、個々の備忘録等にメモしていることもあり、情報共有の面でも引継ぎの面でも、少なからず課題がある。

こども支援シートに必要な情報を記載していくことで、アセスメントがしやすく、ケース会議等においても効果的に活用していくことができる。

4 月からの累積欠席日数が15日前後になっている児童生徒については、積極的にこども支援シートを作成していくようにする。

2 どこにもつながっていない児童生徒を関係機関等につなげる

どこにもつながっていない不登校の児童生徒については、アセスメントのもと適切な外部機関(施設)等につなげるようにする。

5、その他

(1) 小中学校間で、不登校児童生徒の情報共有について

- 「鈴教支第 2346 号」(令和7年3月17日付け)で各中学校に伝えた下記の資料に記載された児童生徒については、特に丁寧に情報共有を図る。

「小学校6年生時に不登校傾向にあったR7年度中学1年生について」

(2) 「不登校支援ミーティング」の実施について

＊小学校1回、中学校1回、小中合同1回

- 鈴鹿医療科学大学教員を講師として招き、事例検討会を実施する。
- 夏季休業中に小、中学校別々に実施する。
 - ・小学校＝令和7年7月30日(水)14:30～17:00に実施。会場は医療大学。
 - ・中学校＝令和7年8月27日(水)14:30～17:00に実施。会場は医療大学。
- アセスメント力の向上等をめざし、不登校支援の効果的な取組のあり方等について事例検討を実施する。

(3) 「令和7年度不登校生徒・保護者進路ガイダンス」の実施について

- 開催予定日は、令和7年10月25日(土)10:00～11:30
 - 対象：中学生とその保護者
 - 会場：未定
- ＊詳細は、8月校長会

(4) 「令和7年度夏季研修講座」の実施について

- 開催予定日時：令和7年7月28日(月)9:30～11:30（予定）
- 講師：渡辺道治さん(北海道在住、元小学校教員)
- 講演内容：講師先生の著書である『特別支援教育に学ぶ発達が気になる子の教え方』にある内容について
- 研修の形態：オンライン形式での研修会を実施する。

※ 可能な限り多数の教職員が参加できるようご配慮ください。

(宛先) 各小中学校長様

鈴鹿市教育委員会事務局

教 育 支 援 課 長

いじめ問題への適切な対応について（依頼）

本市の教育活動へのご理解とご協力ならびに、生徒指導への対応等にご尽力いただき、誠にありがとうございます。あわせて、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けては、日頃の取組に感謝申し上げます。新年度を迎え、児童生徒の的確な把握とともに、組織的な対応ができるよう校内体制等を整えていただきますようよろしくお願いいたします。

本年度より、本課による「いじめ予防授業」の出前講座を下記通り、実施しますのでご活用ください。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、別添のとおり、いじめ問題へのご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 送付資料

- ・ 掲示用 いじめ事案認知後の初動的対応について
- ・ 別紙 1 いじめ事案認知後の初動的対応について
- ・ 別紙 2 いじめアンケート実施後について
- ・ 別紙 3 いじめの態様について
- ・ 別紙 4 いじめ事案報告書の記入について
- ・ 様式 いじめ事案報告書

2 いじめ予防授業

- ・ 本授業については、社会生活のきまりや法律等を進んで守る遵法を学び始める児童生徒が、社会規範の面からいじめがいけないことや、社会では法律やルールに基づいて責任を負わなければならないことなどを学ぶことを目的に行うものです。いじめの未然防止に係る意識向上につなげられるよう、ご活用下さい。
- ・ 資料格納クラスルーム（クラスコード「h2lgaeu」）

3 その他

- ・ いじめアンケートの実施につきましては、後日、ご案内いたします。
- ・ いじめ対応管理システムのユーザー登録は令和7年4月1日～9日です。生徒指導主事の先生、管理職の先生は必ず登録をお願いします。

事務担当

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課 学校支援 G 佐野川

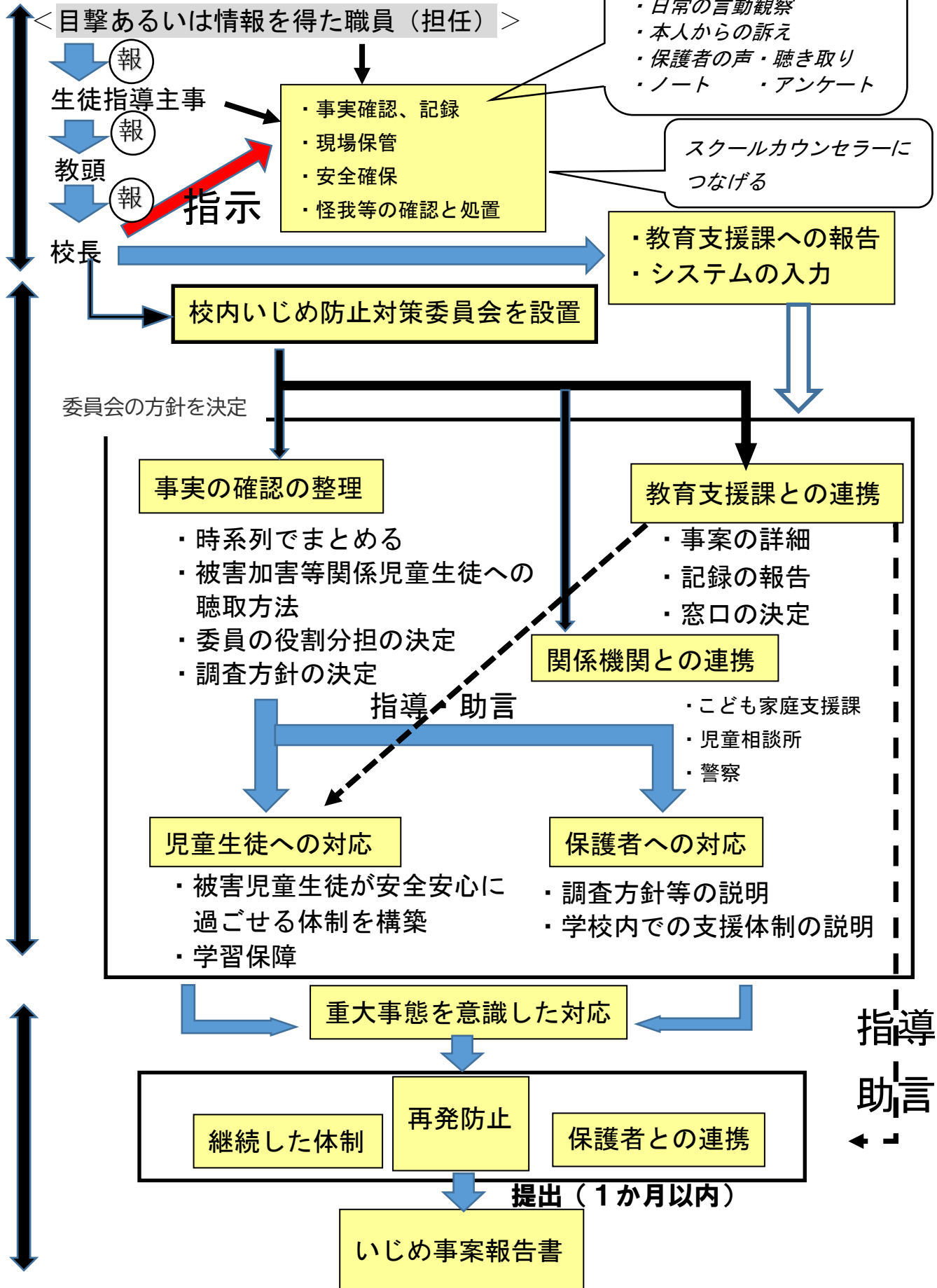
いじめ事案認知後の初動的対応

鈴鹿市教育委員会

令和7年 4月

いじめ疑いの事案を認知

即日対応



いじめ事案認知後の初動的対応について

※対応経過は全て記録に残していただくようお願いします。

いじめ事案認知後の初動的対応の流れ

- 
- ① いじめに気付いた職員だけで判断せず、いじめ防止対策委員会等で情報共有し、学校の問題としてとらえ対応する。
(※ いじめアンケートでの認知後の対応については**別紙 2、別紙 3**を参照)
 - ② いじめを受けた児童生徒の立場に立って丁寧に聴き取りを行うとともに、教育支援課への一報を行う。家庭訪問をするなどして保護者へ状況を伝え、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す姿勢や体制について説明します。学校の対応については随時記録をする。
(※ いじめを受けた児童生徒や保護者の意向を第一に考える。)
 - ③ 事実関係の把握は、当事者だけでなく、周りにいた児童生徒などからも聴き取ったり、アンケート調査をしたりして、客観的な事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。これまでの聴き取り内容等から把握した客観的事実を時系列に記録をする。
 - ④ 事実だけを追求するのではなく生活背景等も把握する。見える事実だけでなく、見えない事実踏み込み、いじめを行った児童生徒を多面的にとらえた上で、「いじめは絶対に許されない行為であること」を自覚させ、児童生徒自身の行動を振り返らせる指導をする。
 - ⑤ 被害児童生徒保護者、加害児童生徒保護者に、随時、事案の概要及び指導の概要について連絡をする。また、教育支援課にも随時、対応経過を報告する。
(※ 電話連絡に限らず、場合によっては家庭訪問、学校召致をする。)
 - ⑥ いじめ対応情報管理システムに必要事項を入力する。ただし、いじめ対応情報管理システム内の本概要には児童生徒の名前は記入しないよう留意する。備考欄に該当児童生徒の名前を記入する。
(※ 事案認知日を 0 日と数え、土日祝を除く 3 日以内に入力。)
 - ⑦ 関係児童生徒に心のケアが必要な場合は、専門的な知識を持つスクールカウンセラー等や関係機関と連携して対応する。
 - ⑧ 速やかに教育支援課にいじめ事案報告書の提出をする。 **別紙 4**を参照
(※ 報告書は、個人情報等の記載された重要なので手持ちで教育支援課まで届ける。また、遅くとも 1 か月以内には提出をする。)

- 
- ⑨ 事案発生から1か月後に見守り期間に移行。いじめの解消は、3か月の見守り期間が必要で、見守り状況はいじめ防止委員会等で確認することとされているため、いじめ防止対策委員会等で確認した見守り状況についても、いじめ対応情報管理システム内の「対応状況入力」に入力し、記録を残す。
 - ⑩ 3か月の見守りが経過し、いじめ事案が解消となった場合、いじめ対応情報管理システム内の、「解消日の入力」と「解消ボタン」の選択を行う。
 - ⑪ いじめが解消したと見られた後も、全教職員で継続して児童生徒の様子を観察し、適宜指導をする。

☆ いじめを起因とする欠席が連続した場合や、いじめが起因で心療内科を受診した場合は、いじめ重大事態として対処する。(いじめ防止対策推進法に基づく対応)

また、暴行や恐喝などの犯罪行為に関連するいじめの場合は、警察等の関係機関と連携して対処する。いじめ重大事態の疑いが判明した時点で、学校の対応記録を教育支援課まで速やかに提出をする。

☆ 各校いじめ防止の職員への周知徹底をする。年度末には、適切な見直しを行い、学校のホームページの更新をする。(改訂日時を必ず記載)

別紙 2

いじめアンケート実施後について

「あなたは、今、いじめられて、いやな思いをしたり、こまったりしていますか。」の設問に「はい」と回答

《「はい」と回答した児童生徒から聴取》
当該事案の把握

《校内いじめ防止対策委員会》
校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、人権担当、養護教諭、特別支援 Co 等、校長が認めた者等
※いじめとして積極的に認知し、対応していく方針、具体的な初動的対応を協議して、各職員が任務分担をする。 **別紙 3「いじめの態様について」参照**

《いじめ事案として認知》

《いじめ事案として認知しない場合》

《事実関係の把握》 **別紙 1 参照**
被害児童生徒、関係児童生徒からの聴取及び指導

《児童生徒保護者へ連絡》
聴取内容を報告（架電、家庭訪問等）

《被害児童生徒及び加害児童生徒保護者へ連絡》
聴取内容、今後の学校の対応を連絡（架電、家庭訪問等）

《校内いじめ防止対策委員会》
再度、委員会を招集 それぞれの対応・措置の結果を報告し、情報を共有

《被害児童生徒及び加害児童生徒保護者へ連絡》
学校の対応経過を連絡（架電、家庭訪問等）

《いじめアンケート 報告書》
個人名と、学校の対応経過を記入し、教育支援課へ部署メールで報告

《いじめ対応情報管理システム》
認知日（管理職への報告日）を 0 日と数え、3 日以内に必要事項を入力（※備考に児童生徒名を記入）
1 か月、3 か月を目安に対応状況を入力

【別紙3】

いじめの態様について

【いじめについてのアンケート調査実施後の留意点】

- 校内いじめ防止対策委員会を開き、情報共有を行う。
- 1～9の態様に当てはまる事案に関しては、いじめ事案として認知する。
- 下記に当てはまらない事案に関しては、いじめ事案として認知しないが、児童生徒の保護者には聴取内容を必ず報告する。

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、おどし、いやなことを言われる。

例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、いやなあだ名をつけられたりした。
「バカ」「死ね」「殺すぞ」などと言われた。

- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。

例) 誰も自分と一緒に活動をしたがらず、自分一人が仲間から距離を置かれた。
グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。

- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。

例) 遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられた。
通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。

- 4 ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。

例) かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。
プロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。

- 5 金品をたかられる。

例) 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。
「ちょうだい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。

- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。
掲示物の自分の名前や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。

- 7 いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

例) ズボン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使いつ走り」をさせられた。
カバン等を持たされた。万引きを強要された。むりやり告白させられた。

- 8 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

例) 名前や顔写真などの個人情報を、無断でSNS等に流された。
悪口や事実ではないことをSNS等 に書かれた。

- 9 その他

上のいずれにも当てはまらないことで、本人が嫌な思いや痛い思いをしている。

いじめ事案報告書の記入について

記入の仕方について

鈴 第 号
令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

鈴 鹿 市 立 学 校
校 長 ○ ○ ○ ○ 印

い じ め 事 案 報 告 書

下記のとおり、いじめ事案が発生しましたので報告します。

1 事案認知年月日 令和 年 月 日 (曜) 時頃

事案発生年月日 令和 年 月 日 (曜) 時頃

*いじめ事案の認知日について、学校が把握した日を明記する。
被害児童生徒から聴取後、事案発生した日を明記する。

2 事案発生場所 ◇◇学校内 (具体的な場所も記入)

3 被害児童生徒 ふりがな
△年▽組 ○○○○ 女4 加害児童生徒 ふりがな
△年□組 ○○○○ 男

5 事 案 の 説 明

*いじめ事案の認知日について、学校が把握した日を明記する。事案がどのような経過で発覚したかを含め、児童・生徒が問題行動を起こした過程を時系列で記載する。

*関係した児童・生徒が多数の場合や内容が複雑な場合は、別紙資料とし、表や図等で報告する。

*氏名は、原則名字で表記する。名前だけ(健太など)の表記はしない。

6 措 置 の 説 明

*事案の報告を受けた後の学校(教員)の対応、関係児童・生徒および保護者に対する指導の内容、今後の指導内容、保護者の受け止め方等について具体的に記載する。

*関係機関と連携した対応を行った場合は、過程を簡略に時系列で

具体的に記載する。

7 いじめの態 様

1. 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
2. 仲間はずれ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
9. その他

8 発見のきっかけ（*適切なものを1つ選んで、番号に○を記入する。）

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 学級担任 | 2. 学級担任以外の教職員 |
| 3. 養護教諭 | 4. スクールカウンセラー等 |
| 5. アンケート調査など | 6. 本人 |
| 7. 当該児童生徒の保護者 | 8. 児童生徒（本人を除く） |
| 9. 保護者（本人の保護者を除く） | 10. 地域の住民 |
| 11. 学校以外の関係機関（相談機関を含む） | 12. その他（匿名による投書など） |

9 欠 席 日 数

○日（令和○年△月□日～ 令和△月○日まで）

*いじめ被害に起因する欠席日数を記入する。

10 いじめ対応情報管理システム 申請ID

<留意点>

※事案を認知した時点で教育支援課へ電話で一報を入れ、措置後速やかに報告してください。

※**報告書は、個人情報等の記載された重要な文書です。手持ちで教育支援課まで届けてください。**

令和7年4月8日

各市町等教育委員会事務局
生徒指導主管課長 様

三重県教育委員会事務局
子ども安全対策監
生徒指導課長

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂等に関する
オンライン行政説明の実施について(依頼)

このことについて、別添(写)のとおり令和7年4月4日付け事務連絡により文部科学省
初等中等教育局児童生徒課から依頼がありました。

つきましては、別添(写)をご確認いただき、貴教育委員会所管の各校に周知していただくとともに、今後、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂版に則した適切な対応をお願いいたします。

【送付文書】

(写)「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂等に関するオンライン行政説明の実施について

【事務担当】

三重県教育委員会事務局
生徒指導課 生徒指導班
係長 平岩 洋佑

Tel: 059-224-2332

Mail: seishi@pref.mie.lg.jp

令和 6 年 8 月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を中心に、いじめへの対応にあたって留意いただきたい基本的な事項等について、行政説明を実施しますので、御案内いたします。

事 務 連 絡

令和 7 年 4 月 4 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂等
に関するオンライン行政説明の実施について

いじめへの対応にあたっては、これまで各種通知等において、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本方針等に則り、適切な対応を依頼しているところです。

令和 6 年 8 月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容について、昨年度、オンライン説明会を実施いたしましたが、新年度となりましたので、改めて、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを中心に、いじめへの対応にあたって留意いただきたい基本的な事項等について、下記のとおり、行政説明を実施しますので、御案内いたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知をお願いします。

なお、各教育委員会において所管の学校に周知する際には、教育委員会主催の会議の場を活用する等、学校の負担軽減に資する工夫について、適切にご判断いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 趣旨

法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況であること、調査の実施に係る様々な課題が明らかになっていることを踏まえ、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化し、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促すため、令和

6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂しました。

また、令和5年度のいじめの重大事態発生件数は過去最多の1,306件となっており、極めて憂慮すべき状況が継続しており、いじめの重大事態件数の増加については、いじめの早期発見・早期対応・組織的な対応への課題等が背景にあると考えています。

これらを踏まえ、新年度においても、学校現場において、改訂版ガイドラインに即した対応が図られるよう、改訂の趣旨やポイントや「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」（令和7年3月6日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）等、直近で文部科学省より周知した内容も踏まえて、御説明します。

2. 開催日程

以下の日程で開催します。

① 4月23日（水） 15:00～16:00

② 5月15日（木） 15:00～16:00

※いずれの日も説明内容は同じです。

3. 開催形式

オンライン（YouTube 配信）で開催しますので、各回以下の URL から御視聴ください。

① 4月23日（水） 15:00～16:00

<URL> <https://youtube.com/live/uYS4G757xPY?feature=share>



② 5月15日（木） 15:00～16:00

<URL> <https://youtube.com/live/IRbYPtuSzfc?feature=share>



※事務局における参加状況の把握のため、以下のフォームから視聴の登録をお願いします（任意）。

登録フォーム： <https://forms.office.com/r/zd3HyEEfQu>



4. 参加対象者

基本的には以下の方を想定しています。

【公立学校関係】都道府県・指定都市・市区町村教育委員会生徒指導担当指導主事及び学校の生徒指導担当者

【私立学校関係】都道府県私立学校主管課の担当者及び学校の生徒指導担当者

【附属学校を置く国立大学関係】附属学校（小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を置く国立大学法人担当課の担当者及び学校の生徒指導担当者

【附属学校を置く公立大学関係】附属学校（小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を置く公立大学法人担当課の担当者及び学校の生徒指導担当者

【株式会社立学校関係】小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課の担当者及び学校の生徒指導担当者

※特に新年度から新たに生徒指導担当に着任された方におかれましては、積極的に御参加いただくようお願いします。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生
徒指導企画係・いじめ対策支援係
電 話 03 (5253) 4111 (内線 3298)
E-mail s-sidou@mext.go.jp

令和7年度 人権教育について

差別事象と人権教育の推進について

1 事象発生後の組織的対応

こどもたちの日常生活における発言、行動を丁寧に見つめ直すとともに、差別やいじめをさせない、許さない集団づくりに引き続き取り組む。

- ・人権侵害（差別事象）発生後の学校組織としての取組については、三重県教育委員会事務局人権教育課作成の「人権教育サポートガイドブックⅡ（令和3年3月発行）P21～32」等を活用し研修を深め、教職員がチームとして共通認識を持って取り組む。
- ・報告書については、その概要と発生直後の対応の第1報以外に、第2報として、初期対応後にどのような取組を行ったのか、「差別事象の分析」と「課題の明確化」「具体的な取組」等を報告する。

➡報告後の差別防止の具体的取組が重要

- ・「いじめ」については、その背景に個別的な人権問題が認められる場合に報告する。判断が難しい場合、教育支援課、人権教育センターへ問い合わせる。

2 今年度の取組

①こどもや地域の現状・課題の把握、「こどもにつけたい力」「取組」の整理と共有

②人権を守るための「実践行動ができる力」を育成する取組の充実

- ・「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切に、単なる心がけだけではなくそれらを解決し、社会を変えていく具体的行動につなぐことをめざしてきました。（「三重県人権教育基本方針」より）

- ・人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。（「三重県人権教育基本方針」より）

③個別的な人権問題に係る学習の計画的・系統的な推進

- ・人権教育カリキュラムに基づき、こどもの実態や発達段階をふまえた人権学習を計画的・系統的に進める。

④人権教育カリキュラムの「こどもの現状や課題」「こどもにつけたい力」「取組」の見直し

⑤家庭・地域に向けた人権学習等の取組の発信

⑥個別的な人権問題に係る教職員研修の充実

「子どもの権利条約」の理解と学習機会について

文部科学省から令和4年12月6日、生徒指導に関する教員用手引書である「生徒指導提要」の改訂版が公表されました。

その改訂版の「1.5 生徒指導の取組上の留意点」に、「第一の留意点は、教職員の児童の権利に関する条約についての理解です。」と明確に記載されています。

【以下、抜粋】

1.5.1 児童生徒の権利の理解

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが求められています。

(2) 四つの原則

生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。四つの原則とは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていることを指します。

① 差別の禁止

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。(第2条)

② 児童の最善の利益

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。(第3条)

③ 生命・生存・発達に対する権利

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。(第6条)

④ 意見を表明する権利

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第12条)

鈴鹿市教育振興基本計画（令和 6 年度～令和 9 年度）では、人権教育の主な取組内容として次のように示されています。

【施策の基本的方向（2）】自己肯定感を高め、多様性を認め合うこどもの育成

●基本事業 2-4 人権教育

取組内容：学校・園における人権教育の推進

- 学校・園では、こどもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めます。
- 学校では、子どもの権利条約について学習する機会を位置づけます。
- 中学校区では、人権教育カリキュラムに基づき、地域の人権課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図ります。
- 中学校区こども人権フォーラムを開催し、中学校区でこども人権ネットワークづくりを進めます。
- 人権教育の取組について、授業参観や学校通信等で、積極的に家庭・地域に発信します。

「子どもの権利条約」を学習する意義

（1）児童虐待、いじめ、こどもの貧困等を始め、こども・子育て等を取り巻く状況が複雑化・多様化し、社会問題化している現状がある。

⇒いじめ防止対策推進法（H25）

児童虐待防止法の改正・児童福祉法の改正（H28）

子どもの貧困対策の推進に関する法律改正（R1）

（2）すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

⇒こども基本法（R5）

★「子どもの権利条約」 = 児童に関する全ての法令の基本

今年度の取組

- 教職員が「子どもの権利条約」を理解する。
- 各校の人権教育カリキュラム、中学校区人権教育カリキュラム等に「子どもの権利条約」についての学習を明記し、教科（社会科等）、道徳科、学活、総合的な学習の時間等の中で児童生徒の発達段階に応じて実施する。
- 各校の人権教育の取組について、授業参観や学校通信等で、積極的に家庭・地域に発信する。

学校・園における差別事象について

1 差別事象に対する取組について

学校・園や地域社会において、部落差別、障がい者差別、外国人差別など、様々な差別の解消を図ることは、行政の重要な責務であり、市民一人ひとりが取り組む重要な課題です。とりわけ学校教育は、自己や他者を尊重し、人権問題を解決する行動力のある児童生徒を育てる重要な役割を担っています。また、2016年に差別を解消することを目的に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の差別解消3法が施行されており、法の趣旨を理解し差別のない社会の実現が求められております。

差別事象は、差別意識の表面化であり、差別意識が社会意識として存在しているということを踏まえながら、差別事象をとらえていかなければなりません。個人が引き起こした差別事象・差別行為であっても、その人個人の問題にとどめず、個人を取り巻く多くの人々、そして個人が所属している組織や集団（学校・園や学級、地域社会など）の問題としてとらえなければなりません。

差別事象にかかる課題解決の取組は、「初期対応」と「初期対応以降の取組」が重要で、学校だけでなく市や県の教育委員会も連携して取り組む必要があります。

つきましては、差別事象に関する報告書について「初期対応」と「初期対応以降の取組」の提出をお願いいたします。

報告する差別事象について

- 「差別事象」とは、三重県人権教育基本方針に記載されている個別的な人権問題についての人権侵害事象（発言・行為・落書・電子媒体等）をさし、別紙に沿って取組を実施し、報告する。
- いじめについては、その背景に人権問題が認められた場合に差別事象として扱い報告する。

(1) 差別事象発生直後の対応(初期対応)について

差別事象は、許されない人権侵害です。しかし、差別事象が報告されるということは、児童生徒・教職員がそれ見過ごさず、差別事象と捉え告発するといった人権意識や行動力があつたということでもあります。差別事象から明らかになった課題の解決を行うとともに、差別事象を契機に、自校・園の人権教育の取組を見つめ直し、取組を推進していくことが重要です。

- ① 差別発言等の場合は、被害者の心情へのケアを最優先させるとともに、問題点を指摘し、的確な指導を行い、関係教職員に状況を報告する。
- ② 差別落書の場合は、直ちに落書きを覆い、保存し、報告を行い、関係者立ち合いのもと、現場確認をした後、消去する。
- ③ 速やかに電話等で人権教育センター（TEL 384-7411）、教育支援課（TEL 382-9055）まで概要を報告し、7日以内に報告書①を(様式1)により教育支援課へ提出する。

- ④ 緊急で校内の関係教職員による会議をもち、情報共有と協議（指導の方向性・聞き取り内容及び体制）を行うなど、組織的に対応する。
- ⑤ 関係園児児童生徒はもちろん、周囲の園児児童生徒からも、発生状況や認識等の詳しい聞き取りを行う。
- ⑥ 関係児童園児生徒の保護者に、家庭訪問等により事象の内容や以降の学校の取組を伝える。また、取組への協力を依頼する。
- ⑦ 学活・集会等で「〇〇はいけない」式の指導のみを行ったり、表面的な謝罪をさせて済ませたりするなど、短絡的な指導によって、差別意識を温存・助長することにならないようにする。

（2）初期対応報告以降の取組について

初期対応の報告後、その事象の事実を確認・把握し合いながら、共に学習・協議する機会をもつことが、社会的な解決に向けた取組を進めることにつながっていきます。当該校・園においては、教育支援課・人権教育センターや関係機関と連携しながら、それぞれが問題解決の主体者としての自覚を持ち、取組を進めてください。

- ① 事象の差別性、事象発生の要因・背景等事象の分析を行う。
- ② 分析をもとに、課題を明確化する。
- ③ 課題解決のための短期的、中・長期的な取組を策定・実施する。
- ④ 短期的、中・長期的な取組を策定した時点（1ヶ月以内）で、報告書②を（様式2）により教育支援課へ提出する。
- ⑤ 取組の結果は、校内人権教育部会等で報告し、共有を行う。

（3）報告以降について

必要に応じて、人権教育センター職員等が学校・園に訪問等させていただき、取組の進捗や結果の聞き取り、助言等をさせていただきます。

(様式1)

〇〇〇 第 号
令和〇〇年〇月〇日

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇 印

差別事象に関する報告書①
〔初期対応報告〕

次のとおり、〇〇〇差別事象が発生しましたので、報告いたします。

1 発生日時

2 発生場所

3 事象の概要

○事象関係者の状況〔児童生徒、教職員〕(通報を含む)

4 事象発生直後の対応(初期対応)

○発生時の問題点の指摘及びケア・指導

○関係教職員による情報共有方法と共有内容

・対応の体制・指導の方向性・聞き取り内容の確認・役割分担 等

○発生状況や認識等の聞き取り

○家庭訪問等による保護者等への報告・反応・連携

○市教育委員会への報告・相談

(様式2)

〇〇〇 第 号
令和〇〇年〇月〇日

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇 印

差別事象に関する報告書②
〔初期対応以降の取組報告〕

1 事象の分析 ＊報告書①の文書番号を記入すること

- ・事象発生の要因・背景（その言葉等を知った経緯、関連する個別的な人権課題に係る学習状況、対象児童生徒の置かれている状況 等）
- ・差別性についての考察

2 解決すべき教育課題

- ・分析から把握できた教育課題
- ・自校の人権教育（人権教育推進計画、人権教育カリキュラム、日々の取組 等）
- ・初期対応についての振り返り

3 課題解決に向けた取組

①短期的取組

- ・要因や背景等をふまえた当該差別事象への具体的な取組（学校、家庭・地域との連携）
- ・当該人権問題に係る教職員研修

②中・長期的取組

- ・短期的取組以降の関係園児児童生徒を中心とした実態把握
- ・人権教育推進計画や人権教育カリキュラムへの反映と実践
- ・いじめや差別を許さない仲間づくりの見直し
- ・教育活動全般の見直し
- ・教職員研修
- ・次年度推進計画やカリキュラムへの反映

人権教育にかかる事業や研修講座について

I 2025（令和7）年度 中学校区人権教育研究推進事業

（1）目的

各中学校区・各校が自校・校区の実態をふまえた上で、人権教育を推進するための体制を整え、人権教育カリキュラムの実践と見直しを行いながら、こども一人ひとりの人権が尊重される人権感覚あふれる学校・地域づくりの一層の充実を図る。

（2）対象 各中学校区

（3）予算 各中学校区 5 千円（ただし、県等の事業で予算措置がある場合は配当しない）

（4）重点課題

- ①中学校区人権教育カリキュラムに基づいた人権教育授業実践
 - ・ こども、保護者、地域の実態からの出発
 - ・ 仲間づくりを土台とした個別的な人権問題の解決に向けた取組の充実
- ②人権尊重の地域づくりをめざした保護者・地域との連携

（5）内容

- ①中学校区人権教育連絡協議会
 - ・ 事務局校代表者を中心に、各校の中学校区担当で構成する。
 - ・ 各校（園）のこどもや保護者・地域の実態を出し合い、課題を明らかにし、テーマを設定して取り組む。課題解決に向け、幼小中連携ウィークを活用した研修会等を計画する。
 - ・ 人権教育カリキュラムに、仲間づくりを土台とした個別的な人権問題の解決に向けた取組を位置づけ、実践・検証・見直しを行う。
 - ・ 校区の人権教育研究推進の計画書策定・実施・報告を行う。
- ②こども人権フォーラムすずか
 - ・ 中学校区の人権フォーラム代表者および各校の人権フォーラム担当を中心に、中学校区単位でこども人権フォーラムを開催する。
 - ・ 参加の対象は、小学6年生と中学生とする。
 - ・ 人権尊重の地域づくりに向け、保護者・地域への発信や連携をすすめる。
- ③授業実践研究
 - ・ 各中学校区において、人権教育カリキュラムにもとづき、授業実践交流（授業公開）および事後の研究協議に取り組む。
 - ・ 令和6年度は、千代崎中学校区（玉垣小学校）と創徳中学校区（飯野小学校）においては、市全体に対して案内を出し、授業公開・事後検討会を行う。

2 2025（令和7）年度 人権教育研修講座 及び 人権スクール

鈴鹿市人権教育センターでは、令和7年度は、鈴鹿市の人権教育課題をもとに、以下の5つの人権教育研修講座を開設します。対象は、いずれも管理職を含む全教職員です。積極的な受講へのご配慮をお願いします。

全教職員が、動画視聴を含む人権教育研修講座の中から1講座を選んで受講するよう各校での周知をお願いいたします。

- 【第 1 回】日 時 6 月 5 日（木）15：50～16：50
場 所 市役所 12 階 1203（もしくはオンライン）
講座名 （仮）「仲間づくりと人権学習の進め方～指導資料の活用～」
講 師 三重県教育委員会事務局人権教育課
- 【第 2 回】日 時 7 月 22 日（火）9：30～12：00
場 所 市役所 12 階 1203
講座名 （仮）「外国につながるのある子どもたち～生活支援活動の現場から～」
講 師 多文化共生ネットワークエスペランサ代表 青木 幸枝さん
- 【第 3 回】日 時 7 月 25 日（金）13：30～16：00
場 所 市役所 12 階 1203
講座名 「仲間づくりを基盤とした『個別的な人権問題を解決するための取組』について～若手教職員の実践から学ぶ～」
講 師 若手教委職員 3 名、人権教育センター職員
- 【第 4 回】日 時 8 月 29 日（金）13：30～15：30
場 所 市役所 12 階 1203（オンライン併用）
講座名 （仮）子どもの意見表明権～心の声に耳を傾ける教職員の関わり
講 師 （社）子どもアドボカシーセンターMIE 志治 優美さん
- 【動画視聴】
日 時 （予定）6 月上旬～3 月上旬
講座名 （仮）インターネットと人権～ネット上の部落差別に NO！
講 師 県教育委員会事務局人権教育課、

【人権スクールについて】

現場教職員から、人権教育や仲間づくり等について学びの機会が欲しいとのご意見を受け、令和 6 年度より、鈴鹿市人権教育センター事業として、有志教職員の参加による「人権スクール」の取組を行っています。

令和 7 年度は、5 講座を開設する予定です。現在、講師との日程調整を進めており、後日、各校にご案内いたします。

3 講師や助言等の依頼について

研修の助言や講師等を依頼する時は、鈴鹿市人権教育センター職員その他、人権に関する専門的な知識や実践経験を有する退職教員の人権教育アドバイザーを派遣し、各校・園の人権教育の一層の充実を図ります。

○人権教育アドバイザー 令和 7 年 4 月現在

西 繁さん、臼杵 伸子さん、園田 雅司さん、岡本 朋二さん、江藤 健一さん

○方法

① 人権教育センターまで電話【059-384-7411】で申し込んでください。

② 人権教育センター担当者が日程を調整後、依頼先に連絡し人権教育センター職員及びアドバイザーを派遣します。

令和7年度 中学生「ヒューマンライツサークル」実施要項

＊「中学生『子どもの人権ネットワーク』」を改称しました。

1 実施目的

いじめや差別などの人権問題を自分の問題としてとらえ、主体的に考え、自らを見つめて行動しようとする子どもの育成を図る。

2 めざす子どもの姿

- 自分を豊かに表現できる子
- 人との関わりをとおして、様々な人の思いや願いを受けとめられる子
- 差別をなくしていくために自分や仲間とともに高まっていく子
- 自分たちの経験や思いを出し合い、いじめや差別のない社会をつくろうとする子

3 対 象

市内中学校に在籍する生徒 [2024年度 6校から16名の生徒の登録]

4 会 場

鈴鹿市人権教育センター [鈴鹿市一ノ宮町500-46 TEL 384-7411]

5 内 容

- 集った仲間が様々な人との出会いや体験活動を通し、自分の思いを語り合うことで
自分自身を振り返ったりしながら、仲間とのつながりを大切にしていく。
- 生徒会研修会などの機会をとらえて人権劇やメッセージを発表し、いじめや差別をなくすために自分たちの活動を通して培った思いを発信する。
- 反差別の思いを発信していくことで、いじめや差別のない学校をともにつくろうとする仲間を広げていく。

6 スタッフ

鈴鹿市人権教育センター職員及び市内中学校教員

7 日 程

原則：19:00～20:30 (年間18回程度)

※ 木曜日を中心に開催予定

8 参加希望者の集約と報告について

- ①人権教育センターから市内各中学校に案内チラシを届けます。
- ②各学級でチラシを配付し、参加希望生徒は申込書に必要事項を記入し提出します。
- ③中学校で参加希望生徒を取りまとめ、人権教育センターに報告をお願いします。

9 その他

- ◆ 生徒の移送については、保護者の協力を原則とします。
- ◆ 後日、案内チラシを各校に配付します(4月初旬～中旬を予定)。

鈴教支 第 号

令和 7 年 4 月 日

(宛先) 小中学校長

幼稚園長

鈴鹿市教育委員会事務局

教育支援課長

「人権教育サイト」の活用について

全ての教職員が人権問題・人権教育に関する理解と認識を深めることができるよう、人権教育の実践事例や教職員研修の事例等、人権学習指導資料等の情報について chromebook「教委特設サイト」内の「人権教育サイト」にて提供を行います。

今後も市内における人権教育の取組、校内研修の事例等を紹介していきます。各校園での取組を人権教育センターに共有していただきますようよろしくお願いいたします。

本サイトは、各校園における人権教育のより一層の推進にご活用ください。

【人権教育サイト 掲載内容】

●人権教育カリキュラム

- ・人権教育カリキュラムチェックシート
- ・中学校区人権教育カリキュラム（全中学校区）

●校内研修

- ・神戸小学校の取組（3 件）
- ・動画「2023 年度人権教育研修講座 実践及び校内研修体制づくりについて」 他

●授業実践および仲間づくりの取組

- ・神戸小学校 市内公開授業指導案集（1、4、5 年）及び分散会
- ・神戸小学校 人権学習（2 年）、始業式、終業式における人権学習
- ・愛宕小学校 人権学習（特別支援学級）・明生小学校 人権学習（特別支援学級、全学年）
- ・玉垣小学校 人権総合学習（1 年）
- ・椿小学校 人権学習（2 年、5 年）
- ・一ノ宮小学校 人権学習（2 年）
- ・千代崎中学校 人権学習（2 年）
- ・長太小学校 市内公開授業指導案集（2、3、5 年） 他

●資料

- ・個別的な人権問題に関する学習促進資料
- ・人権学習指導資料（小学校低中学年）みんなのひろば（青字入り）（青字なし）
- ・人権学習指導資料（小学校高学年）みんなのひろば（青字入り）（青字なし）
- ・人権学習指導資料（中学校）みらいをひらく（青字入り）（青字なし）
- ・人権学習指導資料（中学校）性的マイノリティの人権
- ・人権教育サポートガイドブック～すべての教育の中で人権教育を～
- ・人権教育サポートガイドブック 2～すべての教育の中で人権教育を～
- ・差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例
- ・部落差別の解消の推進に関する法律
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- ・三重県人権教育基本方針 2024（R6）年 3 月改定
- ・2023 年度中学校区「人権教育研究推進事業」事務局校代表者会 資料 他

●鈴鹿市人権作文集（電子版）第 38 集、第 39 集、第 40 集、第 41 集

（事務担当）鈴鹿市教育委員会事務局

教育支援課 人権教育センター 萩 宗典

令和7年度 人権教育関係研修会等の予定について

1 鈴鹿市教育委員会関係

研修会・研究会・事業名	期 日	開催校・実施校等
中学校区人権教育研究推進 (研究発表)	11月14日(金) 12月2日(火)	白鳥中(白鳥中学校区) 旭が丘小(白子中学校区)
人権教育研修講座(全5回)	6月5日(木) 7月22日(火) 7月25日(金) 8月29日(金) 6月上旬～予定	市役所1203(又はオンライン) 市役所1203(又はオンライン) 市役所1203 市役所1203(又はオンライン) 動画配信

※その他、鈴鹿市人権教育センター事業として、有志教職員参加の「人権スクール」の取組もあります。後日、各校にご案内させていただきます。

2 三重県教育委員会関係

※日時・実施方法とも変更の場合もあります

研修会・研究会名	期 日	開催地・会場
人権教育管理職研修会	5月27日(火)PM	集合型とオンデマンドの併用
人権教育推進委員会代表者兼「子ども支援ネットワーク」推進教員連絡会議(各校担当者1名が出席予定)	7月1日(火)	鈴鹿地域職業訓練センター

3 北勢地区人権・同和教育研究発表会

校種	地 域	発表校	期日
小学校	四日市市	四郷小学校	10月3日(金)
中学校	鈴鹿市	白鳥中学校	11月14日(金)

4 三重県人権教育研究協議会・全国人権教育研究協議会関係

研究会名	期 日	開催地
第59回三重県人権・同和教育研究大会	10月18日(土)、19日(日)	桑員地域
第76回全国人権・同和教育研究大会	11月29日(土)、11月30日(日)	大阪府、兵庫県

5 鈴鹿市人権教育関係各種会議

※日時・実施方法は変更の場合もあります

会議名	期 日	場 所
人権教育推進担当者会（各校1名）	4 月 22日(火)16:00-17:00	市役所 1203
人権フォーラム担当者会(各校区1名)	2 月 12日(木)16:00-17:00	市役所 502
中学校区人権教育研究推進事業事務局校代表者兼人権教育推進担当者会(各校区1名、各校1名)	2 月 17日(火)15:30-17:00	市役所 502

中学校区人権教育研究推進（研究発表）等について

1 目的

中学校区の人権教育カリキュラムに基づく実践研究の一環として、人権教育の研究発表並びに授業公開を鈴鹿市全体におこない、全市的な人権教育の向上を図る。

2 内容

- 単年度に2中学校区から各1校、研究発表並びに授業公開を行う。
- 原則として研修を重視し、全体会でのあいさつ等を行わない。
- 研究授業は5限目におこない、その後事後検討会をもつ。
- 研究内容の説明のための資料並びに指導案は、必要最小限の量とする。（A4用紙10枚以内を原則）

3 輪番表

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
大木中学校区				長太小					○
天栄中学校区				栄小					○
創徳中学校区					飯野小				
千代崎中学校区					玉垣小				
白鳥中学校区	石薬師小					白鳥中			
白子中学校区	白子 中学校区					旭が丘小			
鼓ヶ浦中学校区		鼓ヶ浦小					白子小		
鈴峰中学校区		深伊沢小					○		
平田野中学校区			平田野中					○	
神戸中学校区			神戸小					○	

4 その他の研究発表会等

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
北勢同研 (鈴鹿指定校)	鈴鹿市 (石薬師小)		鈴鹿市 (平田野中)	鈴鹿市 (栄小)		鈴鹿市 (白鳥中)	鈴鹿市 (白子小)		亀山市
(県)人権教育 研究推進事業	白子中学 校区								
(県)子ども支 援 ネットワー ク・ アクショ ン事業		鈴峰中学 校区							
鈴教研委託 発表予定	神戸小 栄小 鼓ヶ浦中 栄幼	河曲小 天名小 天栄中 神戸幼	鈴西小 鼓ヶ浦小 神戸中 国府幼	若松小 一ノ宮小 白鳥中	椿小 牧田小 千代崎中 旭が丘幼	愛宕小 石薬師小 大木中 飯野幼	桜島小 箕田小 鈴峰中	玉垣小 深伊沢小 平田野中	長太小 庄内小 創徳中

※今までに(県)人権教育研究推進事業を受託した中学校区…神戸、千代崎、大木、鼓ヶ浦、平田野、白子

※北勢同研発表校については、上記「3 輪番表」をもとにする。

日本語教育の充実に向けた取組について

1. 令和6年度の日本語教育支援プロジェクト会議で確認された内容

- 視覚支援を多く入れたり、学習用語を丁寧におさえたりするという支援が、JSL児童生徒だけではなく、学習が苦手な児童生徒にも効果的である。
- 文章問題に取り組む際には、指示する言葉や、主語を入れるなど文章表現の配慮が大切である。
- 数年前に諸外国から編入してきた児童生徒は、日本のカリキュラムと異なる場合があったり、筆算や公倍数の求め方などが異なる場合があったりする。JSL児童生徒に既習内容を確認することも必要。
- 国際教室担当者は、日ごろの関わりでJSL児童生徒の困り感や学習でのつまずきをよく把握している。在籍学級担任と情報共有し、ともに協力し合いながらJSL児童生徒に「できた」という実感をもたせることが大切。

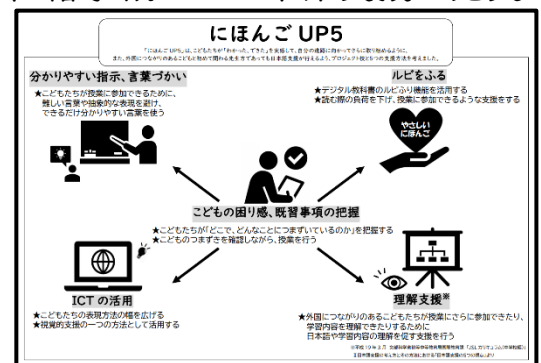
2. 令和7年度 日本語教育充実に向けた取組について

①国際教室での日本語支援

②在籍学級での日本語支援

③学校全体で取り組む多文化共生教育

「にほんご UP5 (別紙)」を活用した
在籍学級での日本語支援の充実



在籍学級学級での日本語支援の充実に向けた学校体制づくり

①「にほんご UP5」の効果的な活用

- ・学校全体で同じベクトルを向いて支援するために
⇒「にほんご UP5」と「にほんご UP5 (詳細 ver.)」を全教職員に配付し、研修を行う。
- ・有意義な研修にするために
⇒『「にほんご UP5」を活用した日本語支援』をテーマに研修を行う。
にほんご UP5 の支援方法を1つの視点として取り入れ、研究授業を行う。
- ・各校での取組の成果を確認するために
⇒全国学力・学習状況調査や、みえスタディチェック、バンドスケール判定会議の際に外国人児童生徒等の学力の状況や日本語の力を学校全体で分析し、効果的な支援方法について振り返る。

②国際教室担当者（日本語教育担当者）、外国人教育指導助手等との連携

- ・日本語支援について理解をさらに深めるために
⇒職員会議、校内研修等で国際教室担当者（日本語教育担当者）から支援方法を聞き、在籍学級で実践する。
国際教室の授業を参観することで、具体的な支援方法を学ぶ。

3. 日本語教育コーディネーターにおける学校訪問、校内研修等について

- ・各校の現状を把握するため、本年度も訪問させていただき、さらなる日本語教育の充実に向けた取組を行っていきます。
- ・日本語教育に関する研修会を実施します。

<研修内容（例）>

- ☑「にほんご UP5」を活用した授業支援
- ☑在籍学級での日本語支援において大切なこと
- ☑多文化共生教育を行う上で大切な視点
- ☑外国人児童生徒等の文化理解 など

令和7年度 こども議会について

教育支援課

1 開催趣旨

- (1) 鈴鹿市まちづくり基本条例第6条に基づく、こどもがまちづくりへの興味関心を高め、主体的にまちづくりに参加しようとする態度を育む機会とする。
- (2) こども議員が、行政や地方自治、市議会の仕組みなどに、直接ふれることができる学習の場とする。
- (3) こども議員が、学校生活や鈴鹿のまちの様々な身近な課題について、現地調査や聞き取り調査などを通じて目を向け、考える機会とする。

2 開催日 令和7年8月21日(木) 13時30分～16時30分

3 こども議員 令和7年度参加予定校(市内半数の小中学校から1名ずつの合計20人)

【小学校】国府、庄野、石薬師、白子、桜島、愛宕、稲生、飯野、河曲、一ノ宮、長太、天名、栄、鈴西、庄内

【中学校】創徳、白鳥、大木、千代崎、鼓ヶ浦

4 主な活動予定

- 5月13日(火) こども議員応募締め切り(【様式1、2】 学校締め切り 5月9日(金))
- 5月23日(金) 事前説明会(リモート) 16:10～16:50
- 5月31日(土) 任命式・グループ別活動①(市役所 1203) 9:30～11:30
- 6月28日(土) グループ別活動②(市役所 1203) 9:30～11:30
- 7月末頃 事前打ち合わせ(詳細は後日連絡)
- 8月19日(火) リハーサル(市役所 1203、14 階 議場) 13:30～15:30
- 8月21日(木) こども議会・解散式(市役所 1203、14 階 議場)13:30～16:30

5 その他

- (1) 質問等は、個人単位で行い、質問や意見の時間は、答弁を含めて約5分程度となります。
- (2) 質問内容は、こども議員が考える課題に応じた内容を基本とします。
- (3) こども議員のサポートは、教育委員会事務局各課職員、こども家庭支援課職員、及び教職員で行います。
- (4) こども議会当日及び事前・事後の活動については、報道やウェブサイトなどに公開することがあります。
- (5) こども議会の当日の様子は、CNSで放送します。

(様式1)

令和 年 月 日

(宛先)鈴鹿市教育長

鈴鹿市立 学校
校長

令和7年度「鈴鹿市こども議会」参加児童生徒報告書

このことについて、下記の児童生徒を「鈴鹿市こども議会」の参加児童生徒として報告いたします。

なお、当該児童生徒の保護者には、本事業の趣旨を理解していただき、参加についての了解を得ていることを申し添えます。

記

参加児童生徒

学 年 _____ 年

ふりがな
名 前

関心のある課題を3つ程度記入してください。

-
-
-

【過去の例】 ○横断歩道のない場所 ○地産地消を進める 等

※「令和6年度 こども議会だより」や資料1にある「こども議会に取り組むテーマ例」を参考にしてください。

(様式2)

参 加 承 諾 書

令和 年 月 日

(在籍している学校名)

鈴鹿市立_____学校

ふ り が な
児童生徒名 _____ (年 組)

保護者名 _____

緊急連絡先 ☐携帯電話(どなたにつながるか) ☐自宅電話
_____()

下記の事項について承諾し、令和7年度「鈴鹿市こども議会」に参加をします。

記

- ・こども議会の趣旨を理解し、前向きに取り組めます。
- ・こども議会への参加に伴い、活動の様子が記者提供や資料等に児童生徒名及び写真、文章、映像等が掲載されることを了承いたします。
- ・こども議会に係る送迎等については、保護者が責任をもって行います。

※5月9日(金)までに学校に提出してください。



令和7年度 鈴鹿市こども議会



元気で魅力あふれるまち「鈴鹿」をめざして

【日 時】 令和7年8月21日(木) 13:30～16:30

【会 場】 鈴鹿市役所14階 鈴鹿市議会 議場

【内 容】

- 将来都市像「#最高に住みやすいまち鈴鹿」をめざし、個別にテーマを決めて調査や研究を行います。
- 参加者一人ひとりが鈴鹿のまちづくりについての質問・提案内容を市長・議長や市役所の各部長にこたえてもらい(答弁)、直接意見の交流をします。
- 市の将来を担う小中学生の声として、魅力あるまちづくりに役立てられます。



8月21日(木)のこども議会は・・・

- (1) 質問や提言は、各テーマごとのグループで行います。
- (2) グループごとに発表し、議長及び資料提示等の運営は、こども議員が分担して行います。(後日決めます)
- (3) 質問内容は、自分で考えたテーマをもとに、こども議員が考えます。
- (4) こども議員の質問には、関係する各部局で答弁します。



令和7年度 こども議会参加校

【小学校】 国府、庄野、石薬師、白子、桜島、愛宕、稲生、飯野、河曲、一ノ宮、長太、天名、栄、鈴西、庄内

【中学校】 創徳、白鳥、大木、千代崎、鼓ヶ浦

※議長、副議長は、中学校の参加者から選出します。



～こども議会までの活動の流れ(予定)～

※15 分前には会場に到着しましょう。

日 程 (予定)	内 容	会 場	時 間
5月23日(金)	リモート説明会	各小中学校	16:10～16:50
5月31日(土)	任命式・グループ別活動①	市役所12階会議室	9:30～11:30
6月1日(日)～ 6月27日(金)	テーマの調査、アンケート の実施、分析等研究活動、 資料の作成		
6月28日(土)	グループ別活動②	市役所12階会議室	9:30～11:30
6月29日(日)～ 8月18日(月)	資料の作成、完成		
8月19日(火)	リハーサル	市役所14階議場 12階会議室	13:30～15:30
8月21日(木)	こども議会(本番)	市役所14階議場 12階会議室	10:00～16:30 (午前はりハーサル)

この表は全体での活動日程です。グループで分担し、各自で活動を行うことがあります。(調べる、質問内容、提言することを文章にまとめる、アンケートの実施やその結果をまとめる、写真やグラフで資料を作る等、それぞれの学校や家庭で活動することになります。)

「こども議会」で取り組むテーマ例



- ☞ A 安全・安心…交通事故を減らす。災害から身を守る。犯罪被害にあわない。
- ☞ B 子育て・教育…学校生活を楽しくする。学習環境を整える。こども(人口)を増やす。
- ☞ C 文化・スポーツ…郷土の歴史や文化を知る。文化や芸術に触れる。スポーツに親しむ。
- ☞ D 福祉・医療…健康を維持, 増進する。高齢の人や障害のある人と共に生活する。
- ☞ E 環境…ごみを減らす。資源の再利用。エネルギーの有効活用。自然を守る。
- ☞ F 都市整備…使いやすい鉄道やバス。誰もが安全に楽しく遊べる公園。安全な水道。
- ☞ G 産業…地産地消を進める。特産物を PR する。観光客を増やす。働きやすい町にする。
- ☞ H 多文化共生…差別や偏見, いじめをなくす。外国の人と共に生活する。
- ☞ I 地域づくり…地域の行事やイベントを盛り上げる。身近な地域の自然や人, 文化を守る。
- ☞ J 市の運営…まちづくりに参加する。税金の仕組みや使われ方を知る。市の情報を発信する。

コミュニティ・スクールの推進について

1 令和7年度の学校運営協議会の主な協議内容について

□学校運営の基本方針の承認

□学校関係者評価を生かした改善活動

(1) 学校の抱える課題について

(2) 学力向上について

(3) いじめ問題への取組について

(4) 通学路の安全について

(5) 非認知能力の育成について

(6) 児童生徒の家庭学習の充実とスクリーンタイムの適正化に向けた取組について

2 本市の学校運営協議会推進の方向性

(1) 地域による主体的・自主的な活動の具体化

→ 「協働型」コミュニティ・スクールへの発展

(2) 中学校区を基本とする小中連携、小小連携

→ 途切れのない子どもの育成、学力向上、いじめ・不登校問題の未然防止

(3) 地域コーディネーターと関係団体の連携推進

3 令和7年度の重点目標

- (1) 「協働型」コミュニティ・スクールをめざす取組
- (2) 児童生徒の学習意欲や学力の向上につながる取組
- (3) 学校支援活動の充実に向けたボランティアの拡充
- (4) 委員の視点を大切にした学校関係者評価の実施
- (5) 地域コーディネーターと関係団体の連携推進

4 「協働型」コミュニティ・スクールをめざす重要な取組

支援型	連携型	協働型
地域（ボランティア）による学校支援活動が中心となっていて行われている。	学校・家庭・地域が子どもの教育課題を共有・協議し、学校づくりに参画する。	学校・家庭・地域それぞれが教育課題に対して主体的、具体的に取り組んでいる。

※「学校運営協議会」と「学校支援ボランティア」がコミュニティ・スクールの両輪となって、子どもたちの課題や教育環境の改善を進めることが重要です。

- (1)【教育委員会】学校管理職、学校運営協議会委員、地域コーディネーター、一般教員を対象とした研修会等を計画的に実施する。
- (2)【校長】学校運営協議会を通じて、コミュニティ・スクールの目的を保護者や地域に周知し、地域の子どもを育てる当事者としての役割等を確認する。
- (3)【校長】地域コーディネーターを中心とした学校支援ボランティアの組織や活動等を充実させる。
- (4)【校長】学校運営協議会に一般教職員の参加する機会を積極的に設けることや協議内容を職員会議や研修等の場で還流する。
- (5)【校長】地域づくり協議会をはじめとする関係団体との連携を推進する。

5 学校運営協議会委員の報酬

【趣旨等】地方公務員法上の特別職の地方公務員として、設置者である教育委員会の責任において任命されることから、「鈴鹿市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」に基づき支給する。

【支給条件等】 ・1回の出席につき1,000円とする。(年度6回を上限とする)
・鈴鹿市公務員及び辞退者には支給しない。

*扶養の対象から外れる(配偶者控除の対象から外れる)事態に注意。

【請 求】「学校運営協議会委員報酬支給対象者出席報告書」を開催月の月末に学校支援Gに提出する。 ※依頼文書は、改めて送付します。

学校運営協議会は、学校運営に対して一定の責任と権限を有する合議体であり、学校運営協議会委員は、設置規則、役割・立場、会議のあり方を理解していることが重要である。

【第1回学校運営協議会でのチェック項目例】

- ☐ 学校運営協議会委員は、校長を含め11名までで組織する。
- ☐ 委員の任期は、原則、該当年度の5月1日から翌年の4月30日とする。
ただし、やむを得ない理由のため、任期途中で委員の交代がある場合は、教育支援課に連絡を入れしかるべき手続きをとる。
- ☐ 学校運営協議会は、年間6回程度開催する。(中学校区の拡大学校運営協議会を含む)
- ☐ 学校運営協議会委員には、1回の会議で、1,000円の報酬が支払われる。
- ☐ 学校運営協議会委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。
- ☐ 学校運営協議会委員は、教育委員会規則により守秘義務がある。
- ☐ 学校運営協議会は、委員の意見をもとに協議する時間を大切にする。
- ☐ 学校運営協議会委員長は、協議会を招集し、議事をつかさどる。
- ☐ 学校運営協議会は、「辛口の応援団」である。

6 コミュニティ・スクール推進コーディネーター

教育支援課：加藤稔明

※ 新任校長及び異動した校長の学校を中心に、可能な範囲で学校運営協議会に出席します。

7 学校運営委員会委員について

「鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則」第4条に基づき、任用されます。

(1) 任用の流れ

- ア 学校長により、保護者、地域、学識経験者等を推薦。
- イ 鈴鹿市教育委員会において推薦者名簿を委員に提示し、承認を得る。
- ウ 教育委員会での承認後、任用される。

(2) 任期等

ア 任期

委員の任期は、原則5月1日から翌年4月30日までの1年間。

イ 辞任・再任用等

委員が任期途中でやむを得ず辞任される場合は、次の手続きを取る。

(ア) 教育支援課に一報を入れる。

(1) 次の書類を教育支援課に提出する。

- 学校運営協議会委員の変更申請様式
- 辞任願
- 【委員交代の場合】

別紙1【辞任・追加推薦】令和7年度 学校運営協議会委員推薦書

(ウ) 【委員交代の場合】(教育委員会での承認後) 任命書を発行する。

(3) その他

- ・ 委員の推薦にあたりましては、「鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則」第4条に基づき、現任者に対し、学校長から一人ひとりに意思確認をいただくとともに、お声がけいただき、ご推薦いただきますようお願いいたします。
- ・ 委員または推薦者にお声がけいただく際には、必ず任期は原則1年(5月1日から翌年の4月30日まで)であることの確認をしていただきますよう重ねてお願いいたします。

8 CS 研修会について

今年度は、以下のように、20校ずつで開催し、各校より5～6名の参加をお願いします。

(1) 開催日時・会場

- ① 令和7年5月22日(木) 15時00分～17時00分 市役所 5 階502・503会議室
- ② 令和7年5月30日(金) 15時00分～17時00分 市役所 12階1203会議室

(2) 参加校(20校ずつ)

① 5 月 22 日(木)

白子中、神戸中、創徳中、千代崎中、天栄中、旭が丘小、稲生小、桜島小、
神戸小、河曲小、一ノ宮小、飯野小、牧田小、清和小、玉垣小、愛宕小、
郡山小、栄小、天名小、合川小

② 5 月 30 日(金)

平田野中、鼓ヶ浦中、白鳥中、大木中、鈴峰中、国府小、明生小、庄野小、
白子小、若松小、鼓ヶ浦小、加佐登小、石薬師小、井田川小、長太小、
箕田小、鈴西小、深伊沢小、椿小、庄内小

(3) 参加者(各校5～6名)

学校運営協議会委員2名、地域コーディネーター(1～2名)、学校長、CS担当教員

(4) 日程

15時00分 あいさつ

15時05分～16時40分 講演 講師 新谷 明美 様

(富雄中学校区地域教育協議会総合コーディネーター)

16時40分～17時00分 質疑応答

通学路の安全確保について

1 通学路の指定

本市では、「交通安全」「防犯」「防災」の3つの観点で、学校が保護者や自治会、学校運営協議会等と連携して通学路の調査等を行い、安全性を考慮した上で、校長が通学路を指定することとなっています。

通学路の変更の際には届が必要ですので、教育支援課までご連絡ください。

2 鈴鹿市通学路交通安全プログラム

鈴鹿市通学路交通安全プログラムとは、通学路の安全確保及び危険箇所の改善を継続的に実施するために、通学路の総合的な安全対策の基本方針を定め策定したものです。鈴鹿警察署、国・県・市の道路管理者、教育委員会が連携協力して合同危険箇所点検を行ったり、関係部署による安全対策等を実施したりしています。

【年間計画】

5 月 第1回通学路危険箇所合同点検連絡会議…現状等の情報共有

6 月 小学校における危険箇所点検

7 月 中学校における危険箇所点検

7 月 第2回通学路危険箇所合同点検連絡会議…学校からの情報整理・共有

8 月～11 月 合同危険箇所点検

11 月 第3回通学路危険箇所合同点検連絡会議…合同点検実施箇所の対策検討

2 月 第4回通学路危険箇所合同点検連絡会議…今年度の対策状況共有

3 交通安全施設要望書（安全対策の実施に向けて）

- (1) 交通安全施設等の設置や修繕等の要望は、自治会会長名で「交通安全施設要望書」を作成し、交通防犯課に提出します。
- (2) 交通防犯課に提出された要望書は、申請の内容により、警察署や県・市の道路管理者等に振り分けられ、関係部署で検討され可能な範囲で対策が実施されます。

※ 申請者の欄に校長連名で提出していただくことも可能です。

4 開発行為にかかる通学路の安全対策について

通学路沿いや近辺での開発行為（宅地分譲、太陽光発電施設の設置等）については、都市計画課から教育支援課へ情報提供があります。教育支援課では、早急に関係小中学校へメールで情報提供をしております。

つきましては、関係小中学校では以下の内容に留意して対応願います。

- （１）開発業者が学校を訪問しますので、管理職が対応し工事期間や通学路の安全対策等について確認をしてください。また、受付日時や担当者も記録してください。
- （２）開発行為の開始日を受けた時点と開発行為が始まる直前に、学校だよりや学校メール、ＨＰ等を通じて、保護者や地域の方々へ周知してください。
- （３）関係する通学路を通る児童生徒には、事前に開発箇所の説明や安全指導の徹底をお願いします。

5 庁内掲示板による「道路工事届」及び「緊急工事」の確認について

鈴鹿市行政情報ネットワークシステムの庁内掲示板において道路工事情報が掲載されるようになっております。緊急工事の際には教育支援課から関係小中学校に電話で情報共有を行っておりますが、各学校におかれましても確認していただき、児童生徒への登下校時における安全指導に役立てていただくとともに、必要に応じて保護者や地域の方への周知をお願いします。

6 まもってくれてありがとう運動について

令和７年度も、四季の交通安全運動と関連して、鈴鹿地区交通安全協会による「まもってくれて ありがとう運動」が実施されます。

各期間、モデル校を中心に、横断歩道を渡り終えた児童が会釈してお礼の気持ちを示すことで、運転手側に「止まらなければ」という気持ちを起こさせ、歩行者優先のルールへの遵守を浸透させ、交通事故の減少を図る取組となっています。

交通安全運動期間	モデル校
春（４月６日から４月１５日）	神戸小（４/１５(火)実施予定）
夏（７月１１日から７月２０日）	旭が丘小（実施日未定）
秋（９月２１日から９月３０日）	未定
冬（１２月１日から１２月１０日）	未定

過剰な苦情や不当な要求等の対応について

1 要望・苦情等への初期対応の基本的な流れ

- ・ 保護者等に不安や不快感等を与えてしまったことを詫びて気持ちを和らげる。
- ・ 言い訳や反論をしないで話を真剣に聞く。
- ・ 要望・苦情等の内容の核心をしっかりと聴き取り、記録する。
- ・ 質問を投げかけて要望・苦情等の本質をつかむ。
- ・ 連絡方法を確認し、今後の見通しについて調整する。
- ・ 管理職等に速やかに報告する。

〔速やかに情報収集を行い、組織的に対応策等を検討する〕

2 鈴鹿市学校問題解決支援チームについて

学校問題解決支援チームは、学校に寄せられる要求や抗議等の対応において、その問題の本質や背景を把握し、問題の解決に資するとともに、双方の関係修復を行うための指導・助言等の支援を行います。また、必要に応じて関係機関や顧問弁護士と連携を図り、その対応について指導・助言を行います。（令和6年度10月より始まった鈴鹿市教育委員会顧問弁護士との契約は、今年度も継続予定）

学校問題解決支援チームに専門職員として苦情対応の経験が豊富な者を配置しています。

3 スクールロイヤー制度について

スクールロイヤー制度とは、スクールロイヤー（児童生徒への教育上の配慮や管理職・スクールカウンセラー等の学校関係者との連携など、学校の事情等に精通し、迅速な初期対応と継続的な支援を行う専門人材）を活用し、学校を取り巻く様々な問題に関する相談や、法的及びケースワーク的観点に基づく助言を得ながら、適切な対応や取組を進めていく制度である。

また、三重県教育委員会では、「いじめ対策推進事業」として、三重弁護士会と連携し、学校や市町等教育委員会からの要請により法律の専門家である弁護士の派遣を行っています。今年度も行う予定がありますので、詳細が届き次第、学校に送付させていただきます。（5月頃の予定です。）

教育支援課の出前講座について

- 1 趣 旨 学校や保護者、地域からの要請を受けて、児童生徒や保護者を対象に下記の内容の範囲で教育支援課職員が講師として出前講座を実施し、問題行動の未然防止、規範意識の向上、安全安心に向けた機運の醸成等を図ります。

2 開設講座内容

- (1) いじめ予防授業 (小学校高学年～中学校)

【参考】クラスルーム有 **クラスコード 「h2lgaeu」**

- (2) 携帯電話・インターネットの正しい使い方教室 (小学校中学年～中学校)

【参考】クラスルーム有 **クラスコード 「etchfo3」**

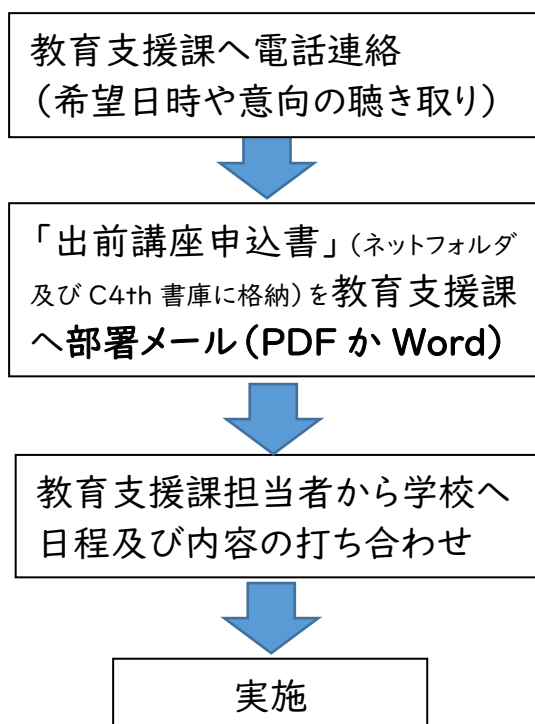
- (3) 万引き防止教室 (小学校中学年～中学校)

- (4) 薬物乱用防止教室 (小学校 6 年生～中学校)

- (5) 連れ去り防止訓練 (小学校 1 年生)

- (6) 不審者侵入対応訓練 (小中学校) 【参考】クラスルーム有 **クラスコード 「tqlloan」**

3 出前講座の申し込みの流れ



【出前講座申込書】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課 宛 (部署メールで) 〆

出前講座申込書 〆

申込日 令和 年 月 日 〆

※ 該当する箇所の口を■にしてください。 〆

1 希望講座 〆

☐ いじめ予防授業 (小学校 4 年生～中学校) 〆

☐ 携帯電話、インターネットの正しい使い方教室 (小学校 3 年生～中学校) 〆

☐ 万引き防止教室 (小学校 3 年生～中学校) 〆

☐ 薬物乱用防止教室 (小学校 6 年生～中学校) 〆

☐ 連れ去り防止訓練 (小学校 1 年生) 〆

☐ 不審者侵入対応訓練 (小中学校) 〆

2 希望日 (第 1 希望) 令和 年 月 日 (曜日) 〆

時 分 ～ 時 分 (限目) 〆

(第 2 希望) 令和 年 月 日 (曜日) 〆

時 分 ～ 時 分 (限目) 〆

3 会 場 〆

4 内容における希望 〆

5 参加学年・人数 〆

☐ 全校集会形式 (人) / ☐ 学年集会形式 (第 学年 人) 〆

☐ 学級単位 (第 学年 クラス) 〆

6 学校が準備できるもの 〆

☐ プロジェクター ☐ スクリーン ☐ ノートパソコン ☐ マイク 〆

学校名 〆 学校 担当者名 〆

電話番号 〆

4 その他

- ◇ 保護者向けの授業参観や土曜日の教育活動における出前講座の受付は行いません。
- ◇ 学年単位での実施に御協力ください。
- ◇ プロジェクター、スクリーン、マイク等の準備を依頼することがあります。

※ 生徒指導に関係する教職員向け研修については、学校と相談の上、可能な範囲で実施いたします。

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課 宛 (部署メールで)

出前講座申込書

申込日 令和 年 月 日

※ 該当する箇所の□を■にしてください。

- 1 希望講座
- ☐ いじめ予防授業 (小学校4年生～中学校)
- ☐ 携帯電話、インターネットの正しい使い方教室
(小学校3年生～中学校)
- ☐ 万引き防止教室 (小学校3年生～中学校)
- ☐ 薬物乱用防止教室 (小学校6年生～中学校)
- ☐ 連れ去り防止訓練 (小学校1年生)
- ☐ 不審者侵入対応訓練 (小中学校)

- 2 希望日 (第1希望) 令和 年 月 日 (曜日)
時 分～ 時 分 (限目)
(第2希望) 令和 年 月 日 (曜日)
時 分～ 時 分 (限目)

3 会 場

4 内容における希望

5 参加学年・人数

- ☐ 全校集会形式 (人) / ☐ 学年集会形式 (第 学年 人)
- ☐ 学級単位 (第 学年 クラス)

6 学校が準備できるもの

- ☐ プロジェクター ☐ スクリーン ☐ ノートパソコン ☐ マイク

学校名 _____ 学校 _____ 担当者名 _____

電話番号 _____

			校長	教頭	教諭	養教	栄養教諭	事務	合計
役 職 定 年			3						3
1 退 職	純然退職	早 期							
		普 通	7		8	1			16
		小 計	7		8	1			16
	割愛退職	県・県教委へ							
		市・市教委へ	1	1	5				7
		県立学校へ							
		附属学校へ		1	1				2
		県外へ							
		小 計	1	2	6				9
	計		8	2	14	1			25

2 異 動	転任		8	8	127	3		7	153
	昇任		5	3	4			5	17
	採用		5	4	59	1			69
	採用のうち新規採用教職員			小	40	1			41
				中	13				13
				計	53	1			54

			校長	教頭	教諭	養教	栄養教諭	事務	合計
2-1 異 動 の 詳 細	転 任	充指導主事等へ			1				1
		北勢地域内（鈴鹿市以外）へ			15			1	16
		北勢地域外（津・松阪より南）へ			17	1			18
		北勢地域内から鈴鹿市へ			15			2	17
		北勢地域外から鈴鹿市へ			5				5
		充指導主事から							
		転 任 小 計			53	1		3	57
	昇 任	教頭から校長	5						5
		教諭（主幹・指導含）から教頭		3					3
		教諭（事務局等含）から主幹教諭			1				1
		教諭（事務局等含）から指導教諭			3				3
		充指導主事から校長・教頭							
		学栄・事務職員						3	3
		市外へ							
		市外から							
	昇 任 小 計	5	3	4			3	15	
2-2 採 用 の 詳 細		県・県教委から	2	3	1				6
		市・市教委から	2	1	4				7
		県立学校から							
		附属学校から	1						1
		その他							
		事務局等からの採用 小計	5	4	5				14
	新規採用				53	1			54
	計		5	4	58	1			68

3 市 内 転 任 の 詳 細			校長	教頭	教諭	養教	栄養教諭	事務	合計
	市内	小→小へ	3	7	52	2		3	67
	市内	中→中へ	1	1	20				22
	市内	中→小へ			1				1
	市内	小→中へ	4		1			1	6
	計		8	8	74	2		4	96

令和 7 年度 教職員定数状況

令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年度 小中学校県費教職員定数状況

	小学校	中学校	合 計
本年度定数 A	6 9 3	3 5 4	1 0 4 7
前年度定数 B	6 9 3. 5	3 5 5. 0	1 0 4 8. 5
前年度差 A－B	－ 0. 5	－ 1	－ 1. 5
備 考	< R 7 > 標準学級 447 実学級 454 < R 6 > 標準学級 444 実学級 459 < 学級増減 > 標準学級 + 3 実学級 - 5	< R 7 > 標準学級 177 実学級 190 < R 6 > 標準学級 177 実学級 190 < 学級増減 > 標準学級 ± 0 実学級 ± 0	

学校管理職研修

鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課
教育指導課

校長

学校マネジメントによって教職員の意識改革を図り、学校組織のリーダーとしての的確な判断や決断をしながら、学校を活性化し、魅力ある学校づくりをする。（「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」三重県教育委員会）

日程	時間	研修テーマ	講師	場所	対象者	校長会
3/27(木)	9時～10時	校長としての心構え、年度当初の学校経営、学校における危機管理などに関すること	国府小学校長 神原 亜矢子 創徳中学校長 須藤 雅哉 教育支援課アドバイザー 橋本 伸清 教育支援課アドバイザー 梅本 秀明	市役所 11F 教育委員会室	新任校長 ※1年目標校長 希望者	4/14(月) 5/19(月) 7/10(木) 8/18(月) 10/20(月) 11/26(水) 1/ 9(金) 2/ 2(月)
4/17(木)	15時30分～ 16時30分	・学校組織体制の構築 一危機的課題への対応一 ・学校教育目標の実現に向けた具体的方策 等	教育支援課アドバイザー 橋本 伸清 教育支援課アドバイザー 梅本 秀明	オンライン	全校長	
7/24(木)	14時00分～ 16時00分	※市教委夏季研修講座	戸田市教育委員会事務局 教育政策室 学校経営アドバイザー 小高 美恵子	オンライン	全校長	
11/28(金)	15時30分～ 16時30分	(仮)次年度の学校組織体制や教育課程などに関すること	教育支援課アドバイザー 橋本 伸清 教育支援課アドバイザー 梅本 秀明	オンライン	全校長	

教頭

学校マネジメントにおける教頭の役割を理解し、学校教育目標の達成に向けて、教職員の共通理解を図るとともに保護者や地域等との連携・協働を進めながら、校長を補佐し学校改善を推進する。（「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」三重県教育委員会）

日程	時間	研修テーマ	講師	場所	対象者	教頭会
3/27(木)	15時30分～ 16時30分	教頭としての心構えや、年度当初の学校管理運営、教職員の健康管理と人材育成、学校における危機管理などに関すること	一ノ宮小学校 教頭 宮崎 美知 天栄中学校 教頭 松田 真 教育支援課アドバイザー 橋本 伸清 教育支援課アドバイザー 梅本 秀明	市役所 11F 教育委員会室	新任教頭	4/23(水) 11/ 6(木) 1/19(金)
5/29(木)	15時30分～ 16時30分	(仮)学校の現状を踏まえた学校管理運営に関すること	教育支援課アドバイザー 橋本 伸清 教育支援課アドバイザー 梅本 秀明	オンライン	全教頭	
7/24(木)	14時00分～ 16時00分	※市教委夏季研修講座	戸田市教育委員会事務局 教育政策室 学校経営アドバイザー 小高 美恵子	オンライン	全教頭	※自主教頭会 年間3回
12/1(月)	15時30分～ 16時30分	(仮)次年度の学校組織体制や教育課程などに関すること	教育支援課アドバイザー 橋本 伸清 教育支援課アドバイザー 梅本 秀明	オンライン	全教頭	

校園長会資料

鈴教 学第60号
令和7年4月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和7年度自己評価及び学校関係者評価の報告について（依頼）

このことについて、下記のとおり報告願います。

記

1 送付文書

- ① 学校自己評価書及び学校関係者評価書（様式）

2 提出期限

令和8年3月18日（水）

3 提出部数

- ①を紙文書で1部（A4サイズでの提出をお願いします。）

4 報告先

学校教育課 教職員グループ

5 その他

- ・評価資料等がある場合は添付してください。
- ・学校関係者評価の実施時期等の都合により、提出が遅れる場合は担当までお知らせください。
- ・報告内容については、本課への提出用であり、外部への発信時等については、鈴鹿市学校ホームページの作成及び運用に係るガイドライン（令和5年5月10日施行）に従ってください。

【事務担当：学校教育課 教職員G 玉田 Tel:382-7618】

令和7年度 学校自己評価書(様式)

見本

※評価項目に次の5つは必ず入れてください。

重点項目【学力向上×ICT活用】【長期欠席対策】【地域連携】【非認知能力の育成】+【学校における働き方改革】

評価項目	課題	今後の改善点
鈴鹿 本年度、研修や取組等で重点的な活動内容を端的に記述する。また、その進捗状況を確認できる指標を記述する。 その場合、定量的な成果の検証が可能なものは記入する。 検証方法での達成状況を数値等を使って記述 NO.		
I 学力向上 × ICT活用 授業改善・基礎学力の向上 ・全教員の研究授業の実施 ・授業でICTを活用する →学校アンケートによる検証 ・家庭学習の充実(chrome活用) →家庭学習時間の増加	・学校アンケートの「授業がわかりやすい」の数値が向上した。 (〇〇%→□□%) ・定期テストでの知識理解の項目の正答率が上昇した。 (〇〇%→□□%)	・1日の平均家庭学習時間が増加した。 (〇〇分→□□分) ・ICT推進委員会やミニ研修会を立ち上げ、年10回実施し、活用力の向上につなげた。
長期欠席対策 支援ファイルを活用し、定期的な会議(学年会やケース会議)を開催する。 →生徒アンケートによる検証	・生徒アンケートの「困ったとき、学校の先生に相談できる」 (目標〇〇%→△△%) ・生徒アンケートの「人が困っているときに進んで助ける」 (目標□□%→△△%) ・不登校生徒の状況はさまざまであり、学校だけの対応は難しく、教育委員会をはじめとして、外部機関との連携も必要となった。	・授業改善において、より自分の考えを表現できる場を設ける。これまでの取組の成果を生かしつつ、さらに質の高い授業作りに向けて研修を深める。 ・家庭学習時間の上昇だけでなく、質的な充実を目指す。
非認知能力育成 「自己肯定感」を高めるための研修会や学年会を年間〇回実施するとともに、校内アンケートを実施する	全国学力・学習状況調査の質問事項のうち「自己肯定感」に関わる項目において肯定的意見が向上した。(〇〇%→☆☆%)	各要素における否定的回答率の差が開いたため、年度途中もアンケートを実施し、手立ての見直しを図るべきであった。
幼小中一貫教育の視点を意識して記述する。		
地域連携 総合的な学習の時間等において、キャリア教育とも関連させ、地域の方など外部人材を活用した取組を各学年で実践する。	保まつた。 ・たくさんの地域の方々との協力が得られたことで、地域とのつながりができ、ボランティア活動に参加していただける方が増えた。 - 生徒アンケートの「今住んでいる地域の行事に参加している」 (目標◇◇%→〇〇%)	・地域、保護者と学校が連携を深め、子どもたちの成長のため、人と人がつながる生活環境の創造を目指す。
学校における働き方改革 時間外労働時間削減に向けて ・会議の終了時刻を決める ・定時退校日の設定(月2回) ・成績処理期間を短縮校時に設定 ・授業アイデアのフォルダの活用 ・年休取得推奨日の設定	○会議の終了時刻を決めたことで、議題における軽重をつけて話し合いをすることができ、放課後の業務時間を確保することができた。 ●運動会や六送会の準備や打ち合わせで会議の回数が増えた。 ○時間外労働時間の月平均が昨年度同月から〇〇時間削減できた。 ○授業のアイデアを共有することで、授業案作成に係る時間を短縮することができた。	・配布物を精選し、必要なものだけを紙媒体で配布し、それ以外はPDF化してクロムブックに配信する。 ・会議の内容等については、見通しを持った上で臨むことで、さらに時間の短縮ができる。また、引継ぎシート等を活用して、スムーズに作業等にかかれるようにする。 ・学年別、教科別、単元別にするなど、検索しやすい仕組みを立てておく。
学校関係者評価に関わる全員が見やすく、わかりやすい評価書になるように工夫してください。また、関係者評価に関わる会議等には詳細な別資料を準備するなど簡潔な評価書の作成をお願いします。		
5項目以外に、特別支援教育、生徒指導、人権教育、業務改善など学校とし重点目標にしている項目を挙げる。		

目的

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行います。

上限時間

- ① 1か月の時間外労働時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外労働時間について、360時間以内（月平均30時間）

学校における働き方改革推進のための環境整備等

1 教育ICTの推進

- ・校務支援システムを活用した出退勤時間の客観的かつ外形的な把握の推進
- ・ICTを活用した有効な授業方法や資料の提供・共有化
- ・会議等のオンライン化による業務削減を検討

2 専門家や外部人材の配置

- ・スクールライフサポーター22校(20人)・外国人指導助手13校(8人)
- ・スクール・サポート・スタッフ 小中学校40校配置
- ・学習指導員の小中学校への適切な配置
- ・スクールカウンセラー40校(10人)、スクールソーシャルワーカー4人配置

3 鈴鹿市運動部活動指針の一層の徹底

- ・始業前又は放課後等活動日の見直しや副顧問等との指導時間のシェア

4 時間外の間合せ対応のための留守番電話の設置等の推進

5 学校における働き方改革の推進に係る文書の発出

抜本的な業務削減に向けた業務分担の見直しや適正化

1 教育委員会が推進する事業・業務等の見直し

- ・上限時間の遵守を前提とした事業・業務等の推進
- ・調査・会議・研修会の一層の見直し
- ・各種調査等に係るデータの共有

2 県及び市町と学校が一体となった取組

- ・「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の統一3項目の一層の推進
- ・設定した日の定時に退校できた職員の割合**90%以上**を目指す。
- ・部活動休養日を計画通り実施した割合**95%以上**を目指す。
- ・放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合**70%以上**を目指す。
- ・休暇取得促進のための学校閉校日設定の取組の推進(5日)

学校における働き方改革の推進に向けた考え方

1 勤務時間について

- ・学校の業務は「上限時間」を超えないことが前提である。ただし、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終わるように調整すべきものである。

2 教育委員会における上限時間に基づく目標等の設定

- ・年360時間、月45時間を超える時間外労働者を**0人**を目指す。
- ・1人当たりの月平均時間外労働時間を**30時間以下**を目指す。
- ・1人当たりの年平均休暇取得の目標日数**23日**を目指す。

3 教育委員会及び学校の主体的な取組の推進

- ・教育委員会は、教職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の責務があることをふまえる。
- ・教育委員会は、教育行政を推進するにあたり、「上限時間」は超えてはならない時間であり、法的拘束力があることをふまえる。
- ・教育委員会及び学校は、労使協議の結果をふまえ、実情に応じた取組を主体的に推進する。
- ・県及び市町と学校が一体となった取組を組み合わせて改革を推進する。
- ・関係者が一体となって取組を推進する。

4 働き方改革の推進に向けた対応

(1) 児童生徒に係る臨時的な特別な事情への対応

- ・月あたり45時間を超えたとしても、年間360時間が守られるよう取り組む。
- ・労使で確認したうえで教育委員会や校長が状況に応じて臨時的な特別な事情に該当するかを判断する。

(2) 「上限時間」に係る対応

- ・「上限時間」の遵守の状況について、教委や学校において労使で定期的に検証し、その状態を解消できるよう、状況の把握、業務の削減、業務の見直しなどを進める措置を講じる。

5 具体的な方策

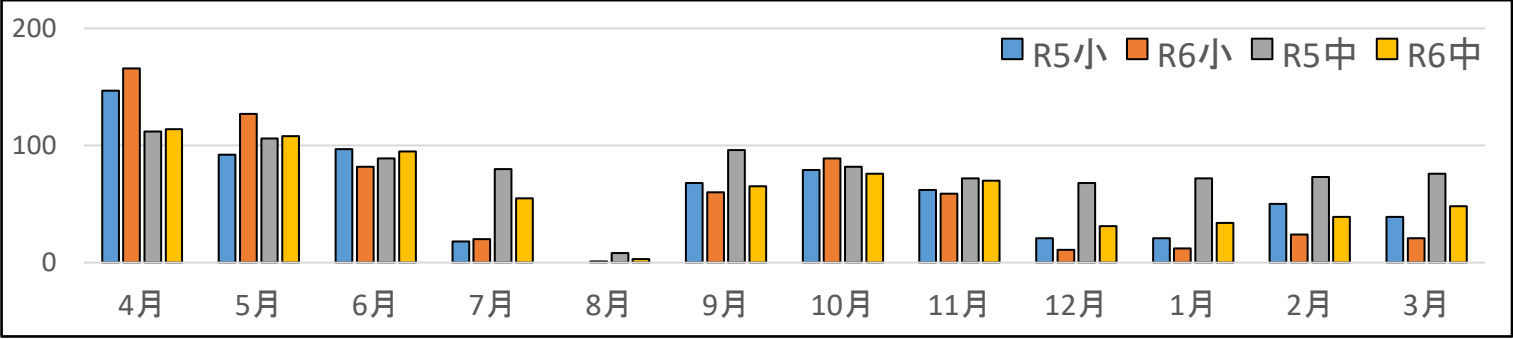
- ・学習教材等のデジタル化
- ・日課表の見直し(朝活動や清掃活動の時間の短縮等)
- ・教師と保護者間、児童生徒間、学校内の連絡等のデジタル化

学校における働き方改革

1 時間外労働の状況

(1) 月45時間以上80時間未満の教職員数

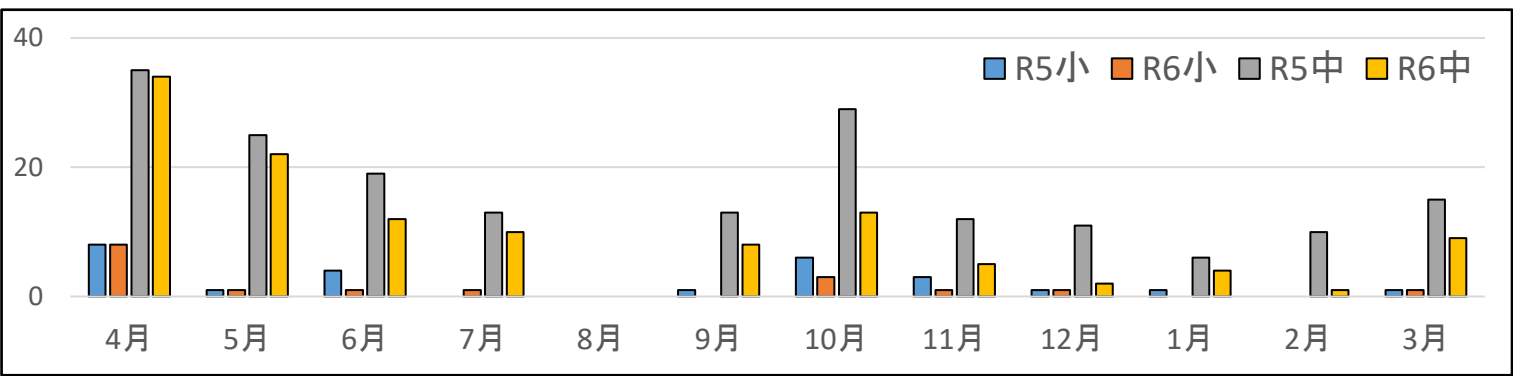
(単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5小	147	92	97	18	0	68	79	62	21	21	50	39	694
R6小	166	127	82	20	1	60	89	59	11	12	24	21	672
R5中	112	106	89	80	8	96	82	72	68	72	73	76	934
R6中	114	108	95	55	3	65	76	70	31	34	39	48	738

(2) 月80時間以上の教職員数

(単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5小	8	1	4	0	0	1	6	3	1	1	0	1	26
R6小	8	1	1	1	0	0	3	1	1	0	0	1	17
R5中	35	25	19	13	0	13	29	12	11	6	10	15	188
R6中	34	22	12	10	0	8	13	5	2	4	1	9	120

(3) 令和6年度の課題

●時間外労働を行った職員の数が令和5年度より減少しているものの、月45時間を超えている職員が、依然として1000人を超えている。

⇒時間外労働が月45時間を超える要因

小学校「学校運営対応」…49.2%

中学校「生活指導対応」…18.5% 「部活動指導対応」…21.6%

●定時退校日を設定した日数が、令和5年度より減少している。

●部活動休養日を実施した割合において、活動指標の目標値を達成することができたが、中学校における部活動休養日の実施が計画通りにできていない学校がある。

(4) 令和7年度取組

【学校での取組】

☆教師と保護者間、児童生徒間の連絡等のデジタル化

☆学校内の連絡のデジタル化

☆学習教材等のデジタル化

☆日課表の見直し（朝活動や清掃活動の時間の短縮など）

☆月2日程度の定時退校日設定と定時退校の啓発

☆朝練、休日の部活動時間の縮減、中体連主催以外の大会等への参加の見直し

【市での取組】

☆時間外労働が月80時間を超えた教職員の産業医面談の義務化

☆3分類の市からの発信

☆調査・報告等の精選

☆放課後の時間を生み出す工夫

（令和8年度夏季休業中の授業実施と5限日課の増設）

令和6年度ストレスチェック実施実績

1 実績集計値等

		R6	R5	R4	R3		R6	R5	R4	R3
対象者総数(B+D)	A	3,151	3,177	3,177	3,157	受検率B/A	94.6%	93.0%	94.3%	94.0%
受検者総数	B	2,980	2,954	2,997	2,967					
高ストレス判定者数	C	468	413	362	334	高ストレス判定率C/B	15.7%	14.0%	12.1%	11.3%
未受検者数(A-B)	D	171	223	180	190	未受検率D/A	5.4%	7.0%	5.7%	6.0%
受検勧奨者数(D内数)	E	8	17	1	5	受検勧奨率E/D	4.7%	7.6%	0.6%	2.6%

2 高ストレス判定者 部局別集計

	受検者	高ストレス 判定者割合	高ストレス判定者数					未受検者数			前年度 高ストレス 判定者割合	増減 今年－前年
			合計人数	正規	再任用	フルタイム	パートタイム	合計人数	休職者等	受検勧奨者数		
a	24	12.5%	3	3				0	0	0	13.0%	-0.5%
b	40	17.5%	7	7				3	2	1	13.2%	4.3%
c	117	17.1%	20	19		1		6	6	0	16.4%	0.7%
d	205	17.6%	36	21		15		5	5	0	14.2%	3.4%
e	73	24.7%	18	11		7		0	0	0	26.3%	-1.6%
f	58	12.1%	7	5	2			0	0	0	10.5%	1.6%
g	418	15.6%	65	39		12	14	40	40	0	12.1%	3.5%
h	167	26.3%	44	41		3		10	10	0	24.7%	1.6%
i	53	18.9%	10	8		2		3	3	0	18.5%	0.4%
j	94	19.1%	18	18				5	4	1	15.0%	4.1%
k	82	14.6%	12	11		1		2	2	0	13.6%	1.0%
その他	39	25.6%	10	10				1	1	0	19.5%	6.1%
教育委員会	1,283	14.6%	187	153	4	19	11	83	77	6	13.4%	1.2%
l	216	6.9%	15	15				9	9	0	4.3%	2.6%
m	111	14.4%	16	16				4	4	0	13.9%	0.5%
計	2,980	15.7%	468	377	6	60	25	171	163	8	14.0%	1.7%

3 高ストレス判定者 年齢別集計

年齢別	全体			小・中学校関係			小・中学校関係以外			前年度	増減 今年－前年
	受検者数 a	高判定者数 b	割合 b/a	受検者数 a	高判定者数 b	割合 b/a	受検者数 a	高判定者数 b	割合 b/a	全体	
18歳～19歳	2	1	50.0%	0	0	0.0%	2	1	50.0%	0.0%	50.0%
20歳～24歳	186	21	11.3%	78	7	9.0%	108	14	13.0%	8.0%	3.3%
25歳～29歳	335	45	13.4%	159	19	11.9%	176	26	14.8%	9.5%	3.9%
30歳～34歳	345	56	16.2%	163	27	16.6%	182	29	15.9%	21.0%	-4.8%
35歳～39歳	393	69	17.6%	155	24	15.5%	238	45	18.9%	13.4%	4.2%
40歳～44歳	288	57	19.8%	105	22	21.0%	183	35	19.1%	17.2%	2.6%
45歳～49歳	314	55	17.5%	102	13	12.7%	212	42	19.8%	15.7%	1.8%
50歳～54歳	382	67	17.5%	133	21	15.8%	249	46	18.5%	16.0%	1.5%
55歳～59歳	403	66	16.4%	147	17	11.6%	256	49	19.1%	13.7%	2.7%
60歳～64歳	257	25	9.7%	118	16	13.6%	139	9	6.5%	9.1%	0.6%
65歳～69歳	68	6	8.8%	32	3	9.4%	36	3	8.3%	7.0%	1.8%
70歳～79歳	7	0	0.0%	3	0	0.0%	4	0	0.0%	0.0%	0.0%
計	2,980	468	15.7%	1,195	169	14.1%	1,785	299	16.8%	14.0%	1.7%

- ・小・中学校関係における高ストレス判定者を年齢別にみると、特に30歳から44歳の年代が高ストレス割合が高い傾向にある。
- ・学校現場において、ミドルリーダーや学年主任として様々な校務に携わったり、責任が大きい立場であったりすることが一因と考えられる。そのため、学校では特に限定された教職員に校務が偏っていないかに留意し、複数体制で校務にあたる体制を整備する。
- ・ストレスチェック後に、メンタルヘルスを含む教職員の面談や健康相談等について、希望者に対して管理職や産業医との面談機会を周知する。

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長

教職員の服務規律の徹底について（通知）

このことについては、三重県教育委員会教育長から令和 6 年 1 2 月 3 日付け（教委第 2 0 - 3 2 0 号）で発出されており、周知しているところですが、児童生徒及び保護者、地域から信頼される学校づくりに向け、様々な機会を通じ繰り返し教職員への徹底をお願いしているところです。

年度当初にあたり、本市においても以下の項目について、すべての教職員に服務規律の徹底について改めて自覚を促すとともに、「鈴鹿市立幼小中学校（園）コンプライアンス推進大綱」（別紙）に基づいた意識の醸成を図っていただくよう強くお願いします。

記

- 1 勤務時間中は職務に専念することとし、携帯電話・スマートフォン等の不必要な利用を行わないこと。また、児童生徒と職務に関係のない私的な SNS 等によるやりとりを行わないこと。
- 2 体罰、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと受け止められる行為を行わないために、児童生徒との関わり方や言動に対して見つめ直す機会を持つこと。
- 3 個人情報等については、施錠できる場所に保管し厳重に管理することや、校舎外へは原則持ち出さないよう徹底すること。
- 4 各教室の鍵や学校備品等は適正に管理保管し、紛失や破損を防ぐこと。
- 5 学校施設に異常が認められた時は、速やかに管理職に報告すること。
- 6 様々な危機発生時等には、管理職に遅滞なく報告すること。
- 7 交通事故に遭った際には、加害被害を問わず、救護措置、事故続発の防止、警察への連絡等を行い、速やかに管理職に報告すること。
- 8 通帳の適正な保管管理等を徹底し、疑義が生じた場合は、管理職等を通じ、速やかに教育委員会に報告する。
 - ・必要のない通帳は解約するなど、定期的に使用状況の確認に努める。
 - ・預金通帳及び印鑑を保管する場所や鍵については、別々の者で管理する。

各市町等教育委員会教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

このことについては、学校教育に対する県民の関心がますます高まるなか、かねてから注意を喚起し、貴職におかれても格段の配慮をいただいているところです。

県教育委員会は、令和3年3月11日付けで、「不祥事根絶に向けた対応策について」を発出し、学校とともに不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできました。

しかしながら、本年度、生徒に対するわいせつ行為や体罰及び不適切な言動、部落差別、交通事故による懲戒処分事案の他、不適切な事務処理事案が相次いで発生するなど、県民の教育に対する信頼を損なう事案が生じています。

教職員一人ひとりが不祥事を自分事として捉え、常に自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律し、教育に対する県民の信頼の確保に努める必要があります。年末・年始を迎えるにあたり、下記事項について全教職員へ周知していただき、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保に、改めて格段の注意を払われるようお願いいたします。

あわせて、「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック『不祥事根絶に向けて』」及び「管理職向けマニュアル『不祥事根絶に向けて』」等を活用して、不祥事発生に係る原因や背景、対応策を考える機会を設定するなど、不祥事根絶に向け、校長のリーダーシップのもと、主体的に取り組を進めてください。

各市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 児童生徒性暴力等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員等による児童生徒性暴力等は決してあってはならないことである。令和5年9月に「懲戒処分の指針」を一部改正し、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者に対し、わいせつな行為等の児童生徒性暴力等に該当する行為をした教職員等は、免職とする、としているところである。これらの行為は、児童生徒等に対し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、同意の有無及び程度にかかわらず断じて許されるものではないことを再認識するよう、所属職員へ周知徹底すること。

公立中学校・義務教育学校後期課程、県立学校において実施する「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」で生徒から回答があった学校においては、その内容を踏まえ、生徒との関わり方、生徒に対する言動を見つめ直す機会を設定するなど、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

児童生徒性暴力等は、他の教職員の目が行き届きにくい空間や自家用車内で児童生徒と1対1で対応している状況をきっかけとして発生する場合が多いことから、密室にお

ける個別対応を避けるとともに、やむを得ない事情により校長の承認を事前に得た場合を除き、児童生徒の輸送のために自家用車を使用しないことを徹底すること。また、児童生徒と職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりをきっかけとし発生する場合もあることから、教職員一人ひとりに対し、適切な取扱いについて徹底すること。

2 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、本年12月1日から10日までを年末の交通安全県民運動期間と定めている。また、平成25年7月1日から「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」が施行されているところである。

これから年末・年始の時期に向けて、飲酒の機会がある場合においても、飲酒運転の危険性、反社会性を一層認識し、飲酒後は絶対に運転しないことや飲酒の機会があるときは車で出かけないなど、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たにし、飲酒運転の根絶を図ること。

なお、本年11月1日に道路交通法が改正され、自転車の飲酒運転時の罰則が強化された。各校においては、飲酒後は自転車であっても絶対に運転しない、させないなど確認し、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを図ること。

また、横断歩道手前の減速・停止、横断歩道における歩行者優先を徹底するなど、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員が交通法令を遵守するのはもちろんのこと、交通安全県民運動のスローガン「やさしさが 安全つなぐ 三重の道 ～歩行者のハンドサインは 赤信号～」を踏まえ、自らが事故を起こすことのないよう十分注意し、交通事故の防止に取り組むこと。

3 体罰及び不適切な言動の根絶について

体罰は、学校教育法において禁止される非違行為であるだけでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。また、児童生徒に対する暴言や児童生徒を精神的に追い詰めるような指導も懲戒権の範囲を逸脱したものであり、許されないものである。本年7月に「懲戒処分の指針」を一部改正し、児童生徒に著しい精神的な苦痛を与え、かつ態様が特に悪質で繰り返し不適切な言動を行った教職員等は、免職または停職とする、としたところである。

各学校においては、「この程度なら指導の一環である」というような誤った認識のもとで指導を行うことがないこと、職員が児童生徒の特性を十分に理解せず、学校でその情報を十分に共有しないまま指導を行うことがないようにすること、職員ひとりで指導を抱え込まないこと、生徒を聴取する際に1対1で対応しないことを周知徹底すること。また、コンプライアンス研修等を通じて、体罰の定義と具体的にいかなる行為が体罰及び不適切な言動に当たるかなどを確認したうえで、体罰や不適切な言動を見逃していないかを常に検証し、体罰及び不適切な言動を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰及び不適切な言動が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、引き続き、体罰及び不適切な言動の根絶の取組を進めること。

教職員は、アンガーマネジメント研修の受講等、自らの資質向上に努めるとともに、学齢、障がい、家庭環境等、児童生徒の状況や言動の裏側にある背景を踏まえたうえで、常に愛情と責任を持って指導にあたり、児童生徒が自信を喪失したり、屈辱を感じたりするような言動は厳に慎み、児童生徒の人権に十分配慮した教育活動を推進すること。

4 部落差別等の根絶について

子どもたちに、差別のない社会をつくる主体者としての意識を育む立場にある教育公務員による部落差別等は、決してあってはならないことである。

全ての教職員が、高い人権意識や人権問題についての確かな知識を持つとともに、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」等に基づき、公私を問わず率先して積極的な役割を果たす責務があることを自覚すること。

各学校においては、三重県人権教育基本方針に基づき、差別の解消に向けた取組を組織的・系統的に進めたり、人権侵害に対して的確に対応したりすることができるよう、管理職や担当者が中心となり、教職員が一体となった校内推進体制を確立すること。

5 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校において、児童生徒の個人情報を含む書類・電子データなど、外部に流出してはならない公文書等は施錠できる場所に保管し厳重に管理するとともに、校舎外へ持ち出さないよう徹底すること。特に、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、校長の許可を得るとともに、ファイルへのパスワード設定等、可能な限りの保護対策を施したうえで、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。また、試験結果や成績等、重要な個人情報については電子メールで送信してはいけないこと、校外に持ち出す際には書面による校長の許可が必要であること、個人情報を含む書類等を返却する際には返却先を複数人で確認すること等を徹底すること。また、書類郵送時には、住所氏名などはエクセルなどで加工したデータではなく、データの元となる紙資料等と突合し、複数人で確認することを徹底すること。

各学校における具体的な管理方法やルールは、全教職員に周知し、確実に実施できるよう徹底すること。

6 学校における著作権の取り扱いについて

著作権法第35条等では、学校教育において、「授業の過程」における利用目的に限り、著作物を一定の範囲で自由に使うことを可能としているが、学級通信や学校のホームページにイラスト画像を掲載する場合などは、「授業の過程」における利用には該当せず、著作権者の許諾が必要となる。学校で作成した学校だよりなどをホームページに掲載する場合は、著作権を侵害していないか、改めて確認するとともに、文化庁発行の「学校における教育活動と著作権」等を参照するなど、学校教育における著作物利用のルール等について周知徹底すること。

7 公金の管理等、適切な事務処理の徹底について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講じること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあっては、遅滞なく金融機関に入金するなど、手元での保管期間を極力短くし、紛失や盗難被害の防止に努めること。また、通帳・印鑑の管理、出入金手続き、及び収支に係るチェック体制を整え、単独で出入金を行えないようにするなど、公金等の一層の厳正な管理に努めること。

県立高等学校においては、生徒の転退学や休学等にあたり、教務と事務との間で速やかに情報共有し、授業料調定や高等学校等就学支援金事務、私費会計事務を適正に行うこと。

8 適切な旅費請求の徹底について

職員の出張は、校長の命令に基づき行われるものであり、職員は、承認を受けた旅行命令に従い旅行を行うとともに、旅行に係る手続きを迅速かつ適正に行う必要がある。職員が旅行命令と異なる旅行を行う場合、校長は、職員に対し、事前又は事後に旅行命令の変更を行わせたうえで、旅行事実に基づいた復命及び旅費請求をさせるなど、旅行に係る事務手続きを適切に運用すること。

9 勤務時間の適正管理及び休暇の適切な運用について

公務員には職務専念義務があり、長期休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、長期休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。特に、在宅勤務が認められているところであるが、授業等、学校運営に必要な業務が遂行できる体制を維持したうえで、適切に運用すること。

また、病気休暇の承認にあたっては、通院・治療証明書等の原本を確認し、当該職員の病状等を十分に把握すること。特別休暇においても、当該職員にその事由をできる限り具体的に記入させ、必要に応じて証明書類の提出を求めるなどしたうえで承認すること。

10 部活動等の指導における安全確保について

冬季は予想外の強風や突風の発生が考えられることや、持久走・長距離走を実施する機会が増えることから、部活動及び体育の授業や特別活動での体育的行事における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、指導にあたっては基本的な感染対策を徹底しつつ、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施し、特に校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。また、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているかにも留意すること。

11 あらゆるハラスメントの防止について

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」において、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のない職場づくりを進めることとしており、令和3年12月一部改正した「ハラスメントの防止等に関する基本方針」に基づき、すべての教職員等が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働ける職場環境を確立するとともに、児童生徒・保護者が教職員等を信頼し、伸び伸びと楽しく学べる教育環境の充実を図っているところである。

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、お互いの人格を尊重し、普段からコミュニケーションを大切にするとともに、管理職は職員の状況を把握し、風通しのよい職場づくりに努めること。

12 営利企業等への従事制限、兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、不動産の賃貸、太陽光電気の販売を含め、兼職及び事業等への従事には、任命権者（県費負担教職員の場合は各

市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

1 3 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

1 4 教職員の服務規律の確保

挨拶や保護者対応等の基本的なマナー、教職員の勤務時間中の行動（喫煙、私用電話等）、交通ルールの遵守など教職員の服務規律について、依然として県民からの意見や指摘がある。

一人の教職員の行動が、教職員全体の信用を著しく損なうことになる場合があることから、教職員一人ひとりが自覚を持ち、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、公正・誠実に職務を遂行し、説明責任を果たすことによって、県民の信頼に添えていくこと。

教職員課 県立学校人事班 電話059-224-2956 小中学校人事班 電話059-224-2958
--

鈴鹿市教育委員会

1 コンプライアンスとは

コンプライアンスとは、本来法令関係の用語であり、一般的に「法令遵守」と訳されますが、法令や規則だけではなく、社会的規範やルール、マナーなども含めて遵守することをいいます。

そこで、平成 22 年 10 月に定められた、鈴鹿市コンプライアンス推進大綱をもとに、鈴鹿市立小中学校コンプライアンスを次のように定義します。

着実に教育活動を推進するため、取り巻く環境の変化を敏感に察知し、法令や社会的規範の遵守のみならず、その背後にある社会的要請を探知し、それらを常に見据えながら創造的かつ自律的に職務を遂行し、組織が一体となって、生き生きと活動すること。

これを受け、鈴鹿市立小中学校のすべての教職員は、このコンプライアンスに取り組み、さらに推進していくこととします。

2 基本方針

保護者・地域住民は、次世代を担う子ども一人ひとりが学校生活を通して、健やかに成長することを願っています。

そこで、すべての教職員は、職務を遂行するため、コンプライアンス意識を持ち続け、質の高い教育活動を提供します。

また、その実現のために、小中学校において日頃から研修に取り組むとともに、教職員間の活発なコミュニケーションができる環境づくりを進めます。

さらに、組織として課題を共有しつつ、常に点検し、改善するといった継続的な取り組みを進めます。

3 行動規範

コンプライアンスに関し、基本的項目として教職員が常に意識すべき行動規範を掲げ、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、定着を図ります。

- 一 教職員は、子ども、保護者、地域住民の視点に立ち、行動します。
- 一 教職員は、法令等を遵守し、不正を許さず、公平・公正に行動します。
- 一 教職員は、子どもの人権を尊重するとともに、常に高い人権意識を持って行動します。
- 一 教職員は、公私にわたり高い倫理観を持って行動します。
- 一 教職員は、職責の重さを自覚し、組織の中で切磋琢磨しながら、自己研さんに励み、資質の向上に努めます。
- 一 教職員は、子ども、保護者、地域住民の声を受け止め、情報をわかりやすく伝え、丁寧な説明を心がけます。

附 則

この大綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。